



第3次 小金井市 環境 基本計画



小金井市
令和3年3月

「第3次小金井市環境基本計画」 策定にあたって



本市は、国分寺崖線に代表されるみどりや野川、玉川上水などの水、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきました。この良好な環境を次世代に継承し、循環を基調とした持続可能な社会を構築していくため、平成15年7月から環境基本条例を施行しており、この条例を受けて、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため環境基本計画を策定し、様々な環境施策の展開を図っています。

前計画である第2次小金井市環境基本計画の対象期間の6年間では、国際社会、国においても環境分野を取り巻く状況が大きく変化しました。

平成27年に国連総会では、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であるSDGsを記載した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この国際目標の中には、水・衛生、エネルギー、気候変動などといった環境分野の課題が数多く含まれており、同アジェンダ採択後に見直しが行われた国の第五次環境基本計画等との関連性を持ちながら、世界の共通目標の達成に貢献する必要があります。

また、国内では豪雨による土砂災害の発生等といった気候変動の影響が身近な生活にも及んでいます。この影響に対処するため、温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策の両輪による温暖化対策の推進が重視されてきています。令和2年10月には、政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロへと大きく舵を切ることとなりました。さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの市民・事業者の生活や事業活動に影響を受けました。今後は新しい生活様式に対応しながら、環境分野の問題にも取り組んでいく必要があります。

これらの環境を取り巻く状況の変化に対応した新たな環境政策のマスタープランとして、この度、新たに令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする第3次小金井市環境基本計画を策定しました。本計画では、ネットワーク・協働体制の確立を計画推進の基盤づくりと位置付けました。目標年次である令和12（2030）年度には、計画が目指す環境像を実現するため、小金井市の環境に係る全ての主体の皆様と協働して計画を推進し、チャレンジする10年間としてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご検討いただいた環境審議会委員、6年間の取組の評価と課題について報告書をご提出くださった環境市民会議の皆様並びに市民アンケート、ヒアリング調査等にご協力いただいた市民・事業者の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

小金井市長

西岡真一郎

目次

「第3次小金井市環境基本計画」策定にあたって

第1章 小金井市環境基本計画とは 1

1. 計画策定の経緯..... 1
2. 計画の位置付け..... 1
3. 計画の期間 2
4. 計画の対象範囲..... 2
5. 各主体の役割 3

第2章 計画策定の背景及び方針 4

1. 世界・国・東京都の動向と小金井市の計画 4
2. 各主体の取組状況..... 7
3. 市民の満足度と将来に残したい環境..... 15
4. 計画策定の方針..... 18

第3章 環境像とその実現に向けた取組 20

1. 将来の環境像 20
2. 計画の体系 22
3. 計画推進の基盤づくり 23
4. 基本目標ごとの施策及び取組 31
 - 基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる..... 32
 - 基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する 40
 - 基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ..... 48
 - 基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る..... 54
 - 基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る 60
 - 基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる 66
 - 基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる..... 74

第4章 計画の推進体制・進行管理 84

1. 計画の推進体制..... 84
2. 計画の進行管理..... 85
3. 指標・目標一覧..... 86

第3次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画91

資料編資-1

1. 小金井市環境基本条例..... 資-1
2. 検討体制..... 資-4
3. 計画策定の経過 資-6
4. 小金井市環境審議会 答申..... 資-8
5. 計画策定に係る諸調査の概要..... 資-9
6. 環境指標・取組指標及び目標設定の考え方..... 資-16
7. 計画案に対するパブリックコメントの実施概要..... 資-27
8. 地下水湧水専門家会議の提言..... 資-28
9. 水収支推計の算定根拠..... 資-30
10. 用語解説 資-42

第1章 小金井市環境基本計画とは

1. 計画策定の経緯

小金井市環境基本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、市、市民、事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画です。

参考：小金井市環境基本条例より抜粋

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

本市では、平成17年10月に「小金井市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、平成27年3月に「第2次小金井市環境計画」（以下、「第2次計画」という）として計画策定を行いました。第2次計画策定以降、地球温暖化や気候変動をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物の問題など、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス、気候変動適応などの新たな環境課題も注目を集めています。これらの環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことがこれまで以上に求められています。また、水素エネルギーなどの新たなエネルギー資源や技術を積極的に取り入れて普及させることも必要です。

そこで、令和2年度で計画期間の満了を迎える第2次計画にかわり、私たちを取り巻く環境の変化に対応した新たな計画として「第3次小金井市環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、「小金井市環境基本条例」第3条に掲げられた「基本理念」を実現するため、市、市民、事業者等が協働して、環境に関する様々な取組や施策を推進するときのマスタープランとして策定するものです。

同条例第10条では、「市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない」と定めていることから、今後策定する個別の計画は本計画と整合を図ります。

また、本市の基本方針を定める「第5次小金井市基本構想」及び「前期基本計画」を上位計画とし、国や都の計画及び市の関連計画と相互に連携を図っていきます（図1-1）。

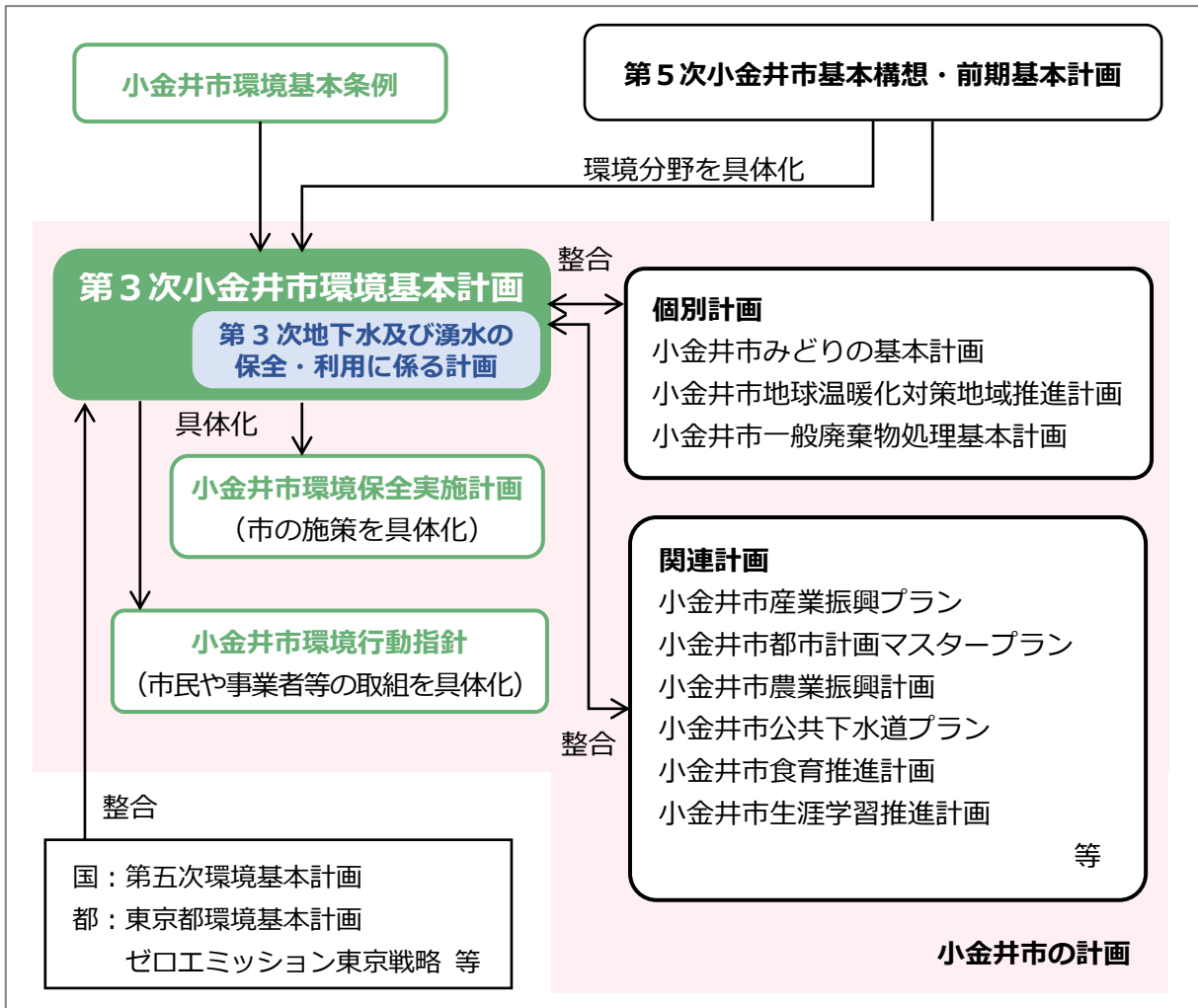


図 1-1 計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第5次小金井市基本構想」の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標などについて、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

本計画は、小金井市内全域を対象地域とし、表1-1に掲げる分野を対象範囲とします。

また、環境に関する取組を市、市民、事業者等の協働によって推進するためには、環境に対する問題意識の共有や活動の実践が欠かせないため、環境分野に係る教育・学習、普及啓発、人材育成なども対象とします。

表 1-1 計画の対象範囲

環境分野	主な環境項目
自然環境	緑、水辺、生き物、自然とのふれあい、水循環 等
生活環境	大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、臭い、化学物質、資源循環 等
都市環境	都市景観、公園・緑地 等
地球環境	地球温暖化、気候変動、その他地球環境問題 等

5. 各主体の役割

本計画は、市、市民、事業者、教育機関、市民団体や事業者団体など小金井市の環境に関わる全ての主体により推進するものです。各主体がそれぞれに役割を果たしつつ、連携・協働による取組を行うことが重要です。

「小金井市環境基本条例」では、環境の保全、回復及び創造のための市、市民、事業者、教育機関の責務が以下のとおり示されています。

その他、市民団体や事業者団体についても、市民や事業者への働きかけや、市と連携・協働して計画を推進することが期待されます。

市の責務（条例第4条より）

- ・市は、基本理念[※]に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
- ・市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

市民の責務（条例第5条より）

- ・市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- ・市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

事業者の責務（条例第6条より）

- ・事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- ・事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

教育機関の責務（条例第7条より）

- ・教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。
- ・大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

※「小金井市環境基本条例」では、第3条に基本理念を定めています。

（第1項）環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

（第2項）環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

（第3項）環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

第2章 計画策定の背景及び方針

1. 世界・国・東京都の動向と小金井市の計画

1) 世界の動向

○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

・2015（平成27）年9月に、国連総会において、SDGs（Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

・SDGsとは、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。17のゴールには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった、環境分野の課題が数多く含まれています。

・国内では、2016（平成28）年5月に政府がSDGs推進本部を設置しました。SDGsアクションプランの策定やジャパンSDGsアワードの主催など、国を挙げてSDGsを推進しています。2019（令和元）年12月には、2016（平成28）年12月に策定された「SDGs実施指針」の改訂版が公表されましたが、日本の8つの優先課題の中には「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」という環境分野も含まれます。また、主なステークホルダーの役割として、地方公共団体は「SDGs達成に向けた取組加速化、各地域の多様な優良事例の発信」、新しい公共[※]として「地域の課題解決に向け、地域住民やNPO等がSDGsに貢献」が求められています。「SDGs実施指針」の進捗は定期的に確認・見直しされるので、その内容も踏まえつつSDGsの達成に貢献することが必要です。

※「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

○歴史的な合意となったパリ協定を踏まえた脱炭素社会の構築

・パリ協定は、京都議定書の第1約束期間（2008（平成20）年～2012（平成24）年）を経て、2015（平成27）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されました。歴史上初めて、同条約を締結する全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことを約束した枠組みです。

・世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。

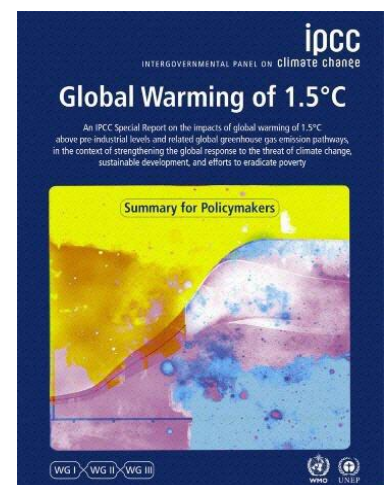
・世界では、東京都を含め398の都市が、2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロを目指して行動を開始しています（2019（令和元）年12月11日COP25で公表）。

・全ての国が温室効果ガス削減・抑制目標を5年ごとに国連気候変動枠組条約事務局へ提出更新するため、2020（令和2）年以降の目標達成状況などにも注目していくことが必要です。



図2-1 SDGsのロゴ

出典：国際連合広報センターホームページ



1.5℃特別報告書（IPCC）

2) 国や東京都の動向

○国：第五次環境基本計画の閣議決定

・国の第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）は、SDGs 及びパリ協定の採択後に初めて見直しが行われた計画です。同計画では、SDGs の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

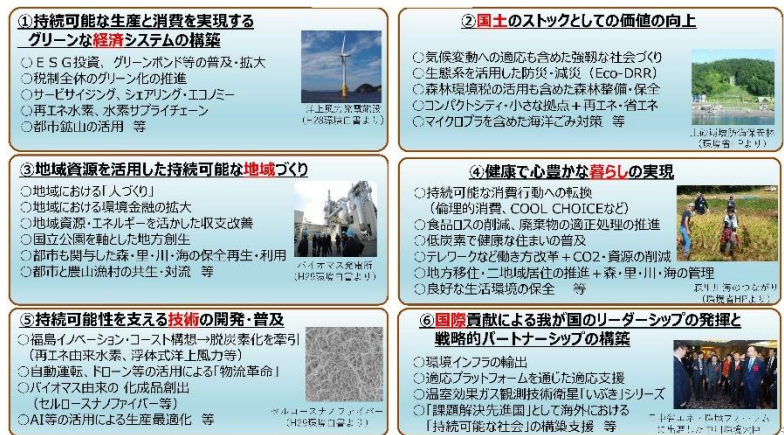


図 2-2 第五次環境基本計画の 6 つの重点戦略
資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

○国：気候変動適応法、緩和策と適応策の両輪による温暖化対策の推進

- ・国では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月）において、温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26.0%減の水準にするという目標を掲げ、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月）において、長期的目標として 2050（令和 32）年までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指すこととしています。さらに、令和 2 年 10 月には、第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という「2050 年カーボンニュートラル」が宣言されました。今後、新たな目標達成に当たっての具体的な方策が示されると考えられるため、本市の取組内容も必要に応じて反映・見直しが求められます。
- ・近年、気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、巨大なハリケーンや山火事が世界各地を襲い、日本国内でも豪雨による土砂災害等で甚大な被害が発生しています。気候変動の影響に対処するため、従来の温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策が重視されてきています。平成 30 年に制定された「気候変動適応法」では、努力義務として、国は地方公共団体に対して「気候変動適応計画」の策定を求めています。
- ・また、国内の温室効果ガス削減の動きも活発化しており、「2050 年二酸化炭素実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています（令和 3 年 1 月 22 日現在、209 自治体が表明）。

○国：生物多様性の主流化、次期生物多様性国家戦略の検討

- ・平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議が愛知県名古屋市内で開催され、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現するため、2020（令和 2）年までに達成すべき 20 の個別目標（愛知目標）が採択されました。
- ・平成 24 年に愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとして閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組の推進が地方公共団体の役割として位置付けられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる（生物多様性の社会における主流化）」ことが掲げられています。現在、国では次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。

- ・2020（令和2）年9月15日に公表された地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）では、愛知目標の達成状況について、ほとんどの目標でかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標のうち完全に達成できたものはない、とされています。2021（令和3）年の生物多様性条約第15回締約国会議において採択予定のポスト2020目標にも注目していく必要があります。

○東京都：ゼロエミッション東京戦略の策定

- ・東京都は、2019（令和元）年5月、U20[※]東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和32）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、同年12月に、「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組及びロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。
- ・併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV普及プログラム」を策定しています。

※U20 (Urban20) : 2017 (平成 29) 年に設立された世界の主要都市が参加するプラットフォーム。国家レベルのG20 (金融世界経済に関する首脳会合) の議論に都市の経験や意見を反映させることを活動主旨とする。東京都は2019 (令和元) 年議長都市として5月の会議を主催。

3) 小金井市の上位計画及び個別計画

○第5次小金井市基本構想・前期基本計画

- ・本市では、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像とし、令和3年度～令和12年度を計画期間とする「第5次小金井市基本構想」及び5年間の「前期基本計画」を策定中です。
- ・本計画はこれらの構想・計画の下位計画であるため、策定の経過を見ながら内容の整合を図りました。

○みどりの基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画

- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の個別計画です。みどりの基本計画は自然環境（みどり）や都市環境（公園・緑地）に関する分野、地球温暖化対策地域推進計画は地球環境（地球温暖化、気候変動）等に関する分野、一般廃棄物処理基本計画は生活環境（資源循環）に関する分野について、更に詳しく扱っています。
- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」は本計画と同時に策定しました。「小金井市一般廃棄物処理基本計画～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～」は令和2年3月に策定しました。本計画は、これらの計画の目標や施策とも整合を図りました。

2. 各主体の取組状況

○第2次計画における施策の実施状況

第2次計画では、8つの基本目標を掲げ、各目標に対して基本施策、取組方針を定めて環境保全に資する施策を推進してきました。施策の実施に当たっては、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で環境保全実施計画を策定し、実施状況の点検・評価を行っています。点検・評価結果及び実施状況は「環境報告書」で毎年報告されていますが、庁内の施策の実施状況の点検にとどまっておらず、本市の環境へどのような効果を与えているか等は把握できていません。

第2次計画の基本目標ごとの主な取組内容及び課題は以下のとおりです。本計画においては、P9に示す主な課題について、現状を踏まえて継続の必要性や改善策を検討し、施策の内容（第3章「3. 計画推進の基盤づくり」及び「基本目標1」）に反映しました。

基本目標1：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

環境学習の推進、環境に対する意識の向上や情報の共有、小金井市・市民・事業者及び教育機関が協力して環境保全行動を実践できる仕組みづくりと機能を構築する

■主な取組内容■

- ・クリーン野川作戦、公民館における各種環境関連講座、みどりやごみ・リサイクル、雨水浸透等をテーマとした出前講座などを実施した。「小金井版 稲の学習ハンドブック」の作成と市内小中学校での活用、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくり“Koganei-Style”の地域展開など、協働による取組の実施により環境学習を推進した。
- ・環境フォーラムの実施や小金井市環境市民会議定例会への出席、「こがねい市民活動団体リスト」の更新、野川流域協議会等への出席による広域連携の実施、協定を締結した大学等との連携（講演会の実施や大学施設の環境活動フィールドとしての活用等）、環境美化サポーター等各種制度に基づくボランティア活動支援などにより、パートナーシップを推進した。
- ・環境報告書、市報、ホームページ、チラシの広報掲示、Twitterによる情報発信を実施した。

基本目標2：緑を守り育てる

貴重な緑を計画的に保全するとともに、新たな緑を創出する。また、緑や食の安全を支える農地を小金井市全体の財産として守る

■主な取組内容■

- ・「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木及び保存生け垣の指定を推進した。東京都の特別緑地保全地区（滄浪泉園）の指定面積拡大を実現した。
- ・市民、専門家との連携による緑地保全対策審議会により、「小金井市公園等整備基本方針」を策定した。
- ・花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティアと連携し、市民参加で公園管理を実施した。
- ・平成22年度以降、梶野公園や貫井けやき公園の供用開始など、計約0.3haの都市公園を整備した。
- ・都市計画道路への植栽帯の設置、生け垣造成奨励金制度の普及、公共施設の緑化や、指定開発事業における「小金井市環境配慮指針」及び「環境配慮基準」に基づく緑化指導を実施した。
- ・農業の経営支援や担い手育成のため、農業用機械導入等の補助や簿記講習会などを実施した。
- ・農地の保全に資する「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を周知した。
- ・市民農園の開設、農業祭などによる交流の促進、江戸東京野菜を使った料理教室等、農作物の地産地消、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進した。

基本目標 3：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

できるだけ自然の水循環を回復させ、水環境に負荷をかけない利用を進めて、地下水・湧水・河川を保全・回復させる

■主な取組内容■

- ・地下水、湧水の水質調査と野川水質調査、地下水位測定（小金井市環境市民会議が平成 29 年度まで実施、市が一部を継続実施）などの各種調査を実施した。
- ・雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置補助や普及啓発、透水性舗装の整備など雨水の地下浸透に資する取組を実施した。
- ・開発事業等による地下水への影響に関する条例対応（地下水保全会議における報告・審議等）を実施した。
- ・野川流域連絡会等、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会等との広域連携を推進した。

基本目標 4：自然環境を一体的に保全する

生態系の保全を念頭に置き、人も生きものもすみやすいまちとなるよう、自然環境を一体的に保全する

■主な取組内容■

- ・水と緑の連続性に配慮した公園への植栽や公共施設の緑化、崖線・緑・湧水の一体的な保全や、大規模公園・緑地・大学等の緑・住宅地の緑のネットワーク化を推進した。
- ・学校花壇や農園、ビオトープ等のみどりの適正な維持管理を実施した。
- ・野川調整池の自然再生事業に関して、自然再生協議会を通じて関係機関との連携を強化した。
- ・湧水の生き物調査、遊歩道の整備、自然とふれあえるイベント活動などを実施した。

基本目標 5：公害を未然に防止する

公害の発生状況を十分に監視するとともに、未然に防止する

■主な取組内容■

- ・自動車からの大気汚染物質の排出を減らすために、コミュニティバスの再編や自転車駐車場の増設などを推進した。
- ・法令等に基づき、排水の監視やアスベスト・化学物質の届出・報告に関する手続きを実施した。
- ・シックハウス状況の調査、残留農薬の検査、空間放射線量の測定、給食食材放射性物質の測定など各種調査を実施した。また、有害化学物質やそれによる汚染、除草剤の適正使用、PRTR などに関する情報提供を実施した。
- ・ヒートアイランド対策として、市内小中学校の運動場芝生化、指定開発事業における敷地内緑化の指導、緑のカーテン（環境楽習館）などを実施した。

基本目標 6：小金井らしい景観をつくる

自然景観や歴史的景観を保全し、周辺との調和を図り、小金井らしい景観を創造していく

■主な取組内容■

- ・自然景観との調和のため、指定開発事業における小金井市環境配慮指針及び環境配慮基準に基づく指導（宅地内緑化、施設の形態や色彩の配慮）を実施した。

- ・環境美化サポーター制度の活用、活動支援を実施した。
- ・まちなみの美化のため、パトロールや啓発看板による不法投棄・ポイ捨て等の抑制及び違反屋外広告物の除去、マナー啓発を実施した。
- ・玉川上水、名勝「小金井（サクラ）」、金井原古戦場や旧中村研一邸、旧浴恩館、貫井遺跡といった文化遺産を活かし、史跡・文化財めぐりやボランティアガイドによるまちあるきツアーを実施した。
- ・「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）、「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定、都や市民団体と協働で樹勢調査、植生管理、ヤマザクラの苗木補植などを実施した。

基本目標 7：ごみを出さない暮らしとまちをつくる

発生抑制を最優先とした 3 R を推進するとともに、ごみを発生させない循環型地域社会の仕組みをつくっていく

■ 主な取組内容 ■

- ・ごみの減量への意識啓発を行う「くるカメ出張講座」、食品ロス削減プロジェクト 2020 運動の普及促進、フードドライブ事業（家庭で余っている食品を回収し、有効利用することで食品ロスの削減、可燃ごみ及び不燃ごみ等の減量に寄与する取組）、ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリを用いた 3R 行動の促進など、各種普及啓発を実施した。
- ・リサイクル推進協力店の認定及び周知、ごみ排出状況調査及び分別指導、リユース食器や不用品交換コーナー等によるリユースの促進、生ごみの回収・堆肥化、剪定枝のチップ化と活用などを実施した。
- ・適正なごみ処理・資源化の推進と新可燃ごみ処理施設稼働に関する事業を実施した。
- ・生ごみ減量処理機購入補助、給食等からの生ごみ処理と乾燥物の回収などにより堆肥化利用を促進した。

基本目標 8：地域から地球環境を保全する

地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に保全行動に参画する

■ 主な取組内容 ■

- ・市内の温室効果ガスの削減に向けた取組、「小金井市グリーン購入基本方針」に基づく多摩産材の利用などを実施した。
- ・エコドライブ教習会、イベント等における環境行動指針チェックシートの配布や市職員の環境行動チェックへの活用、フロン類の適正な回収に関する情報提供など、環境行動に関する普及啓発を実施した。
- ・住宅への新エネルギー利用設備の導入支援を実施した。
- ・国際交流を進めている地元大学（東京学芸大学）との連携による環境啓発事業などを実施した。

<第 2 次計画推進における主な課題>

- ・環境分野の講師となる人材の登録が進んでいないため、人材の掘り起こしや育成、情報整備が必要。
- ・団体間の連携・協働をコーディネートできていないため、現状を踏まえた体制の再検討が必要。
- ・市民団体が保有する環境情報の集約、環境情報のデータベース化や活用しやすい形での公開・提供ができていないため、再検討が必要。
- ・環境基本計画をはじめとする環境分野の計画や取組、関連用語の認知度を上げることが必要。
- ・みどりや農地の保全に係る制度や各種補助制度を運用しているが、利用状況が十分とは言えないため、制度の周知及びさらなる活用が必要。

○市民の取組状況（市民アンケート調査より）

令和元年度に実施した市民アンケート調査（18歳以上の市民3,000人（外国人含む）を対象）（以下、「市民アンケート調査」という）により、環境行動の取組状況や環境活動への参加状況などを把握しました。

＜家庭での環境行動の取組状況＞

- ・家庭での環境行動の取組状況について、17項目中11項目について「いつもしている」と「ときどきしている」の合算値が80%以上でした。このうちごみに関する取組が6項目を占めており、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。
- ・一方、実施率が低い取組（しないことが多い+したことがないが50%以上）は「生ごみは堆肥化して有効に利用する」（80.2%）、「風呂の残り湯を洗濯などに使う」（56.6%）、「洗剤は極力石けんを使い、合成洗剤を使う場合でも使用量は少なめにする」（51.1%）でした。これらの取組については、効果の普及啓発や、実施しやすい環境づくりが必要です。
- ・エコドライブは該当する市民が少ない取組でした。このような取組については、働きかけの方法や頻度に関する見直しも視野に入れる必要があります。

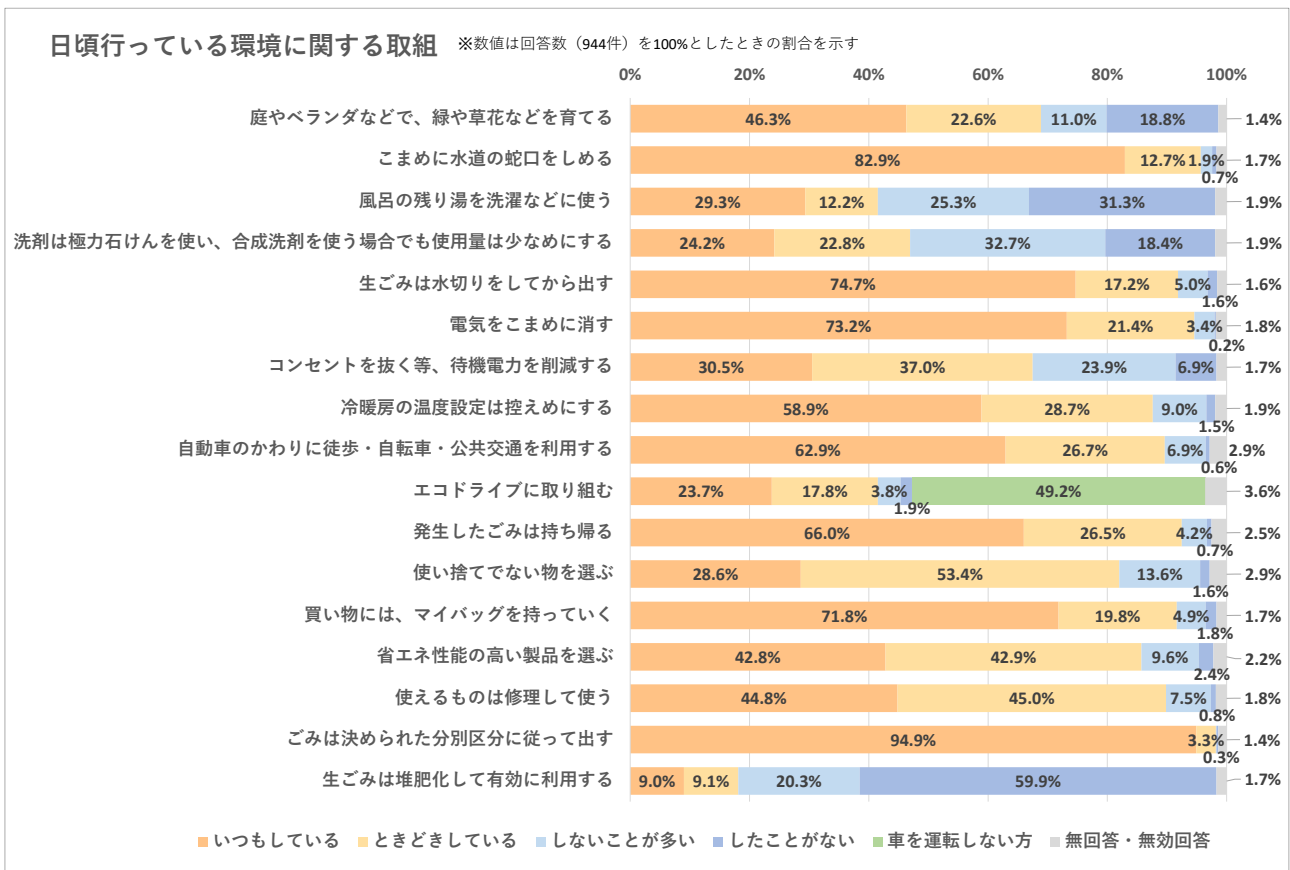


図2-3 日頃行っている環境に関する取組

<環境配慮型機器の利用・導入状況>

- ・「既に導入している」が最も高い機器は「高効率給湯設備（エコウィル、エコジョーズ、エコキュート等）」（18.3%）で、次いで「雨水浸透施設（雨水浸透ます）」（14.7%）、「電気自動車やハイブリッド車」（11.1%）でした。
- ・「今後導入したい」が最も高い機器は「電気自動車やハイブリッド車」（21.9%）で、次いで「生ごみ減量化処理機器」（20.1%）でした。市民の導入意向も踏まえ、選択・集中的に導入促進を図る必要があります。

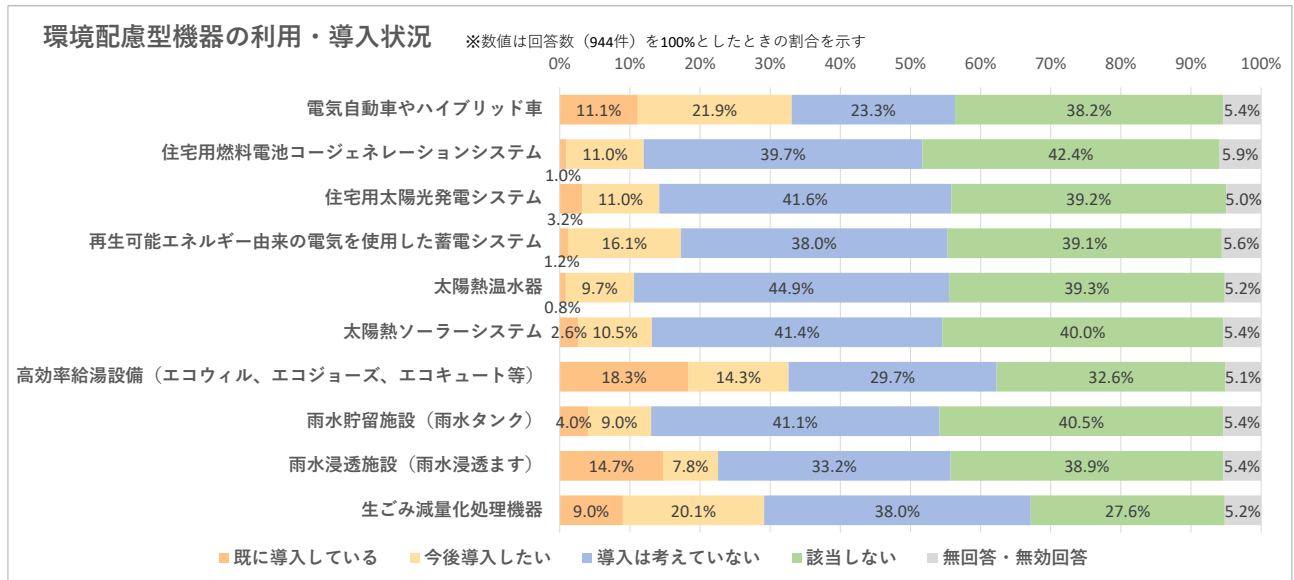


図2-4 環境配慮型機器の利用・導入状況

<環境関連活動への参加状況／活動等へ参加しない理由>

- ・環境関連活動への参加状況については、「現在参加している」の割合が最も高い活動は、「ごみ減量活動（リサイクルショップの利用、食品ロス削減等）」（19.0%）で、次いで「まちの清掃・美化活動」（9.1%）でした。
- ・「現在参加している」割合が低い活動のうち、「地域の自然（生き物、樹林等）の保全活動」「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」「地下水・湧水・河川の保全活動」は、「参加したことはないが今後機会があれば参加したい」が5割以上であることから、潜在的な活動の需要はあるものと考えられます。
- ・活動等へ参加しない理由としては、「時間的余裕がないから」（46.4%）の割合が最も高い結果となり、働く世代の共働きの増加などが背景にあると想定されます。時間にゆとりのない人々が、手軽に市の取組に関われるような方法についても検討が必要だと考えられます。

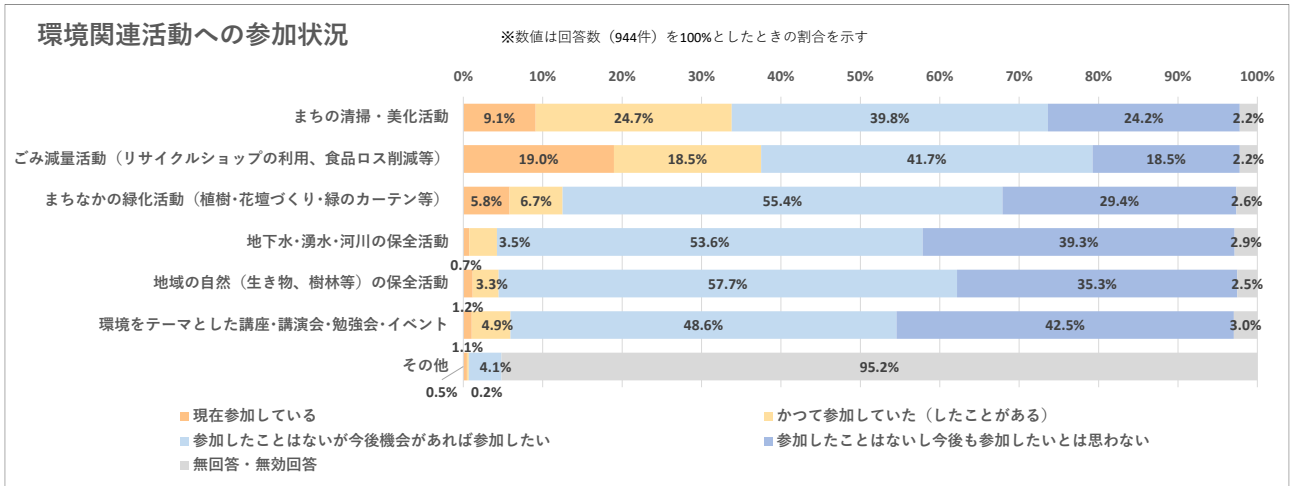
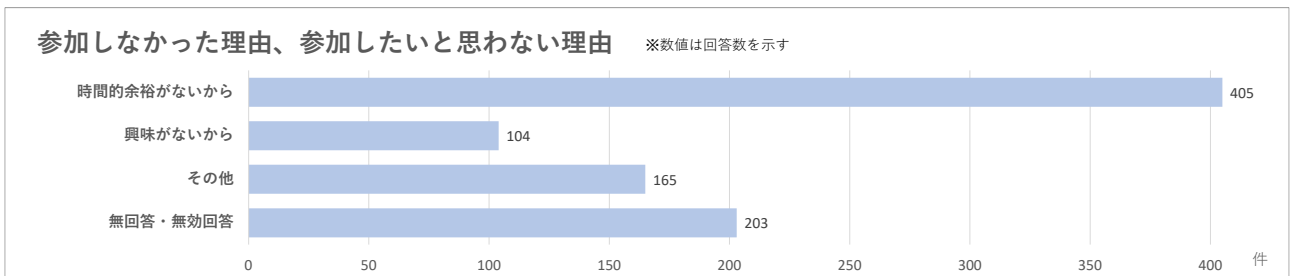


図 2-5 環境関連活動への参加状況



※その他：「活動自体を知らない、参加方法がわからない」（59件）、「高齢のため」（24件）、「体調不良や障がいがあるために外に出られない、活動できない」（19件）等

図 2-6 環境関連活動に参加しなかった理由、参加したいと思わない理由

○事業者・市民団体の取組状況（関係団体ヒアリングより）

令和元年度に実施した関係団体等ヒアリング調査（事業者：各産業の業界団体5団体及び市内事業者19事業者、市民団体：15団体を対象に実施）により、第2次計画策定時以降の取組や、今後検討している取組、今後の課題について把握しました。

<第2次小金井市環境基本計画策定時（平成27年度）以降の主な取組>

事業者	・グリーン経営認証の取得、照明のLED化、冷暖房温度の調整、地域清掃活動への参加などを実施した。
市民団体	・自分たちの住むまちをより良くするために、各団体で自然環境・緑地の保全、ごみ減量、食育、環境教育、普及啓発などの取組を実施した。 ・小金井市提案型協働事業（ハンドブック製作）や「緑と水の森林ファンド」助成事業を実施した。

<おおむね数年～10年後までに検討している環境保全の取組>

事業者	・消費電力の削減、CO ₂ 排出量の削減、地域の緑地保全等の実施を検討している。 ・一部の事業者では、「2030年までに食品ロス50%削減」などの数値目標を掲げている。
市民団体	・各団体とも高齢化や会員数の減少抑制が課題となっている。活動の継続で手一杯であり、新規の取組まで手を広げられていない。 ・第2次計画策定時のヒアリングの際は、80%以上の市民団体において新たな取組が検討されていたため、会員の高齢化問題が幅広い活動の展開を妨げている可能性がある。

<現在、不足していること>

事業者	・生産緑地において適正な管理ができる人材（知識、経験）の不足、環境教育面での人材不足、設備に対する金銭的支援、広報不足など。
市民団体	・少子高齢化による新たな担い手不足、市民団体間のネットワーク及びコーディネーター役の不足など。 ・庁内各課の横断的な連携不足についての指摘もあった。

<事業者、市民団体が考える連携・協働に関する課題>

- ・各主体がすべきことを進められるような活動促進のための制度づくりなど。
- ・市へ許可を取った上で活動を実施すると手続きが長期化し、活動が遅滞する場合があるため、市民団体へ一定の信頼を置き、市民同士で対話・交渉できること。
- ・事業者と市とで連携を図ること。

○小金井市環境市民会議の取組状況（環境市民会議の自己評価より）

小金井市環境市民会議（以下、「環境市民会議」という）は、「小金井市環境基本条例」に位置付けられた、市民、事業者等が積極的に環境の保全等の活動をするための組織です。第2次計画の推進体制において、環境市民会議の役割は以下のように示されています。

重点的取組の推進にあたっては、市民サイドの推進体制の中核となり、取組を推進していきます。なお、本計画全般の推進にあたって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます。

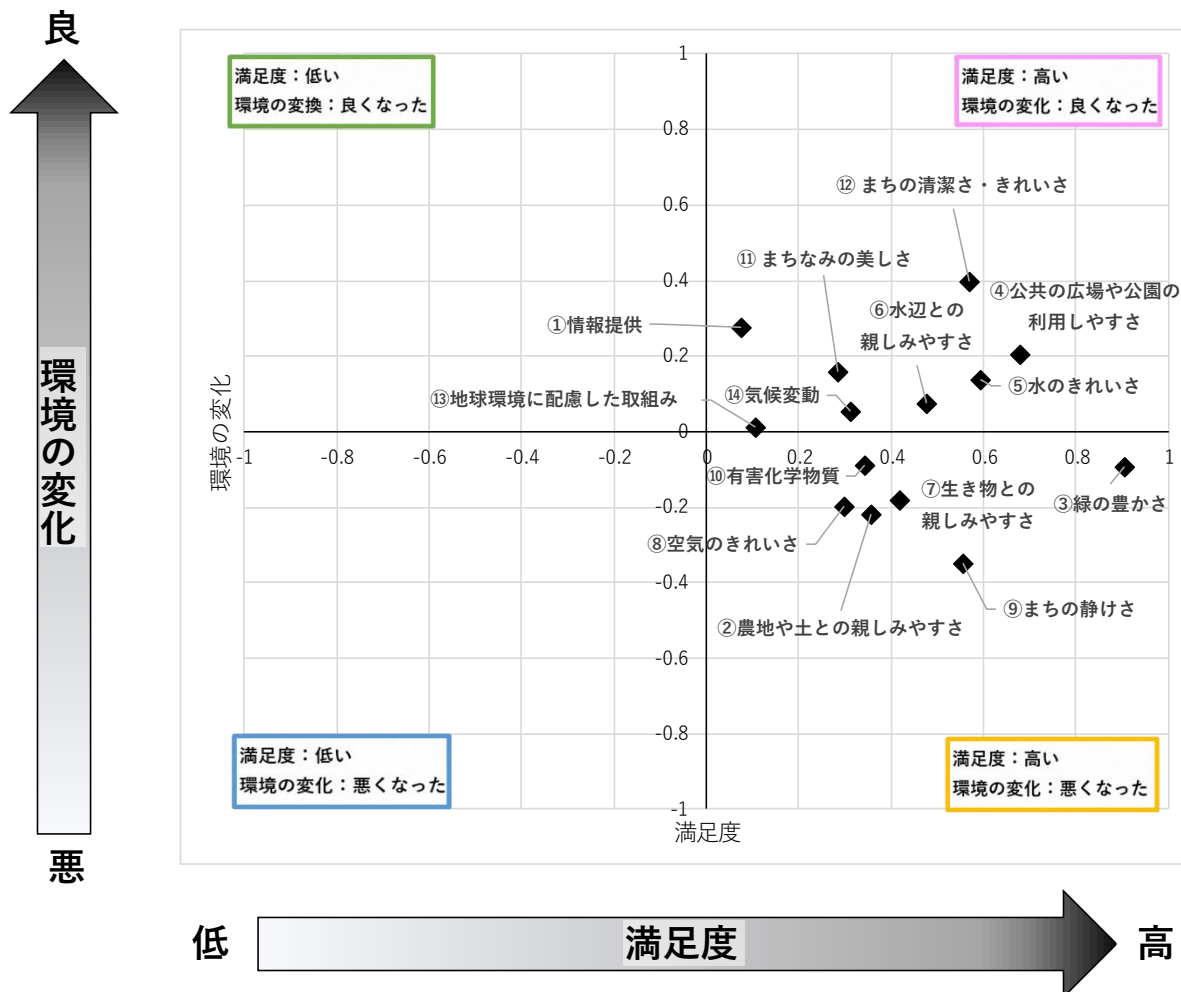
環境市民会議では第2次計画の5つの「重点的取組テーマ」について、活動状況の自己評価を行いました。評価結果を踏まえ、環境市民会議と市との協働体制、役割分担などを見直す必要があります。

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境学習ハンドブック」の作成及び市内の小中学校や関連団体での活用 ・環境行動指針に基づく調査 ・学校ビオトープや学校農園の維持管理、知識・情報の共有、支援人材育成に係る取組 ・10年間にわたる地下水位測定実施及び成果の公表、湧水測定の実施 ・クリーン野川作戦における外来生物の駆除や野川ルールの配布
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中心メンバーの高齢化や新規加入者が少ないことにより、創設時の活力が低下している。環境市民会議が単独で企画から実施までを中心的に担うのは困難である。 ・市との連携・協働に必要な役割分担ができておらず、計画の推進というより独自に一部取組を実施するにとどまっている。

3. 市民の満足度と将来に残したい環境

○現状の環境に関する市民の認識

現状の環境について市民がどのように感じているのか、市民アンケート調査から把握しました。分野によって満足度に差異があるものの、おおむね満足しているという結果となり、特に市内の水、みどり（公園や広場等）、まちの清潔さに対する市民の満足度は高く、これからも残していきたい環境として挙げられています。一方で、「緑の豊かさ」や「まちの静けさ」は、過去（5～6年前）と比べて悪化したと感じている市民が多く、これ以上環境を悪化させないような対策が必要です。



※「満足度」及び「環境の変化」の平均スコアを算出し、プロットした。なお、無回答・無効回答及び「環境の変化」における「わからない」の回答者数は除外している。

※各選択肢の点数は以下のとおりである。

「満足度」……満足：+2、やや満足：+1、どちらとも言えない：0、やや不満：-1、不満：-2

「環境の変化」…良くなった：+2、変わらない：0、悪くなった：-2

図 2-7 環境の変化と満足度に関する市民意識

また、令和元年度に実施した市民ワークショップ「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（公募市民 15 名が参加）では、小金井市の環境の良いところ・悪いところについて話し合いました。いただいたご意見は、以下のような内容でした。

良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりや公園、名勝「小金井（サクラ）」の存在 ・水のおいしさ ・雨水浸透ますの設置が多い ・ごみ分別意識が高い ・市民活動が盛ん ・農地が残り地場野菜がおいしい ・交通の利便性や大学の多さ ・・・など
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの減少や名勝「小金井（サクラ）」の保全・継承が十分できていない ・野川水量の低下 ・ごみ処理の自立や将来展望、ごみ分別の浸透 ・自転車利用環境 ・大気汚染やハトのフン害等生活環境 ・高層マンションの乱立や殺風景化 ・生態系バランスの崩れ ・新住民とのつながりの希薄や地域の親睦不足 ・農地の減少 ・防災関係 ・情報発信不足 ・・・など

○今後重視すべき取組

市民アンケート調査において、最も「今後重視すべき」という回答の割合が高かった取組は「ごみの適正な処理」（45.2%）であり、市民のごみ問題における関心の高さが伺えます。

次いで、「小金井らしい景観の保全」（35.2%）、「まちのみどりの保全・創造」（34.9%）、「人と自然とのふれあいの確保」（30.0%）が挙げられており、自然環境と一体となった市民の思う「小金井らしい景観」を保全していく必要があります。

○今後残したい環境

市民アンケート調査において、小金井市の「みらい」に残したい環境については、「名勝「小金井（サクラ）」など桜のある風景」（57.9%）、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」（57.0%）、「きれいな河川や湧水」（43.4%）といった市内の特徴的な資源のある環境や、「散策路や公園などの憩いの空間」（43.6%）、「静かで落ち着いたまち」（42.4%）といった、静かで安らげる住環境が挙げられました。

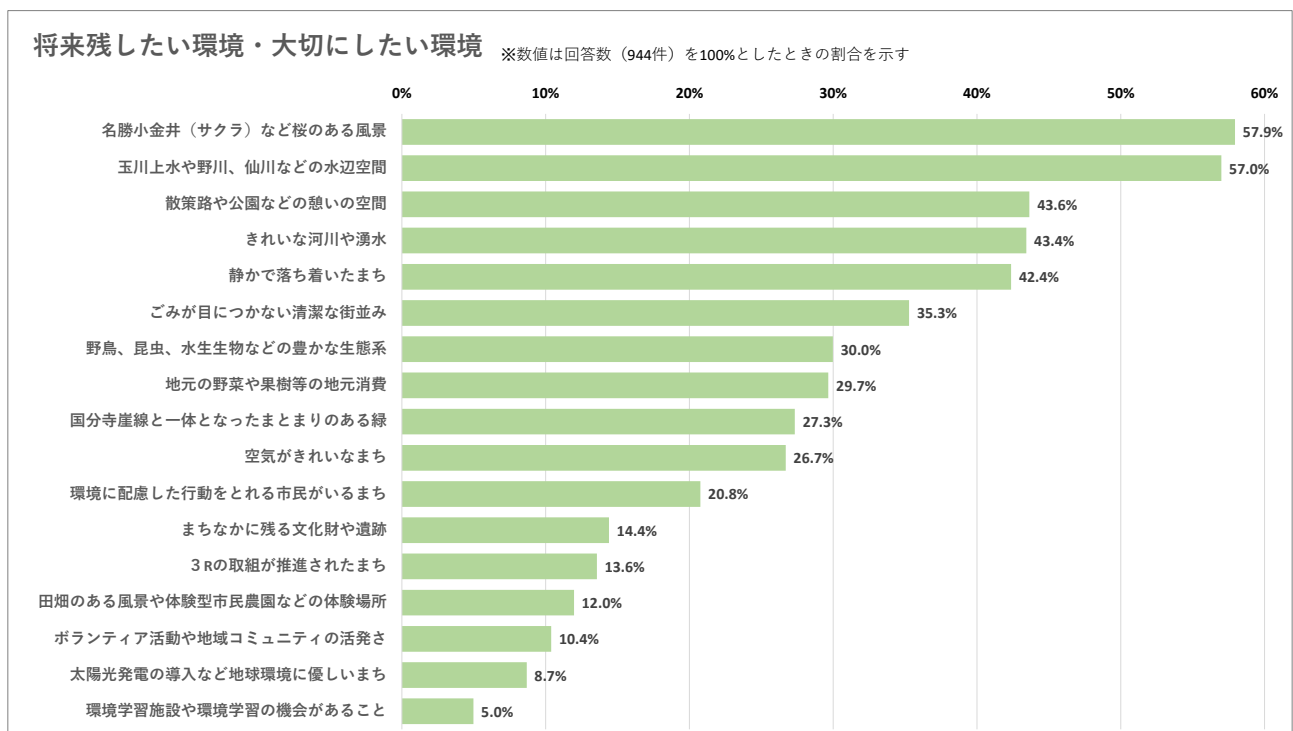


図 2-8 将来残したい環境・大切にしたい環境

将来残したい環境として多くの人がみどりや自然環境に関する項目を挙げており、現状への満足度が高いことから、市民が大切に思うみどりや自然環境をこれからも保全していく必要があります。

また、令和元年度の市民ワークショップにおいて、「将来に残したい・これから目指したい小金井市の環境」について話し合いました。以下に示すとおり、自然環境と住環境、コミュニティ（人との交流）に関する内容が多く見られました。

インフラ	・自然環境に配慮し災害に強い（停電時に太陽光発電で自給、など）
人・コミュニティ・交流	・介護福祉が手厚く、高齢者（障がい者）が安心して住める ・活気あるコミュニティ（世代間交流）、人との交流やコミュニケーション増 ・子育てしやすい ・教育環境の維持、若い人にとって魅力あるまち ・ごみ分別などエコへの意識が高い ・行政と市民との交流が活発
自然環境	・みどり豊かで、みどりをめぐれる ・川で魚がとれ、水遊びができる ・湧水や水辺が保全されて周辺の生態系が保たれている ・豊かな自然との調和、便利な生活環境との共存 ・農地が身近にある
その他	・循環型社会の実践、確立がなされている ・下水や排水溝の清潔さが保たれる ・生産緑地が整備・維持されている ・ポイ捨て、ごみ散乱がない ・経済環境が良い ・昔ながらの家が残り、空き家がない

4. 計画策定の方針

小金井市の現状や市民の声を踏まえ、第2次計画から継続する点・見直した点は以下のとおりです。

○将来の環境像の踏襲

- ・第2次計画では、「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を将来の環境像として定め、8つの基本目標のもと、環境面からのまちづくりの推進を図ってきました。
- ・環境基本計画は環境基本条例の基本理念を実現するための計画であることから、本計画でも、将来の環境像は第2次計画を踏襲しました。

○ネットワーク・協働体制の確立を計画の基盤として位置付け

- ・第2次計画では、重点的な取組（テーマ）を5つ設定し、環境市民会議を中心に協働を進めていくことが想定されていましたが、取組状況にはばらつきが見られます。また、8つの基本目標の施策の内容と重点的取組の内容には重複が多く、計画の進行管理がしにくいという問題がありました。
- ・上記を踏まえ、本計画では重点的取組を設定せず、一つ一つの施策をしっかりと推進していくこととしました。ただし、特に重要と考える分野・取組であるネットワークづくりや協働体制の確立については、「計画推進の基盤づくり」と位置付けました。

○本計画で扱う項目・施策体系の再整理

- ・前述の「計画推進の基盤づくり」には、第2次計画の目標1「意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の内容を含みます。そのため、第2次計画では8つであった基本目標を本計画では7つとしました。
- ・基本目標については、農業振興や文化遺産の保全などのほかの分野で主体的に取り扱われる項目は十分検討の上整理し、メリハリのある体系としました。また、近年の国内外の環境課題の動向を踏まえたキーワード（低炭素社会、気候変動、生物多様性等）を取り入れ、施策体系を見直しました。

○進行管理のための指標の設定

- ・第1次計画では、計画の進行管理のための「点検指標」が設定されていましたが、第2次計画では、データの継続性などの課題を指摘した上で、点検指標が設定されていませんでした。そのため、毎年施策・事業の実施状況については点検・評価し環境報告書で報告していますが、施策を実施した結果、本市の環境が良い方向に向かっているのか否かといった評価は実施できていない状況です。
- ・本計画では、施策の実施による効果等の評価も見据え、データの取得しやすさなどを考慮した上で、進行管理のための指標を2種類（環境指標・取組指標）設定しました。
- ・なお、各指標及び目標設定の考え方については資料編に示しました。

○協働体制の見直し

- ・第2次計画では環境市民会議を協働の中核を担う主体として位置付けていましたが、計画に描いたとおりに重点的取組を実施することは困難でした。また、環境市民会議自体も創立から15年が経過し、組織のあり方の見直しを図っています。
- ・このことから、計画策定を契機に、環境市民会議と市との現在の関係性を踏まえつつ、将来を見据えた協働体制・計画の推進体制について協議を重ねながら再考し、第4章に反映しました。

市民参加による計画づくり

本計画の策定に当たっては、市民参加によるワークショップを以下のとおり3回実施しました。

	実施年度	対象	テーマ
①	令和元年度	小金井市にお住まいの満18歳以上の方	未来に誇れるこがねいの環境を考えよう
②	令和2年度		未来に誇れるこがねいの環境をつくるために～今、できることを考えよう
③	令和2年度	市内の小学生(3年生～6年生)とその保護者	こがねいの未来を守るのは君だ!!～こがねい環境リーダーになろう～

※③は、「みどりの基本計画」策定のためのワークショップと同時実施

各回、様々なご意見をいただきました。いただいたご意見は、本計画に反映しました。貴重なご意見をありがとうございました。

ワークショップ①の結果

良いところ・悪いところ

将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境

第2章「3. 市民の満足度と将来に残したい環境」で紹介しました。現状・課題認識や、各基本目標で示した「目指す姿」を設定するにあたっての参考とさせていただきます。

ワークショップ②の結果

今取り組んでいること、これから取り組みたいこと

行動・活動を広げるために

行動の内容は、第3章「4. 基本目標ごとの施策及び取組」の市民の取組の参考とさせていただきます。行動・活動を広げるアイデアは、第3章「3. 計画推進の基盤づくり」の施策に一部反映、「市民ができる取組アイデア」として紹介しました。

ワークショップ③の結果

環境のためにできることを考えてみよう!

みんなで環境行動チェックリストを作ろう!

行動の内容は、第3章「4. 基本目標ごとの施策及び取組」の市民や事業者の取組の参考とさせていただきます。

また、基本目標1、基本目標6、基本目標7において、「小学生の取組アイデア」として紹介しました。



市民ワークショップの様子

第3章 環境像とその実現に向けた取組

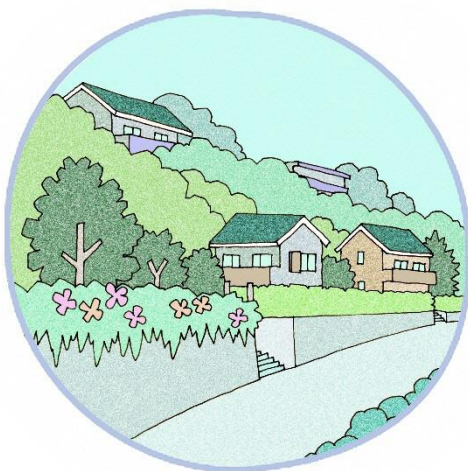
1. 将来の環境像

本計画を推進することにより実現を目指す「小金井の将来の環境の姿」は以下のとおりです。
この姿を皆が共有し、一丸となって環境づくりに取り組んでいきます。

緑・水・生きもの・人…

緑・水・生きもの

小金井の環境を構成する基本要素で、心豊かに暮らす基盤であり、生物多様性や自然循環を重視して環境保全の考え方の方向性を表しています。



人

人は、緑・水・生きものから食料や木材等の供給、気温や湿度の調節、公園や崖線などで自然にふれることによる文化的な恵みを享受していることを自覚し、それらを保全・再生・創造していくという考え方を示しています。



わたしたちが心豊かにくらすまち小金井

わたしたちが

環境を保全・再生・創造していく方策として、環境教育・学習を通じて市・市民・事業者・教育機関（大学等）・市民団体等の各主体が絆を深めて、連携・協働することによって実行していくという気持ちを示しています。



心豊かに くらすまち

環境からの恵みを受け、環境を育むことによって、物質の豊かさにとどまらず、心の豊かさを大切にし、自然とふれあえるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を通じて、低炭素で循環型のライフスタイルを目指し、心豊かに暮らしたいという願いが実現できるまちにしていこうという決意を示しています。



2. 計画の体系

「小金井の将来の環境像」を実現するために、全ての分野に関係し、計画推進の基盤となる重要な取組として「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を位置付けました。

また、多くの市民が残したい環境として挙げた「みどり」や「水辺」、「桜のある風景（景観）」をはじめとする市内の環境や、ごみ減量を含む循環型社会等実現すべき社会のあり方について、7つの分野ごとに基本目標を掲げました。各基本目標を達成するために推進する施策の方向（基本施策）を以下のとおり設定し、個別施策を展開していきます。

基本目標等	基本施策
計画推進の基盤づくり	基盤1 環境教育・環境学習
	基盤2 環境活動
	基盤3 情報発信・共有
基本目標1 みどりを守り、つくり、育てる みどり	1.1 みどりの保全 1.2 みどりの創出 1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
基本目標2 地下水・湧水・河川の水循環を回復する 地下水・湧水・河川	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標3 都市の生物多様性を守り親しむ 生物多様性	3.1 生物多様性の保全 3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標4 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る 生活環境	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策 4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション
基本目標5 美しく住み心地のよいまちを守る 景観	5.1 景観の保全・活用 5.2 美しいまちなみの維持
基本目標6 3R 推進で循環型のまちをつくる 循環型社会	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標7 エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる 低炭素・気候変動・適応	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進 7.2 移動における低炭素化の推進 7.3 気候変動適応策の推進

3. 計画推進の基盤づくり

本計画では、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の7つの分野に応じて基本目標を定めています。国分寺崖線や公園などのみどり、湧水や野川などの水辺、桜のある風景など市民が誇れるような環境を将来に残していくためには、これらの基本目標を実現していく必要があります。また、これまで全国でもトップレベルの成果を残してきたごみ減量などの地道な取組を継続し、循環型社会や低炭素なまちを形成していきます。そのためには、市が施策を展開していくのはもちろんですが、地域で誇れるような環境を残したい、良くしていきたいという、市民・事業者等の思いと行動が不可欠です。その思いと行動をつなげ、より大きな力とすることによって、本市の基本目標の実現、その先にある将来の環境像の実現に近づくことができます。

本項目では、環境施策を協働で進めるために、各基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に反映・展開していきます。

なお、本項目では、市の施策や環境保全団体の活動紹介などを行っているため、興味・関心のある分野の取組の発見や参加のきっかけづくりに活用してください。

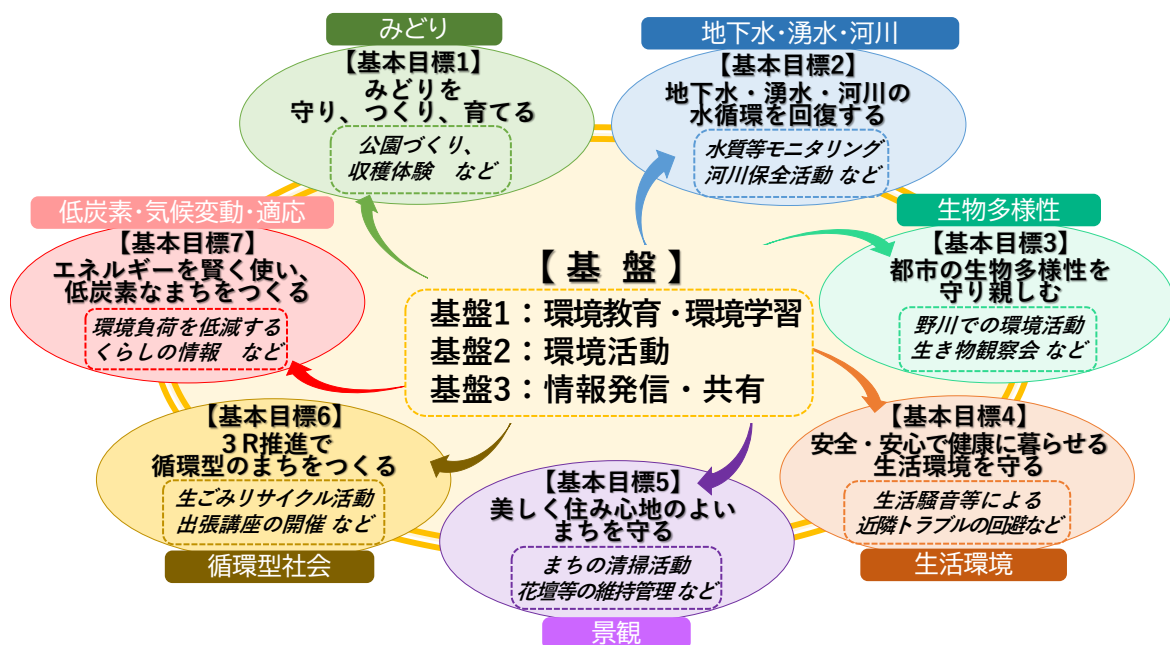


図 3-1 基盤となる取組の各基本目標への反映・展開イメージ

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」と協働

2015 (平成 27) 年 9 月に国連総会において、SDGs を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

SDGs は、ゴールとターゲットが全ての国、全ての人々及び全ての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない、ということを実践の原則としています。

本市においても SDGs の考え方を取り入れ、「目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関連する本項目において、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。



基盤 1 環境教育・環境学習

【取組指標】

指標	現状	目標
環境に関する体験・啓発イベント	3回（令和元年度） ※公民館主催の自然観察会2回、 クリーン野川作戦1回	現状以上
環境に関する講座実施回数	27回（令和元年度） ※出張講座24回、公民館講座1 回、環境楽習館講座2回	現状以上
環境関連施設見学会	10回（令和元年度） ※ごみ処理場見学会9回（9校）、 環境施設見学会1回（令和元年 度はCOVID-19感染拡大防止の ため中止）	現状以上

1.1 学習の場・機会の創出

市内には都立公園や崖線等のみどり、玉川上水をはじめとする水辺など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、子ども向けの環境教育を充実していくことで親世代への参加につなげるなど、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々の環境学習活動への参加できる機会を創出するとともに、大学等の機関や市民団体とも連携しながら内容の充実を図ります。

また、本市では、市内の小中学校においてICT（情報通信技術）環境整備を進めており、ICT端末の一人一台活用の実現を進めています。また、昨今は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を契機に事業活動におけるテレワークやリモート会議が普及するとともに、生活の中でもリモートでコミュニケーションを図ることが、身近な行動となっています。このようなICTを活用し、イベント・講演会のライブ中継を行うなど、参加形態の多様化により多くの方が参加できる機会の創出を検討していきます。



ICTを活用した授業の様子

1.2 担い手の創出

環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等への出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の本市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。また、既存制度を活用し、活動参加の動機づけとなる仕組みも検討していきます。

市民の環境学習活動・環境保全活動を推進するため、「こがねい市民活動団体リスト」の環境分野の団体登録や新規メンバーの登録を促します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	市民参画による公園づくり 市民農園や体験型農園 自然観察会 等	基本施策1.1 「みどりの保全」 基本施策1.2 「みどりの創出」 基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
	まなびあい出前講座 公民館講座 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	体験活動 (クリーン野川作戦) 等	基本施策2.2 「河川環境の保全」
	まなびあい出前講座 等	基本施策2.1 「地下水・湧水の保全」
循環型社会	まなびあい出前講座 くるカメ出張講座 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	可燃ごみ処理施設見学会等	
低炭素、 気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践 等	基本施策7.1 「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2 「移動における低炭素化の推進」

体験型のプログラム

- ・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験があり、武蔵野公園のとんぼたんぼや東京学芸大学圃場などを活用した体験学習を実施しています。
- ・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（図3-3 アンケート調査結果参照）、例年220人程度の参加者数を保っています。家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。



クリーン野川作戦

環境学習講座

- ・本市では「まなびあい出前講座」や「くるカメ出張講座」を実施しています。市が実施する「まなびあい出前講座」のうち、環境に関する内容は5講座あります。「くるカメ出張講座」はごみ減量の意識啓発の講座となっています。
- ・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室などの各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察などの講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体が、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動している例もあります。



くるカメ出張講座の様子

環境関連施設

- ・令和2年4月1日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の3市で共同処理を行うために設立した浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。希望者への施設見学会も実施しています。
- ・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的とした施設です。



可燃ごみ処理施設見学会



環境楽習館

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 野川などの自然で遊ぶ
- 生ごみコンポストを利用する
- 農地を活用するイベントに参画する
- 子どもたちが野外で遊べる場づくりに参画する など

<これから取り組めると良いこと>

- 野外での調理イベントを開催する
- 地元の野菜を活用したイベントを開催する
- ゴミ拾いのイベントをゲーム化する
- 玉川上水など、地元の環境や資源をもっと知る
- 陶磁器など身近な品物は多くの資源からできているということを知る
- 多世代で交流し、円滑なコミュニケーションにつなげられるイベントを開催する
- 子どもは親への環境意識啓発の役割、学生・若者は子ども向けイベントでのサポーターの役割、シニアは市全体の環境普及啓発の役割となって活動する など



基盤 2 環境活動

【取組指標】

指標	現状	目標
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14 団体 (令和 2 年度)	現状以上

2.1 市民協働体制の強化

環境保全等に係る事業については、市と小金井市環境基本条例で規定された環境市民会議が、環境保全等の団体、教育機関、市民、事業者等とのネットワークをつくりながら連携し、協働で推進していきます。市は、環境市民会議の活動を支援し、協働の体制強化へつなげます。

環境学習や保全活動、調査やイベントの実施に当たっては、大学や事業者、ボランティア等との既存のつながりを活かしつつ、市民団体とも新たな連携・協働関係を構築します。

また、環境美化サポーター制度、ごみゼロ化推進員制度等各種制度の運用、みどりのパートナーシップ協定の締結などにより、引き続き市民の活躍を支援し、協働で活動を進めます。

市民協働について

- 本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はげの環境部会の7つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。
- 本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。各活動に対して清掃用具の貸し出し、保険加入、協力金等を行い、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。

2.2 場・人材・情報のネットワーク化

市が主催し協働で毎年実施している環境フォーラムのように、市、市民団体、事業者等の各主体が協力・連携しながら、様々なテーマでつながりを持ち、活動成果を発表・共有できる交流の場を創出します。また、協働事業で培ったつながりを活かしながら、ボランティア同士や各主体がゆるやかにつながる仕組みを検討・構築していきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり、生物多様性	みどりのパートナーシップ協定 (花壇維持管理・緑化推進等)	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、湧水、河川	流域単位の連携 等	基本施策2.2「河川環境の保全」
景観	環境美化サポーター制度 (市内の公園・道路等の清掃活動等)	基本施策5.2「美しいまちなみの維持」
循環型社会	ごみゼロ化推進員との連携	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	廃棄物の共同処理 等	基本施策6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践 次世代電気自動車の導入 カーシェアリングの利用 等	基本施策7.1「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2「移動における低炭素化の推進」

市民活動

- 本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では14団体（令和2年7月1日更新版、環境市民会議含む）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化や固定化などの課題を抱えています。今後は子どもや若者をはじめ、新たなメンバーを迎えることで団体の活性化を図り、活発かつ継続的に活動を行っていくことが期待されます。



市民活動の様子

表3-1 「こがねい環境市民団体リスト」の「環境」分野に登録されている団体名とその活動分野・キーワード

分野・キーワード	団体名
環境全般	環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	野川ほたる村／小金井自然観察会／ みんなでつくる野川ビオトープの会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会／ 生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会／ NPO 法人 環境再生機構
循環型社会、景観 生活環境	小金井を美しくする会 小金井地域猫の会／小金井市放射能 測定機器運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人こがねい環境ネットワーク

大学や関係機関との連携

- 本市は市内及び周辺の6大学等（東京学芸大学、東京農工大学、法政大学、亜細亜大学、武蔵野大学、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化等での連携も図っています。
- 広域連携としては、東京都環境局及び多摩26市の環境政策担当者と構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年6回開催）」、野川流域連絡会などへの参加を通じて流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

市民団体や大学等との交流の場づくり

- 環境フォーラムでは、体験学習、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。
- 平成30年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとするなど、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントです。

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 農園ボランティアに参加する
- 地元の野菜を買う など

<これから取り組めると良いこと>

- 玉川上水の桜とみどりが共存できるような活動をする
- 市内事業者と連携して、地場野菜の配送システムをつくる
- 分別するとインセンティブが付与されるような仕組みをつくる など



基盤3 情報発信・共有

【取組指標】

指標	現状	目標
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	ごみ特集号4回 / 年	左記に加え、他分野も含めた特集号の実施 1回 / 年

3.1 効果的な情報発信

市報こがねい、市ホームページをはじめ、各課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、他分野の団体等と連携し、各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

3.2 環境情報の共有

本市では、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況及び関連データ、詳細データについて提供してきましたが、やや専門的な内容となってしまうため、これからは環境情報を市民にも分かりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報によって環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたかなどを把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	生き物マップ 緑化の技術支援情報 外来種情報 生物多様性の現状 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.1 「生物多様性の保全」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	水利用に関する情報提供 節水情報 等	基本施策2.3 「水資源の有効利用」
生活環境	大気や騒音などのモニタリング情報 等	基本施策4.2 「環境モニタリングやコミュニケーション」
景観	景観資源の価値・魅力情報 散策マップ 等	基本施策5.1 「景観の保全・活用」
循環型社会	ごみの減量・分別情報 適正処理の情報 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」 基本施策6.2 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
	小金井市ごみ分別アプリ 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ機器や次世代自動車等の紹介 気候変動による影響の紹介等	基本施策7.1 「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2 「移動における低炭素化の推進」 基本施策7.3 「気候変動適応策の推進」

情報発信

- ・本市では毎月2回「市報こがねい」を発行し、全戸配布を行っています。「市報こがねい」は、スマートフォンなどでも読めるように行政情報広報アプリ「マチイロ」を通じて配信しています。
- ・多摩地域内の各地で発行されている情報誌やパンフレットなどの情報を電子書籍を無料で閲覧することができる、地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks (たまイーブックス)」にも「市報こがねい」を掲載しています。
- ・平成27年6月からは「小金井市ごみ分別アプリ」の配信、令和元年7月から環境政策課のTwitterを開設・運用するなど、情報発信媒体を増やしています。
- ・10代～40代では利用しやすい媒体としてTwitterやFacebookなどのSNSが上位に入っていることから、紙面だけではなく、インターネット上で手軽に確認できる媒体を活用した情報発信を行っています。



図3-2 ごみ分別アプリ

情報の共有

- ・本市では毎年、環境施策の実施状況や各種データを「環境報告書」としてとりまとめ、公表しています。また、小金井市基本構想・基本計画策定に併せて公表される「こがねいデータブック」では、人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進について各項目に分けて掲載しています。
- ・令和元年度実施の市民アンケート調査においては、市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても1割以下でした。
- ・環境活動の取組に参加しない理由を見てみると、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられています。自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法が分からない、という回答も見られます。
- ・環境について少しでも多くの市民に知ってもらうため、これからも各種媒体を通じて、情報提供を行います。

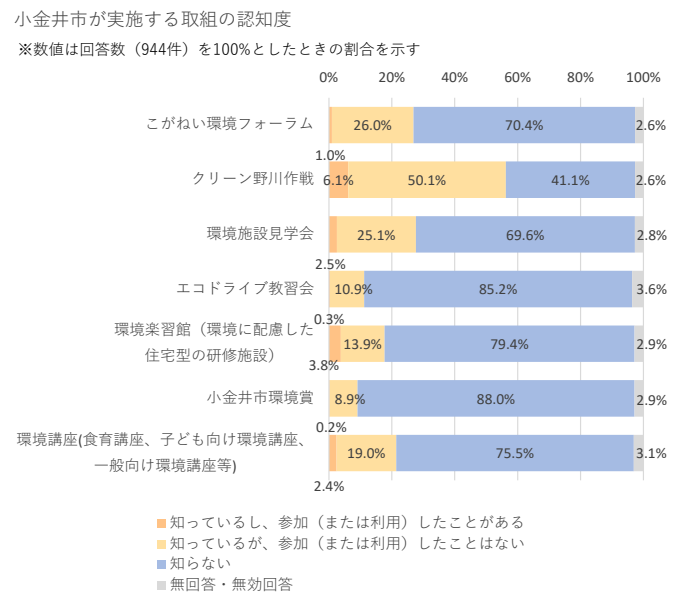


図3-3 本市が令和元年度時点で実施していた取組・施設の認知度(市民アンケート調査結果より)

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

- 子どもから大人へ、シニア層から他の世代へ働きかける
- 学生・若者に対しては、SNSや動画投稿サイト等で情報を拡散させる
- シニア層に対しては、市報に環境情報を掲載する
- 市民が一度は訪れる市庁舎から情報を発信する
- 市内飲食店で地場野菜を使用していることをPRする



4. 基本目標ごとの施策及び取組

○この項目の見方

ここでは、将来の環境像を実現させるために、分野（基本目標）ごとに10年後に目指す姿や目標と、それに対する現状・課題、今後10年で展開する市の施策及び市民、事業者の取組を示します。

基本目標

施策、各主体の取組により実現させたい環境(目指す姿)

基本目標に関するSDGsのゴールと、関連して実施する取組の内容

環境の状態をあらわす指標とその現状、10年後の目標

基本目標 1 みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様な重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市が共にみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール

目標 11：包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・国分寺産線や野川沿い等小金井を特徴づけるみどりや農地を保全するとともに、公園や街路樹、住宅地のみどりを創出し、災害に強く、魅力的ですっと住み続けたいまちをつくる

目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）*	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

この分野に関連する市の計画

② 施策の展開

・目指す姿の達成、環境目標の達成に向けて今後10年で実施する施策の体系

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まちなかのみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
		1.3 みどりをはくくむ市民活動の促進
	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出	1.3.1.1 みどりを知り、親しむ機会の創出
		1.3.2 協働による活動の推進

③ 現状・課題

・環境の状態や各主体の取組や意識に関する現状と取り組むべき課題

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地の指定面積	環境緑地：4,78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定本数	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 5農園、4,060.37㎡（令和元年度） <体験型市民農園> 2農園、4,489.46㎡（令和元年度）	現状より増加

① 市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発に当たって既存樹木の保護を促進するため、環境配慮基準の見直しを行います。

② 市民の取組 小金井市環境行動指針 P7、P12 参照

- 環境保全緑地や保存樹木・保存生け垣の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティアなどに参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。
- 市民農園や体験農園を活用して、みどりにふれる機会を増やします。

③ 事業者の取組 小金井市環境行動指針 P13 参照

- 環境保全緑地や保存樹木・保存生け垣の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできる限り保全するなどの配慮をします。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

施策の進捗を測る取組指標

目標達成のために市が進める施策の内容

目標達成のために市民が進める取組

目標達成のために事業者が進める取組

環境行動指針の参照ページ

基本目標 1



みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市が共にみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線や野川沿い等小金井を特徴づけるみどりや農地を保全するとともに、公園や街路樹、住宅地のみどりを創出し、災害に強く、魅力的でずっと住み続けたいまちをつくる
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

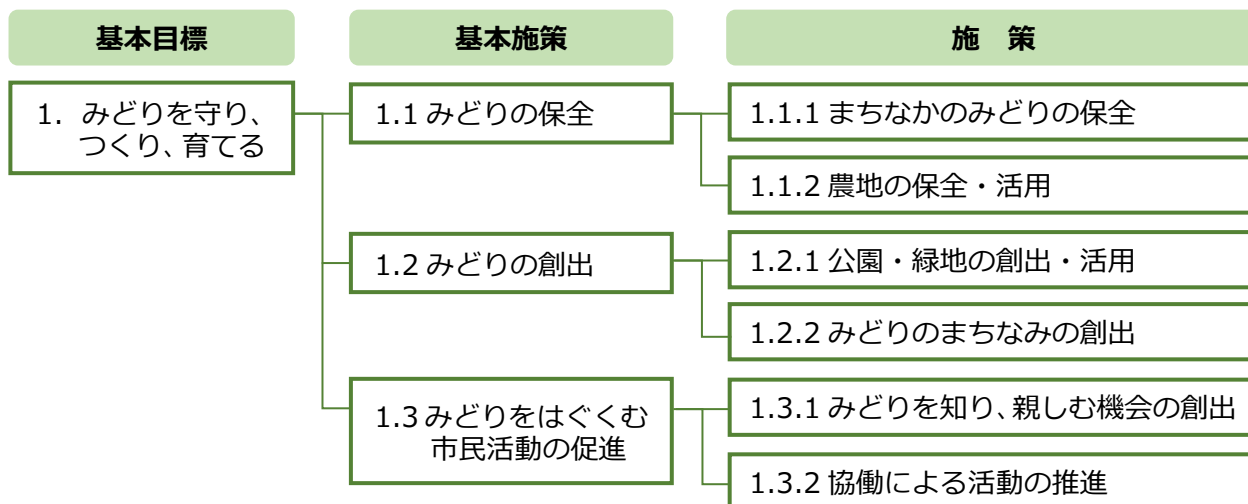
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）※	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆みどりの特徴

・本市のみどりは、国分寺崖線や野川、玉川上水など慣れ親しんだ小金井らしい景観を形成し、癒しを与えてくれます。みどりがあることで地下水が涵養され、湧水を保全することができます。また、これらのみどりは動植物の生息・生育地や移動経路としても重要です。時には自然とのふれあいの場や遊び場、皆の活動の場にもなります。他にも、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動適応の観点や、火災時の延焼防止・災害時の避難所など防災の観点からも重要です。

・このような多面的機能・役割を持つみどりは、都市をより豊かに、快適にするための基盤（グリーンインフラ）であり、市民の生活と密接に関わっています。

・市内には、国分寺崖線（はげ）や野川などのみどり、公園や学校、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりが 있습니다。緑被地の内訳としては、樹木・樹林地（竹林を含む）が最も多く（市域の18.3%）、草地と農地がほぼ同じ面積（6.0%）を占めています（図3-4）。

・これらのみどりを期待される機能に応じて保全・管理しつつ、新たなみどりを創出することで、その多面的機能を将来にわたって維持・向上させる必要があります。

※「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独若しくは一体となって構成されている空間、又は、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。（「小金井市みどりの基本計画」における定義）
「緑被地」は、樹木・樹林地、草地及び農地で被われた土地のことで、図3-4のグラフは①樹木・樹林地（竹林含む）、②農地（樹木畑）、③農地（その他）、④草地（管理）、⑤草地（雑草地）に分類して調査した結果を集約しています。

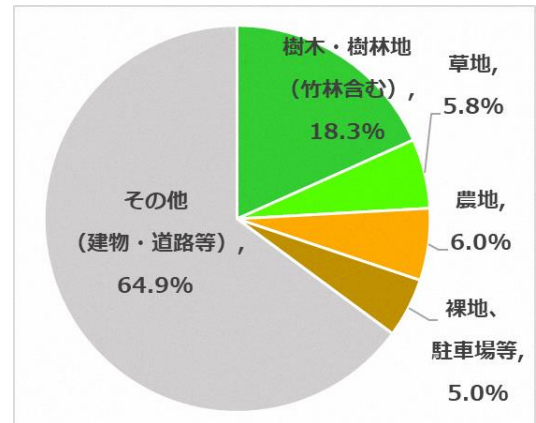


図3-4 緑被地・裸地等の割合
(令和元年度)



本市の特徴的なみどり（左上から：玉川上水、農地、公園、崖線）

◆みどりの現況

- ・本市のみどりは減少傾向にあり(図3-5)、みどりの全体量を示す緑被率は平成21年度からの10年間で33.7%から30.2%に変化しました。減少量は40.53haで、これは小金井公園の面積(約80ha)の半分に相当します。
- ・崖線や屋敷林、社寺林などのみどりは、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく国分寺崖線緑地保全地域、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づく環境保全緑地(環境緑地、公共緑地)、保存樹木、保存生け垣などの制度により保全が図られています(表3-2)。今後大幅な増加は見込めませんが、引き続き制度を活用した保全及び維持管理を行っていくことが必要です。
- ・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成30年度の市域に占める割合は7.0%であり、周辺市町村の中で最も高くなっています。
- ・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでいます。農地のうち「生産緑地」については令和4年にその大半が指定期間30年の期限を迎え、買取の申出や農地以外への転用などが懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていくことから今後も農地が減少する恐れがあります。本市では、特定生産緑地制度を活用して、引き続き生産緑地として維持されるよう制度の周知等を推進しています。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の民間企業等への貸し出しがしやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用が期待されます。
- ・まちなかのみどりを増やすため、生け垣造成奨励金制度を運用していますが、平成25年度以降は1~3件で推移しています。また、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導などを行っていますが、みどりの減少を抑制するのに十分とは言えない状況です。

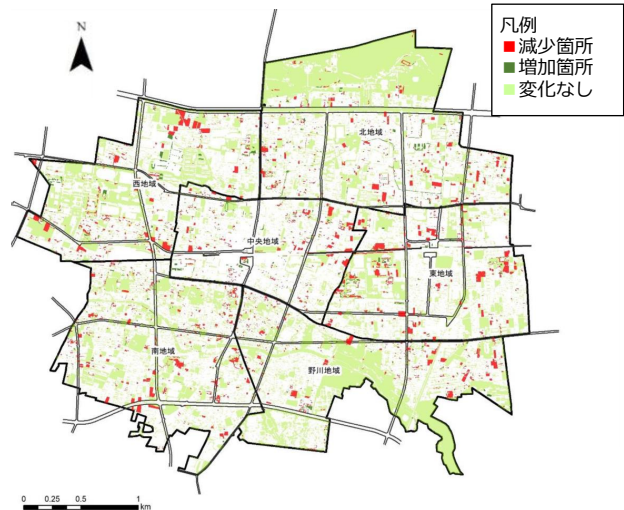


図3-5 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

表3-2 みどりを保全する主な制度と保全が図られているみどり(令和元年度実績)

制度を定めた法令	制度名称	内容		箇所数	面積等
都市緑地法	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などにより現状凍結的に保全する制度。本市では滄浪泉園が指定されている。		1	1.29ha
東京都における自然の保護と回復に関する条例	国分寺崖線緑地保全地域	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっている。それと一体となった樹林地等を保全するため、指定を受けた保全地域について、相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先して東京都が取得している。		3	1.31ha
小金井市緑地保全及び緑化推進条例	環境保全緑地	環境緑地	現状のまま保全されることが確約されている樹木の集団で500m ² 以上の面的つながりがある緑地を指定するもの。指定により相続税や固定資産税の減免が受けられる。	9	4.78ha
		公共緑地		4	0.37ha
	保存樹木	民有地の一定規模の樹木や生け垣を指定するもの。維持管理のための奨励金を交付している。		-	842本
	保存生け垣			-	4,358m

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、「緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は71.8%で、全ての項目で最も満足度が高くなっていました。「公共の広場や公園の利用しやすさ」は58.8%で、全項目中3番目に高いという結果でした。みどりに関する満足度は、他の環境分野と比較して高いと言えます。
- ・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は12.5%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が55.4%であり、緑化活動への参加意欲がある方を活動に取り込んでいくことが必要です。
- ・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（環境美化サポーター（花壇ボランティア、剪定ボランティアなど）、公園サポーター会議）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化などの問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。



保全が図られているみどり
 (左上から：社寺林、保存樹木、滄浪泉園（特別緑地保全地区）、三楽の森（公共緑地）)

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地の指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定本数	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 5農園、4,060.37m ² （令和元年度） <体験型市民農園> 2農園、4,489.46 m ² （令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地や保存生け垣については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発に当たって既存樹木の保護を促進するため、環境配慮基準の見直しを行います。

表 3-3 拠点・軸となるみどり

みどりの拠点	みどりの軸
<p>まちなかに点在する一定規模のみどりであり、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの環境保全の機能を発揮するとともに、人が集うレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所などとしての役割を担う。「小金井市みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学などを位置付ける。 ●身近な交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園などや学校などの公共施設を位置付ける。 	<p>崖線や河川、街路樹などの連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成などによる人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止などの役割を担う。「小金井市みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史と自然軸 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の歴史や文化にも関わりが深く、広域的な連続性があるみどり。河川や崖線、主要な道路などが複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付ける。 ●身近な交通軸 <ul style="list-style-type: none"> ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどり。人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置付ける。

1.1.2 農地の保全・活用

農地の宅地化を抑制し今後も農地として保全するために、改正生産緑地法の各種制度を活かして生産緑地の維持に努めるほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されたことに伴い、意欲ある農業者や新規就農者、民間企業などが生産緑地を借りやすくなったことから、営農困難な生産緑地についても積極的に貸借を推進し、農地の活用を図ります。また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティアなどによる営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、環境保全型農業の推進、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。また、他自治体との交流により、農地の保全や活用について、引き続き調査・研究を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7、12 参照

- 環境保全緑地や保存樹木・保存生け垣の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティアなどに参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。
- 市民農園や体験農園を活用して、みどりにふれる機会を増やします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P13 参照

- 環境保全緑地や保存樹木・保存生け垣の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできる限り保全するなどの配慮をします。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

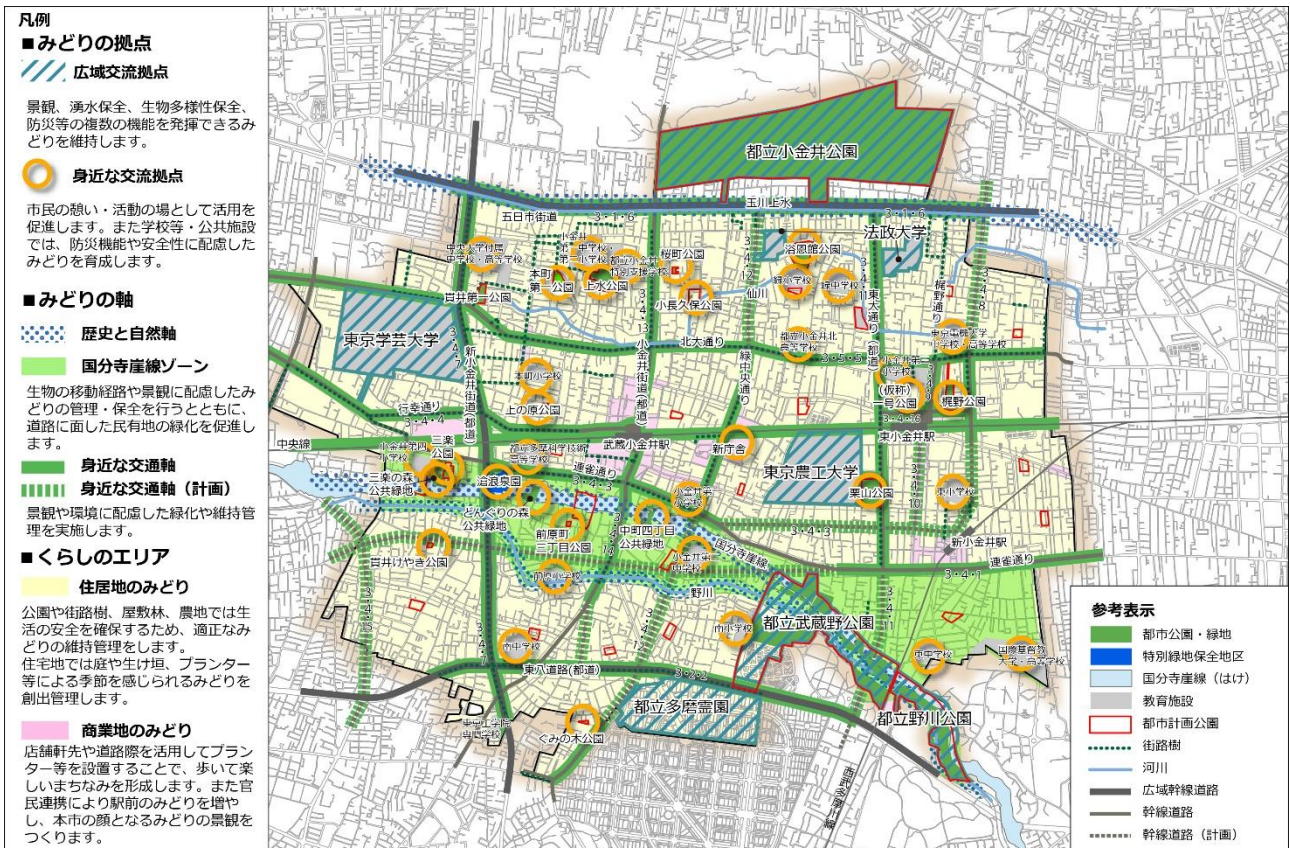


図3-6 みどりのまちづくり方針図

1.2 みどりの創出

<取組指標>

指標	現状	目標
公園・緑地面積	86.86ha（令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.2.1 公園・緑地の創出・活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園等の整備を進めます。整備に当たっては、「小金井市公園等整備基本方針」に基づき、既存のみどりとの連続性を考慮した一体的な整備、配置の見直しや機能の充実などを図り、公園等の質の向上に努めます。

学校や公民館など公共施設におけるみどりの保全・管理及び緑化も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路の街路樹の整備などを行います。

1.2.2 みどりのまちなみの創出

みどりあふれるまちなみをつくるために、住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇などを活用した緑化を進められるよう、緑化の方法について、「緑化の手引き」を作成し情報提供するなどの技術支援を行います。また、生け垣造成奨励金制度の適用対象を拡大してより使いやすい制度とし、接道部の景観を高めるような緑化を促します。

開発時には、環境配慮基準に基づく緑化や、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、開発を契機とした緑化を促進します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7 参照

- 環境美化サポーター等に登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組めます。
- 「緑化の手引き」などを参考に自宅の庭やベランダでの緑化や屋上緑化、壁面緑化に取り組めます。
- 庭先やプランターなどへの草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくりまします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8 参照

- 「緑化の手引き」などを参考に事業所の駐車場やベランダでの緑化や屋上緑化、壁面緑化に取り組めます。
- 開発行為等を行う場合には、環境配慮基準や緑化指導に関する規定などに基づき、敷地の一部の緑化を行います。

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

<取組指標>

取組指標	現状	目標
都市計画公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、みどりの実態調査結果やみどりの基本計画の紹介、優れた緑化事例やガーデニングの紹介など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実をはじめ、イベント・講座などにおける学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成などにより、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、清掃用具の提供や補助金の交付など、既存ボランティアの活動支援を継続します。活動の活発化のためボランティア同士の情報交換の場を設けて交流を図るとともに、活動の間口を広げるために、気軽に参加しやすい新しいボランティア制度の創設などを行います。

また、地域を挙げてみどりを保全・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校や公的施設のみどりの地域による管理、剪定などのボランティアの紹介を進めます。

みどりに関する募金など新たな資金確保につながる仕組みづくりを検討し、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P3、7、12 参照

- 市、事業者及び他の市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するイベントや講座に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに関わる仲間づくりの場として活用します。
- みどりに関するボランティア活動に参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P3、8 参照

- 市、他の事業者及び市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 街路樹を増やす
- みどり、木に毎日水をやる
- 植物（草、木）を大事にする
- 庭園を造る
- 植物をたくさん植える
- 花を育てる（最後まで）
- 植物からとった種をまた植える
- 植物に関心を持つ
- 畑で野菜を買う
- 公園をきれいにする
- みどりを守るために学校などで動いて木を植えたりする



基本目標2

地下水・湧水・河川の水循環を回復する

武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水の水辺等による水循環のメカニズムが広く理解され、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善・水涸れ対策など、水環境・水利用に関して取り組んできた歴史や成果を皆で共有しながら、地下水・湧水等の水循環を回復する取組を継続し、将来にわたって豊富な水資源が利活用されていることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- ・小金井の豊かな地下水、湧水、野川や玉川上水の水質を維持し、市民等の健康に影響が出ないように監視する



目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- ・地下水、湧水、河川の水質を維持し、衛生的に利用できるよう監視する
- ・武蔵野台地や国分寺崖線といった特徴的な地形を地下水や湧水、河川が巡ることによって成り立っている水循環を回復し、将来にわたって維持するために、地下水の涵養を進める
- ・水資源を大切に使うため、雨水利用を進める
- ・水と衛生に関わる分野において市民参加を促進し、小金井の豊かな水環境をみんなで守る

関連する計画 ▶▶▶ 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の地下水位	過去10年間でほぼ一定	現状から低下しない※1
湧水の水量	測定地点数：4地点 全地点の合計：870L/分（令和元年度）	現状から減少しない※1
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度）※2 ②BOD：0.5mg/L（令和元年度）※2	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A類型相当）を達成※3 ①7.5mg/L以上、②2mg/L以下
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満（令和元年度）	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※4を達成 ①10mg/L以下、②0.01mg/L以下、③0.01mg/L以下、④1mg/L以下

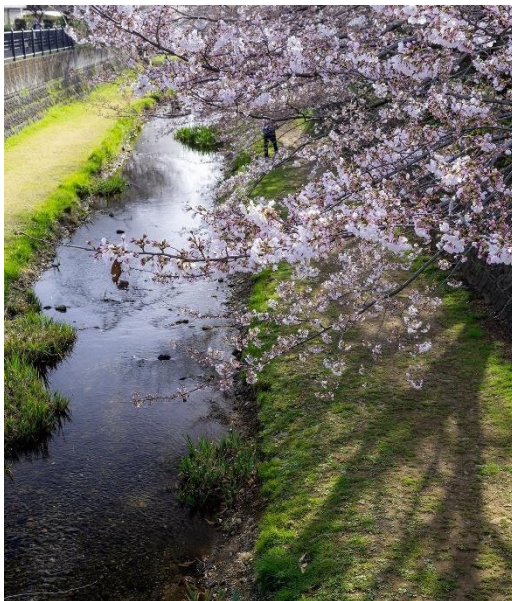
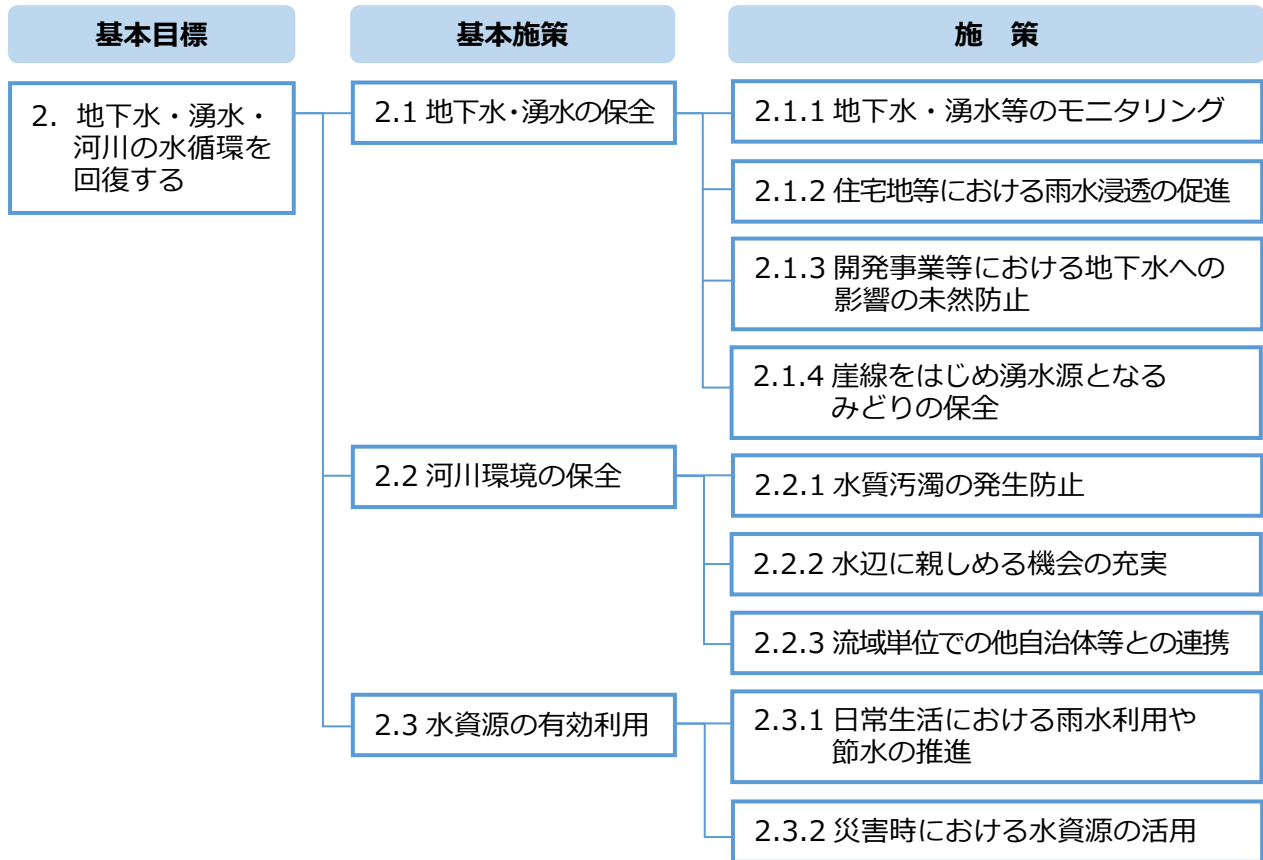
※1 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定しています。

※2 当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅です。

※3 本地点に適用される水質環境基準はD類型ですが、現状値は、D類型基準値よりも良好であるA類型相当であることから、A類型相当を目標に設定しました。

※4 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用します。

＜施策の展開＞



水辺の風景（左から：野川、美術の森緑地の湧水）

現状・課題

◆地下水・湧水・河川との関わり

- ・「小金井」の地名は、一説によると「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川などととも身近な水辺となっています。
- ・このような良好な水環境を持つ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。



黄金の水（宝永四年六地藏）

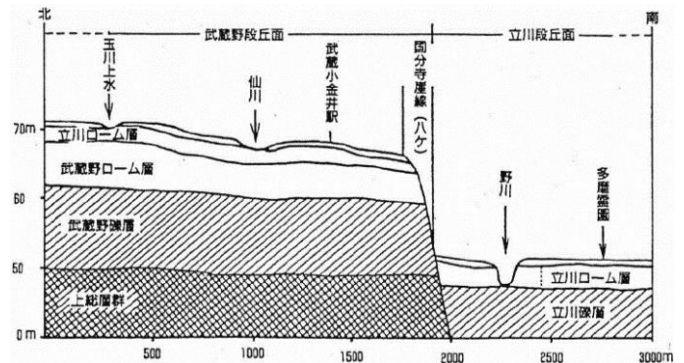


図 3-7 国分寺崖線の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 3-8、図 3-9）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、おおむね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的な河川である野川は、渇水時には水涸れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。野川には直接排水が流入することはありませんが、本市の下水道は多くが合流式であるため、大雨時には下水道管から水が溢れ、下水道の排出口から汚水が雨水とともに河川などの水環境中へ排出されてしまう恐れがあります。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、市内の水環境をモニタリングしていくことが重要です。また、自然災害が発生した際に水利用に困らないよう、予め備えておく必要があります。
- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民に更に PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。

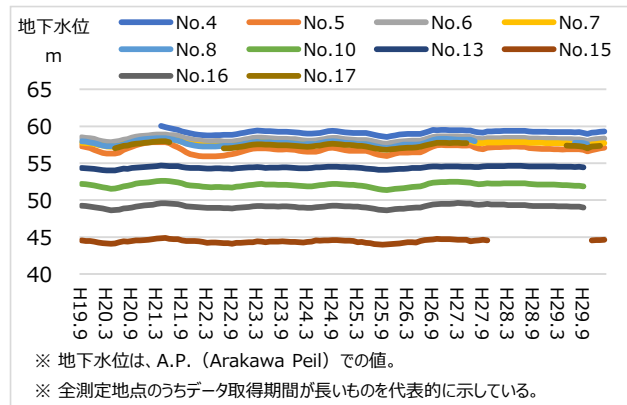


図 3-8 地下水位の推移

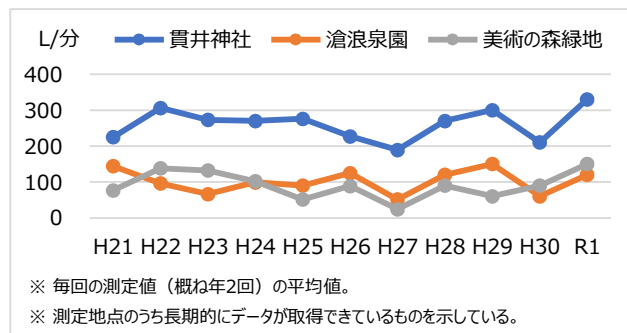


図 3-9 湧水調査結果

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成24年から平成29年の5年間で、宅地が11ha増加する一方で農地が7ha減少し、農地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において、崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国や都、市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林などの形で保全・担保されており、この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の6割を占める住宅地などにおける地下水涵養を促進するため、新築や増改築時の雨水浸透ますの設置や、道路における雨水浸透ます等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のためにも、住宅地や道路における雨水浸透などの取組を一層進めていくことが重要です。



国分寺崖線のみどり

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質、におい等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は52.9%、「水辺との親しみやすさ（河川や湧水を身近に感じるか）」については47.9%でした。
- ・同市民アンケートでは、節水に関する取組である「こまめに水道の蛇口をしめる」を「いつもしている」と回答した市民が82.9%、「ときどきしている」と合わせると95.6%であり、水を大切にするという意識は浸透していると考えられます。また、1人1日当たり水利用量をみると、最近の5年間は280～293Lの範囲内であり、全国平均値（297～299L）よりも少ない量となっています（図3-10）。今後も水を大切に使うという意識を持ち続けることが重要です。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心を持ってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、毎年多くの市民が参加しています。このほかにも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

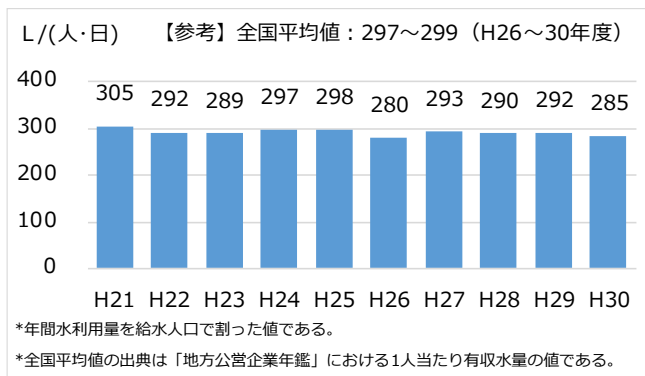


図3-10 水利用量の推移

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （令和元年度）	調査頻度や地点数について現状維持又は拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	2,044 基（令和元年度）	毎年 2,000 基以上 ^{※1}
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m ² 透水性インターロッキングブロック計 1,884m ² （令和元年度）	（設定しない） ^{※2}

※1 過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2,014～2,560 基）を踏まえ設定しました。

※2 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベントなどを検討・実施します。検討・実施に当たっては、市、環境市民会議、大学等の教育研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水を浸透させ地下水涵養を促進するために、引き続き、新築や増改築における雨水浸透ます（図 3-11）等雨水浸透施設の設置・普及促進を行います。排水設備指定工事店との連携などによる効果的周知や、設置助成を行います。道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民や事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

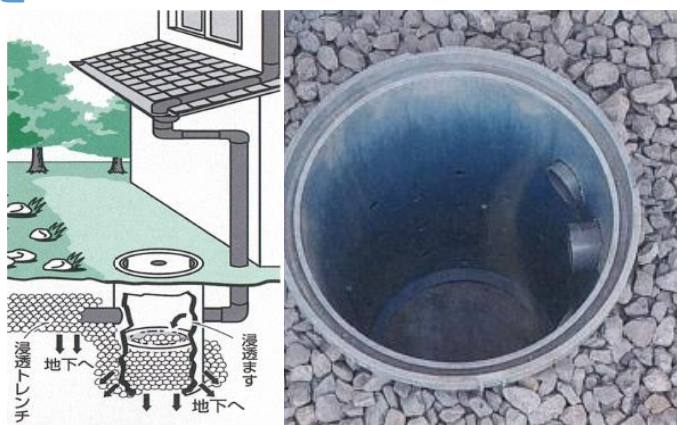


図 3-11 雨水浸透ますの概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者には「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査などを求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議を踏まえながら、事業による影響の把握や実施した対策のフィードバックを行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地などの制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P3、12、15 参照

- 地下水・湧水について関心を持ち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅などの新築や増改築に当たっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P13 参照

- 事業所などの新築や増改築に当たっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物をつくる場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

全国に誇る、協働による雨水浸透の取組

本市は雨水浸透の取組が進んでいることで全国的にその名が知られています。

本市の雨水浸透事業は、市民、事業者（排水設備指定工事店）及び行政による市民協働の成功例として、公益社団法人日本河川協会の「第3回日本水大賞」、公益社団法人土木学会の「環境賞」などの賞を受賞してきました。

昨今では、地下水涵養の観点のみならず、洪水被害の軽減効果の観点からも雨水浸透施設の重要性がますます高まっています。今後も市民、事業者、市が協力して設置率を高めていくことが必要です。



第3回日本水大賞 表彰状
(市役所第2庁舎入口に掲示)

2.2 河川環境の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント ： 1回（令和元年度） 公民館講座： 1回（令和元年度）	現状以上

①市の施策

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の機会を増やすことで、水辺に親しむことのできる機会を充実させます。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。



クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査などの広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P15 参照

- 野川や玉川上水などについて関心を持ち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P16 参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等を発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標>

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2件（令和元年度）	年間10件以上※ ¹
市民1人当たり配水量	285 L/(人・日)（平成30年度）	現状より増えない
震災対策用井戸数※ ³	38か所（令和元年度）	現状維持若しくは増加

※¹ 過去10年間（平成22～令和元年度）の実績（2～23件）を踏まえ設定しました。

※² 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

①市の施策

2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも連携しつつ、震災や渇水時の水源の拠点となる震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）など、非常時に備えて水資源の活用体制を整えます。また、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練などを行います。



雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P12 参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車などの利用に努めます。
- 井戸を持つ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水など）に努めます。また、非常時の飲用などにも使えるよう、近所への日ごろからの周知なども行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P13、15 参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水などへの利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（ハウスメーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

基本目標3

都市の生物多様性を守り親しむ

みどりや水で形成される多様な自然環境と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを享受しつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子どもまで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- ・国分寺崖線や野川などの自然環境、公園、農地、玉川上水などのみどりや水辺と、そこに生息・生育する動植物からなる生態系、貴重な動植物、それらがもたらす自然の恵みを保全・回復し、持続的に利用する
- ・生物多様性の大切さ・価値を理解し、地域で守る
- ・小金井において長い時間をかけて成立してきた本来の生態系を守るため、外来種による攪乱等を防止する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

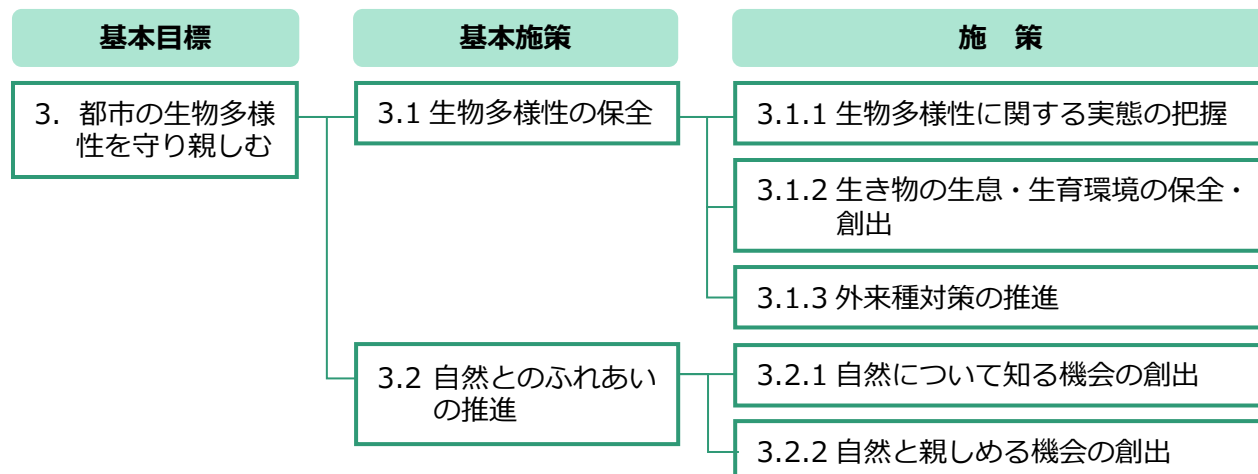
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度	—	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆生物多様性とは

- ・地球上には約 3,000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いにつながり合って存在しています。生物多様性とは、これら全ての生き物の間に違いがあることです[※]。
- ・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物がいること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子を持つことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります[※]。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。
- ・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（表 3-4）。
- ・今、生物多様性には危機が迫っていると言われています（表 3-5）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを享受し続けるためには、その重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

※ 1992（平成 4）年に採択、1993（平成 5）年に発効した「生物多様性条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

- ・本市の生物多様性は、野川や国分寺崖線、湧水などの自然環境が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。また、農地や公園緑地などでは都市の生物多様性が存在していると考えられます。
- ・本市の代表的な環境である野川には、多様な動植物が生息・生育しています。例えば、小金井新橋周辺～やまべ橋までの間でも草本から木本まで 90 種を超える植物が確認されています。一方で、アレチウリやオオブタクサなど「外来生物法」の特定外来生物や、「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種（アメリカザリガニ、ウシガエル等）も確認されています。ペット由来の外来種であるミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）も確認されています。
- ・また、野川流域連絡会が実施している生き物調査では、平成 30 年 1 月（冬季）は 15 種、同年 8

表 3-4 生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

表 3-5 生物多様性に迫る 4 つの危機

● 第 1 の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
● 第 2 の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
● 第 3 の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱 外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
● 第 4 の危機 地球環境の変化による危機 地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注) 生物多様性センターホームページ内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変



湧水生態系調査の様子

月（夏季）は14種の水生生物が確認されており※、東京都レッドデータブック掲載種のメダカ（絶滅危惧Ⅰ類）やスジエビ（留意種）も含まれていました。その他、野川流域連絡会が発行している「野川マップ」や「生き物ガイドブック」には、野川に生息・生育する多様な動植物が紹介されており、野川は生物多様性の観点から重要な環境であることが分かります。

※出典：「第8期野川流域連絡会活動記録」（平成31年1月、野川流域連絡会）

- ・市内4か所（貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地）では、毎年2回湧水生態系調査（水質、底生生物、付着藻類等）を実施しています。平成30年度の調査では、4か所で合計49種の底生生物や合計32種の付着藻類が確認されました。付着藻類については、環境省レッドリスト2020で準絶滅危惧に指定されているタンスイベニマダラが確認されています。外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。

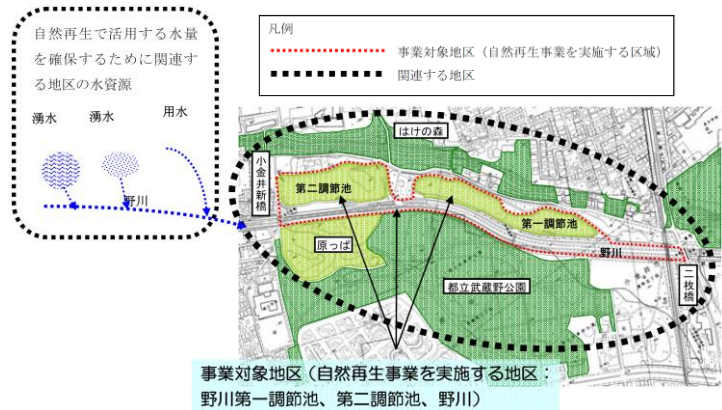


図3-12 野川自然再生事業対象地区

出典：「野川第一・第二調節池地区 自然再生全体構想」（平成18年9月、野川第一・第二調節池地区自然再生協議会）

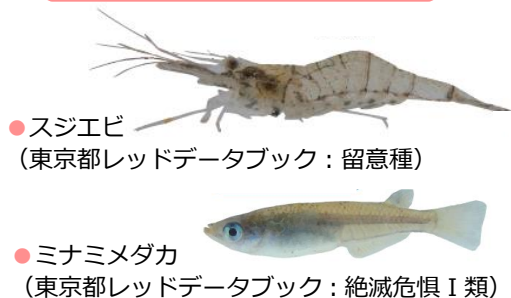
- ・野川第一調整池・第二調整池では、平成18年度から自然再生法に基づく自然再生事業が実施されており、田んぼや湿地、ため池などが整備されました（図3-12）。これら湿性の環境は多様な生物の生息に適した環境であり、第一次実施計画による自然再生整備の前後では新たに出現した種が多く確認されています（表3-6）。生物多様性の回復がなされた好例です。
- ・上記のような水辺以外にも、崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、市で実施している調査が少ないこと、市民団体主催の調査や観察会は実施されているものの、その情報が集約されていないことから、市域の生物多様性の全体像が把握しにくい状況です。
- ・まちなかでは、街路樹への在来種の導入などが進められており、開発時の緑化指導においては東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」に基づく在来種の導入を促進しています。このような取組を、市内各所で展開していくことが必要です。

表3-6 自然再生整備前後における確認種数の変化

	平成14年度調査	平成19～22年度の総確認種数	平成14年度と比較して平成19～22年度に新たに出現した種数	
			平成14年度からの増減	平成14年度に確認され、平成19年度以降確認されていない種数
植物	212	344	+132	168
魚類	9	12	+3	4
昆虫	215	478	+263	317
鳥類	49	45	-4	11
底生生物	20	80	+60	68

出典：「野川第一・第二調節池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成25年1月、東京都北多摩建設事務所）

レッドデータブック掲載種



特定外来生物



野川で確認されているレッドデータブック掲載種及び特定外来生物の例

出典：野川マップ 生きもの観察のすすめ

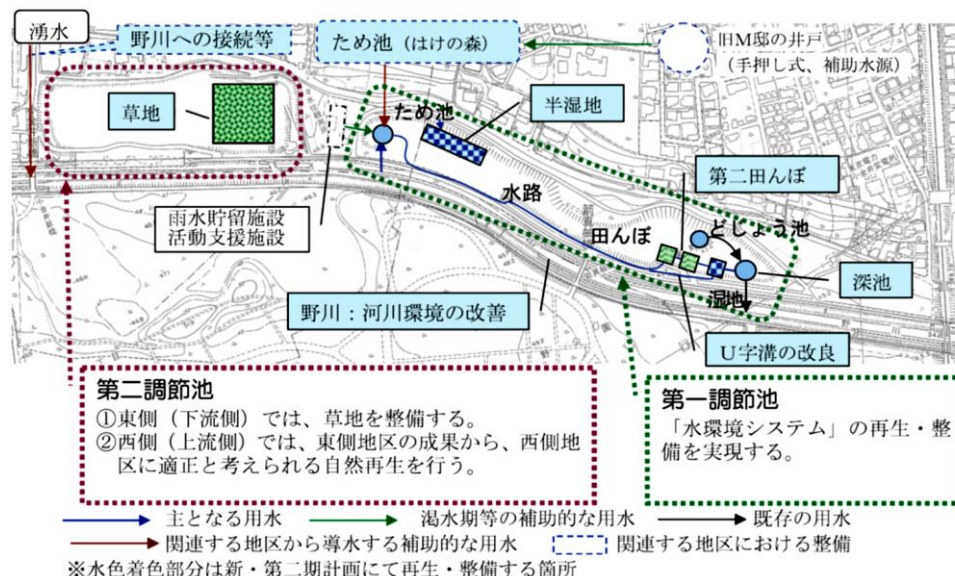
◆各主体の取組や意識

- ・野川第一調整池・第二調整池の自然再生事業は、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、生物の生息環境を整備するだけでなく、生き物とのふれあい、生き物を通じた人々のふれあいの場を再生・整備してきました。現在は、市民からなる管理運営団体「野川自然の会」が都と協働でモニタリングや維持管理を実施しています。
- ・毎年実施している「クリーン野川作戦」では、水生生物や植物の自然観察会と、特定外来生物の駆除活動が行われており、市民が生物多様性を知る良い機会となっています。
- ・はけの森や野川流域、都立公園では、市民団体主催の調査や自然観察会など、自然とふれあえる機会が提供されています。市民団体等との連携を進め、市民の参加機会を増やしていくことが必要です。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物（野鳥、昆虫、水生生物等）との親しみやすさ」についての満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が44.8%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が57.7%であり、保全活動や観察会などに様々な人が参加しやすくなるよう、多様な機会の創出やきっかけづくりが必要です。
- ・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が41.4%となっています。市民農園等は利用希望者の倍率が約2倍～5倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

野川自然再生事業～水のある豊かな自然環境の再生～

野川自然再生事業は、「事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する」ことを理念として進められています。（「野川第一・第二調整池地区 自然再生全体構想」（平成18年9月））

「自然再生事業実施計画」（平成18年10月）に基づく平成22年度までの事業実施により、水域の環境が整備され、第一調整池内に水域の生態系が新たに成立したり、植生管理により湿性環境が出現し、湿った環境を好む昆虫類の生息やそれに伴う鳥類の確認種が増えるなどの成果がありました。現在は「自然再生事業第二次実施計画」（平成25年1月）に基づき、「水循環システム」の再生・整備の実現に向けて事業を実施するとともに、野川自然の会、東京都、自然再生協議会によるふれあい活動やモニタリング、維持管理が進められています。



出典：「野川第一・第二調整池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成25年1月）

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
小金井の生物リストの作成	－	作成（令和7年度）

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境に希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

既に実施している湧水の生態系調査結果をはじめ、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、自然観察会で確認された生き物の情報整理、市民団体等による調査の結果の集約、市民参加による指標生物調査などにより、市域全体の生態系の構造や機能を把握・整理し、共有します。

3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園においては、在来種や実のなる樹木の植栽、多層構造の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備などを検討します。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した周辺の生き物に関する情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 外来種対策の推進

市内で確認されている特定外来生物等の外来種の生態や、駆除の必要性を広く周知し、情報提供を募ることにより、分布範囲の拡大を防ぎます。また、市民参加による駆除活動を継続します。

ペット（外来種や他地域に生息していたもの）が自然環境下に放たれることは、在来種の生息環境が脅かされてしまったり、生物多様性が失われる原因となり得るため、ペットの飼育について普及啓発を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7、12 参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置など、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。
- ペットは責任を持って飼育し、自然環境下に放逐しないようにします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P3、13 参照

- 敷地内の緑化に当たっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回（令和元年度） ※公民館主催の講座1回、自然観察会2回 クリーン野川作戦における自然観察会等1回	市主催の普及啓発： 5回 / 年以上

①市の施策

3.2.1 自然について知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境や生物多様性の実態、生態系サービス（表3-4）について関心を持ってもらうことが重要です。「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した情報などを活用し、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布などにより、広く情報を提供します。

また、公園、公共緑地等において植物等の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」における自然観察会などを引き続き実施します。また、市民団体主催の自然観察会や生き物調査などの開催情報を市のホームページやSNSで提供し、市民が活動を知ることができる機会を増やします。さらに、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベントなど、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

表3-7 市内で開催されている自然観察会

主催者	内容
環境政策課	クリーン野川作戦における自然観察会（植物、水生生物等）
公民館（緑分館）	子ども体験講座（いきもの観察）
環境市民会議	田んぼの時間（植物、水生生物、昆虫の観察会）
野川自然の会	とんぼたんぼ（生きもの観察会）
はけの森調査隊	ミニ観察会、定例調査会（昆虫など）
小金井自然観察会	野川公園観察会、早朝探鳥会など

※団体ホームページにて確認可能なもののみ抽出

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P3、12 参照

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味を持ち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園などを利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P3 参照

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

基本目標 4

安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境が実現していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

・大気汚染物質、有害化学物質、土壌等の汚染により健康に被害が発生しないよう、良好な生活環境を維持する



目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・住民相互のコミュニケーションを進めることで、本市の苦情の多くを占める「生活型公害」を減らし、市民一人ひとりにとって生活環境が良好であり、住み続けたい環境となるようにする

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
大気環境基準 ^{※1} 等の達成状況	①二酸化窒素 ^{※2} : 達成 (0.016ppm) ②浮遊粒子状物質 ^{※2} : 達成 (0.043mg/m ³) ③一酸化炭素 ^{※2} : 達成 (0.2ppm) ④ダイオキシン類 ^{※3} : 達成 (0.018pg-TEQ/m ³) (平成 30 年度) ^{※4}	左記項目について、下記環境基準等を達成 ①1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ②1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 ③1日平均値の2%除外値が10ppm以下 ④1日平均値の年間算術平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下
道路交通騒音に関する環境基準 ^{※1} の達成状況	五日市街道 : 昼夜間ともに達成 小金井街道 : 昼夜間ともに達成 連雀通り : 昼間のみ達成 新小金井街道 : 昼間のみ達成 東八道路 : 昼夜間ともに達成 (令和元年度)	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 (5地点とも昼間 70dB、夜間 65dB)

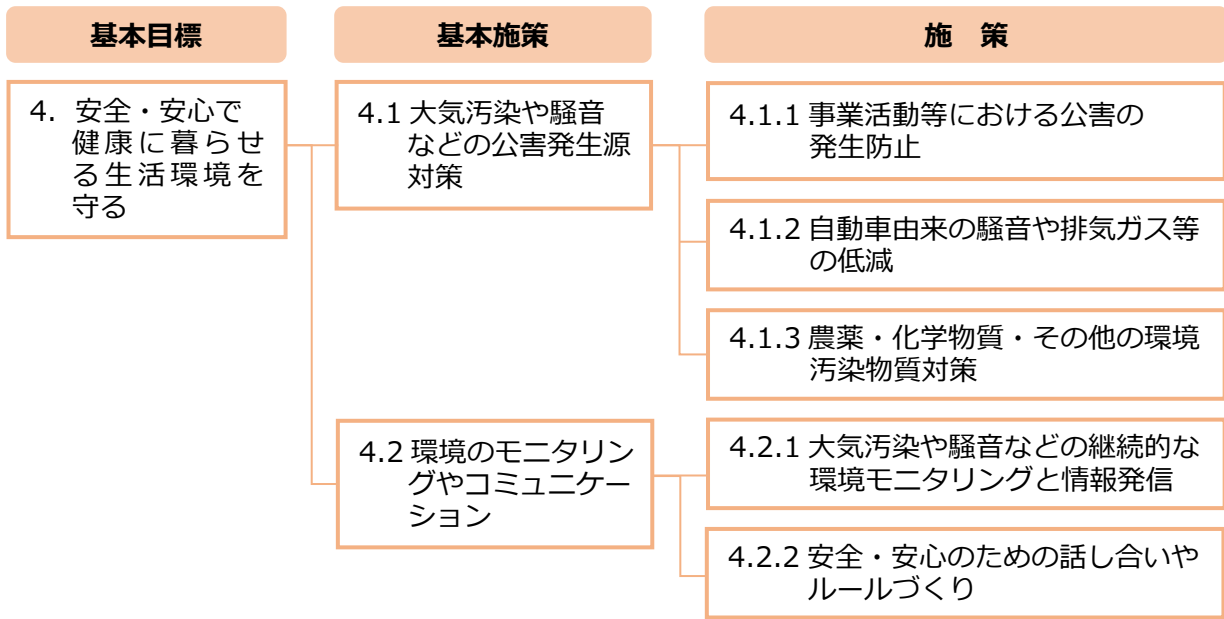
※1 大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編に記載しています。

※2 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局(局名:小金井市本町)での測定結果から、年98%値又は2%除外値を用いた長期的評価とします。

※3 ダイオキシン類は、市による測定結果から期間平均値を算出し、評価します。

※4 平成30年10月5日までの値(以降欠測)です。

<施策の展開>



東京都及び市が実施している生活環境調査

東京都と市では、以下のような項目で生活環境調査を実施しています。

表 3-8 生活環境調査項目と実施主体

項目		東京都	市
大気質	光化学オキシダント (Ox)	●	
	二酸化窒素 (NO ₂)	●	●
	浮遊粒子状物質 (SPM)	●	●
	一酸化炭素 (CO)	●	
	ダイオキシン類	●	●
水質	野川水質 (pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)		●
	井戸水 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素、鉛)		●
	地下水位		●
	湧水水質 (pH、電気伝導率、硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン)		●
騒音・振動	道路交通騒音		●
	道路交通振動		●
放射能	空間放射線量	●	●

*** 環境報告書で毎年の調査結果を公表しています ***

市では、毎年環境報告書を作成し、環境に関する情報や本計画に基づき実施された施策の進捗状況を公表しています。大気質や水質、騒音・振動等の調査結果も掲載されているので、ぜひ確認してみてください。環境報告書は、市ホームページの他、情報公開コーナー、図書館等で閲覧できます。



現状・課題

◆大気環境の現状

- ・市内には、東京都の一般環境大気測定局（一般局）が1箇所あり、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素などの大気中濃度が測定されています。二酸化窒素の濃度^{※1}は、近年は0.029～0.036ppmの範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります（図3-13）。
- ・本市には排気ガスの排出源となる工場などがほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。
- ・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上^{※2}しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

※1 市内1か所に設置された東京都測定局での値です。

※2 国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値（JC08モード）は、平成23年度から平成30年度の7年間で17.8km/Lから22.0km/Lへ向上しています。

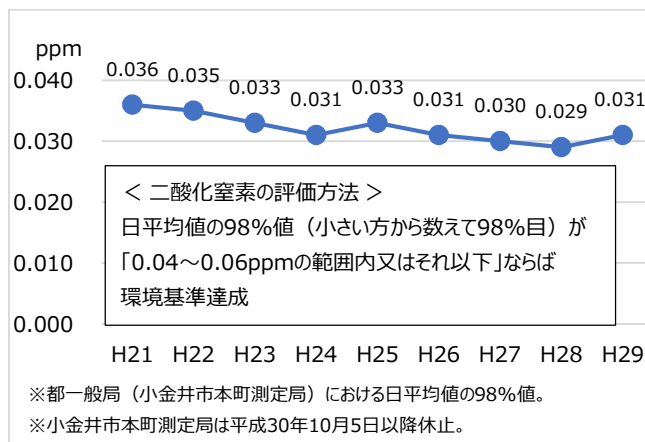


図3-13 二酸化窒素濃度の推移

市では二酸化窒素の簡易測定を実施しています

東京都の一般局（小金井市本町）では年間を通して二酸化窒素の濃度を計測していますが、それとは別に、市で毎年1回、住宅地や交差点における簡易測定法による調査を行っています。

令和元年度には、住宅地31地点、交差点・沿道地域19地点で実施しました。その結果、全調査地点において、二酸化窒素濃度は環境基準値[※]を下回っていました。

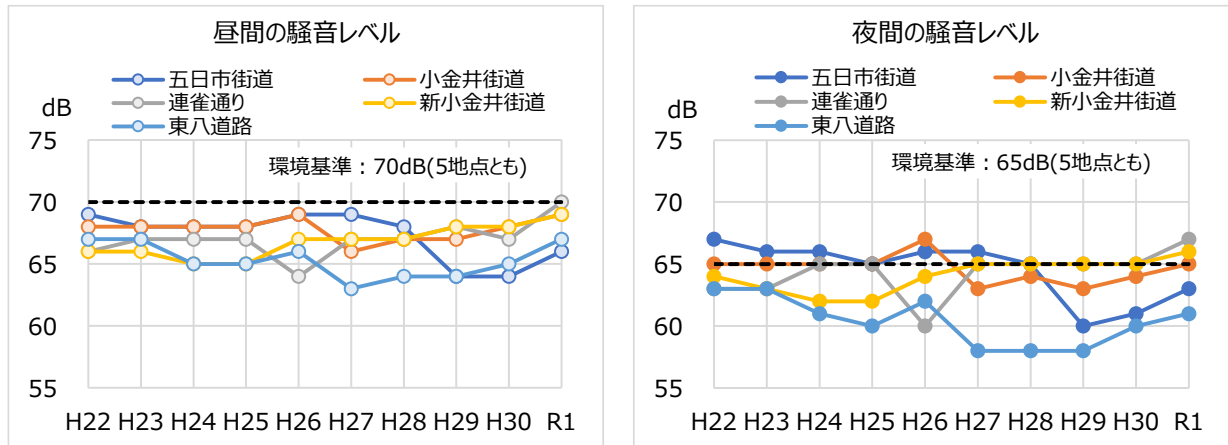
二酸化窒素については、年間を通じた長期的評価により環境基準の達成状況を評価するため、この調査結果が環境基準値以下であっても“環境基準を達成した”とは言えませんが、自動車排気ガスの影響を受けやすい交差点や沿道を含む市内50地点全てで環境基準値を下回っていることから、本市では二酸化窒素により健康被害が引き起こされる心配は少ないと考えられます。

※1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。



◆騒音環境の現状

- ・市内5か所の幹線道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路）を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています（図3-14）。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では騒音レベルが微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。
- ・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

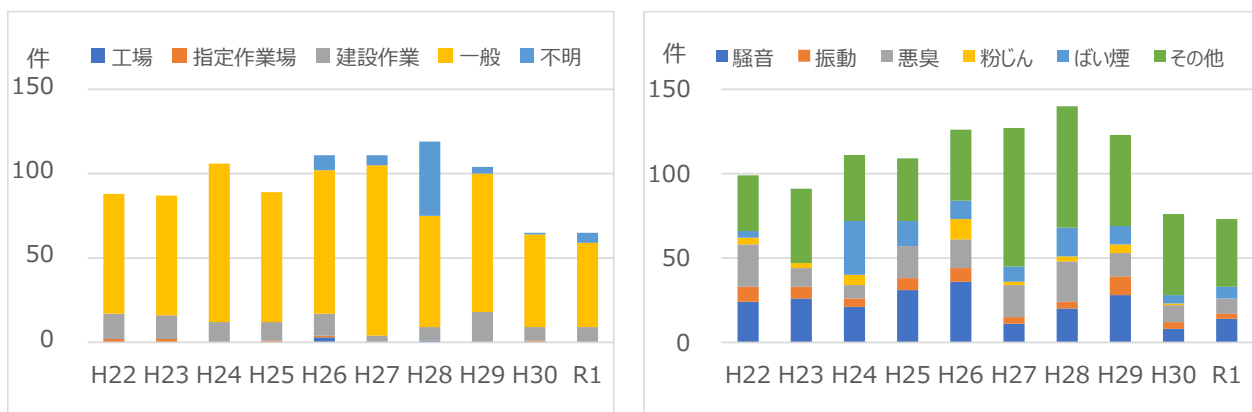


※測定値は昼間夜間ともにA特性等価騒音レベルです。路線としての評価であるため調査地点は毎年変わる可能性があります（環境報告書には当該年度の調査地点を記載）。

図3-14 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

- ・公害苦情の内訳をみると、建設作業や工場以外から発生するものに対する苦情が多く、種類別では典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に該当しない「その他」が多いことが特徴であり、総じて「生活型公害」に起因する苦情が多い様子が見受けられます（図3-15）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。
- ・公害苦情の内容は、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空家等からの樹木の越境などが多くなっています。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会を持つなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。



注) 1つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図3-15 公害苦情件数（平成30年度、左：発生源別、右：種類別）

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

<取組指標>

指標	現状				目標
低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合	・低排出ガス認定車				(設定しない)
	小型四輪貨物	48.4%	普通貨物	35.2%	
	小型四輪乗用	79.3%	普通乗合(30人以上)	33.3%	
	小型乗合(29人以下)	36.7%	普通乗用	72.3%	
	総計 73.8%				
	・電気自動車／普通乗用：0.2%				
	・燃料電池自動車／普通乗用：0.02%				
	・ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む）				
	小型四輪貨物	0.004%	普通乗用	11.0%	
	小型四輪乗用	8.7%			
総計 19.7%					
・天然ガス自動車(CNG車)／該当なし					

※一般財団法人自動車検査登録情報協会データによる。登録車両のうち、「使用者住所」が小金井市のものを抽出し、普通乗用車、小型四輪乗用車、普通貨物車、小型四輪貨物車、トレーラ、普通乗合車、小型乗合車について集計しました。

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の1つと考えられる自動車については、買い替え時に環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐車場の整備など必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減を推奨します。また、国のPRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び「東京都環境確保条例」に基づき市内事業所における化学物質の排出・使用量などの把握を継続し、市内の化学物質排出状況などの実態に関する情報提供を行います。

典型公害のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7 参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通機関、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8 参照

- 公害防止に関する法令遵守はもちろん、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策や周辺住民に対する配慮を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通機関、自転車などの使用に努めます。

4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

①市の施策

4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音などの環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。

調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。



環境調査

4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音などの日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民同士のコミュニケーション不足にも起因しています。逆に、身近な環境のことも含めて、コミュニケーションが普段からとれていれば、これらの問題は未然防止できる可能性があります。このような背景を認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページなどでの情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7、15 参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音などがきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、隣近所への配慮を心がけ、日ごろからコミュニケーションを取るように努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心を持ち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P16 参照

- 自社の環境対策などに関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5

美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民と共に「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、駅や住宅地など、市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持していきます。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・多くの市民が将来に残したいと考える、豊かなみどりや水辺、桜のある風景など自然資源、歴史的・文化的資源の保全・活用により、いつまでも「小金井らしさ」を感じられるまちを守り続ける
- ・ボランティア等とも協力しながら、マナーが守られ、まちなみが美しい、住み続けたいようなまちを維持する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市都市計画マスタープラン、小金井しみどりの基本計画

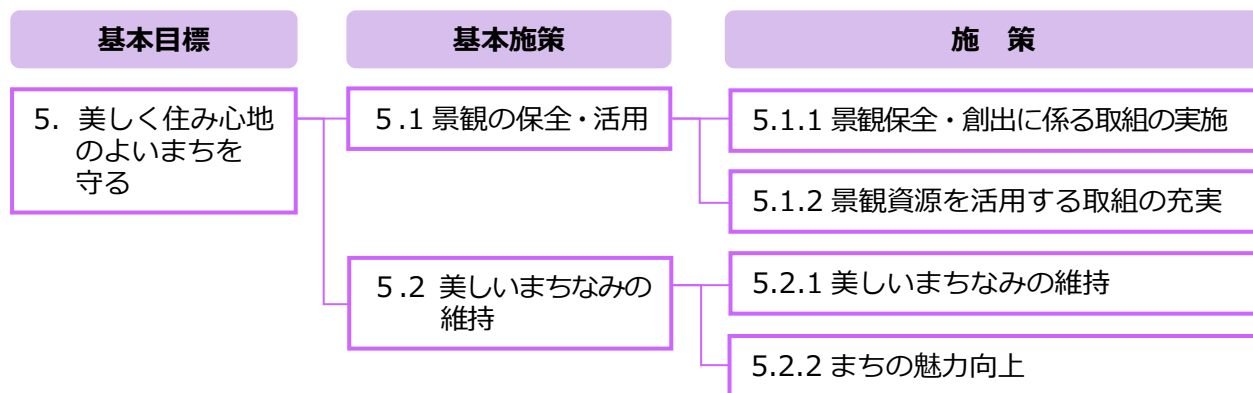
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
まちの美しさ（景観、調和等）に関する満足度	45.5%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市の景観の特性

- ・本市には、国分寺崖線、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
- ・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10歳代では8割以上が大切にしたいと回答しています。（表3-9）
- ・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約8割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
- ・自然や文化が織りなす景観と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。



野川公園（自然観察園）

表3-9 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

順位 世代	1位	2位	3位
10歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (84.6%)	ごみが目につかない清潔な街並み (53.8%)	静かで落ち着いたまち (46.2%)
20歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (58.3%)	静かで落ち着いたまち (52.4%)	散策路や公園などの憩いの空間 (50.0%)
30歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (50.3%)	散策路や公園などの憩いの空間 (47.0%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (45.0%) きれいな河川や湧水 (45.0%) 静かで落ち着いたまち (45.0%)
40歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (64.3%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (53.5%)	きれいな河川や湧水 (52.9%)
50歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (61.0%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (60.4%)	きれいな河川や湧水 (47.6%)
60歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (60.8%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (59.5%)	散策路や公園などの憩いの空間 (48.1%)
70歳以上	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (62.4%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (62.0%)	散策路や公園などの憩いの空間 (39.4%)

◆景観保全に係る本市の方針等

- ・「小金井市都市計画マスタープラン」（平成24年3月）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の3つの方針を掲げています。
- ・本市には景観条例及び景観計画はありませんが、景観維持のため、「小金井市まちづくり条例」に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
- ・小金井市環境配慮指針で配慮を求めている環境配慮基準では、「小金井らしい景観をつくる」ため、「東京都景観条例」の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

- ・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しいまちなみ等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。
- ・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして6つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

- ・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成19年3月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成21年8月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成22年3月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成24年3月）を策定しています。
- ・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理などを市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や人道橋の架設、案内板の設置なども実施・検討しています。
- ・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道 Tokyo Walking 全23コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの5.8kmが「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。
- ・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全23コースを昭和58年から平成7年にかけて都が整備しました。しかし、整備当時から20年以上が経過し、周辺環境の変化などもみられることから、本事業の維持及び広報を令和2年3月に終了しました。

◆美観維持の活動・取組

- ・本市では平成20年度から環境美化サポーター制度を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（おおむね5名以上、活動は原則年6回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。環境美化サポーター等登録者数は、令和元年度実績で308名となっています。
- ・また、「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、空き缶や吸い殻などの投棄の防止、道路等における喫煙による危険及び迷惑防止のため、路面標示などによる普及啓発に取り組んでいます。



大正時代の玉川上水



令和2年現在の玉川上水

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートによると、5～6年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は21.6%で、38.2%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は45.5%でした。
- ・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答の多かった「桜」「緑」「水辺」のある風景は、市民が子どもの頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観資源と考えられます。市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。
- ・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間10件以上の活動のうち7件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しています。
- ・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。
- ・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用により、ボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。



本市の特徴的な景観（みどり（公園）、桜、水辺、駅前（JR 武蔵小金井駅））

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全・活用

<取組指標>

指標	現状	目標
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

①市の施策

5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水などは、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。



玉川上水（小金井橋周辺・景観整備後）

5.1.2 景観資源を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティアと連携したまちあるきツアーなどの支援を継続し、市内の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」などの配布・活用を行い、市内の景観資源の価値・魅力について情報発信します。

玉川上水については国や東京都、関係他市とも連携しながら、市民団体と共に「玉川上水・小金井桜整備活用計画」や「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」に基づくサクラ並木の再生事業、その他市内の文化財の活用事業を進めていきます。



図3-16 まち歩きマップ

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P3、15 参照

- まちを歩く際や案内する際に、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアーなどに参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P3 参照

- 小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値などについて情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

<取組指標>

指標	現状	目標
環境美化サポーター等登録者数	308名（令和元年度）	410名

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民と共に美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場及びその周辺では、「小金井市まちをきれいにする条例」に基づく指導及び定期的なパトロール、自転車等放置禁止区域の設定などを行い、ポイ捨てや放置自転車などをなくします。

また、「東京都屋外広告物条例」に基づいて、違反屋外広告物の除却やマナー向上の啓発に努め、周囲の景観と調和のとれた良好なまちなみを維持していきます。



図3-17 環境美化サポーター制度
サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や公園など、市民にとって身近な景観資源については、引き続き、適正に維持管理を行います。

まちを構成する景観資源には民有地も多く含まれ、生け垣などについては生活の安全・安心にも関わる景観資源であることから、所有者にも適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、庭や店舗軒先などの緑化を推進するための技術支援を行い、日々目にするまちなみを更に魅力的に彩る施策を展開します。



まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7 参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しないなど、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、植木などはまちの魅力の一つであることを意識し、維持管理を行います。
- 美化活動に参加し、まちなみの美観維持に協力します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8 参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化や植栽などを行い、まちの魅力向上に貢献します。

基本目標6

3R 推進で循環型のまちをつくる

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・これまでも市民の努力により進められてきたごみ減量や適切な分別、資源の循環利用・有効利用がさらに進み、廃棄物が適切に処理されることで、持続可能な循環型社会を実現する



目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する

- ・3R を推進し、資源の循環利用や有効利用を進めることで、資源の枯渇を防ぎ、廃棄物を削減する
- ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売の全ての時点で食品ロス、食料の廃棄を減らす
- ・一人ひとりのライフスタイルの見直しが持続可能な循環型社会の形成に寄与するという意識を持つ

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市一般廃棄物処理基本計画

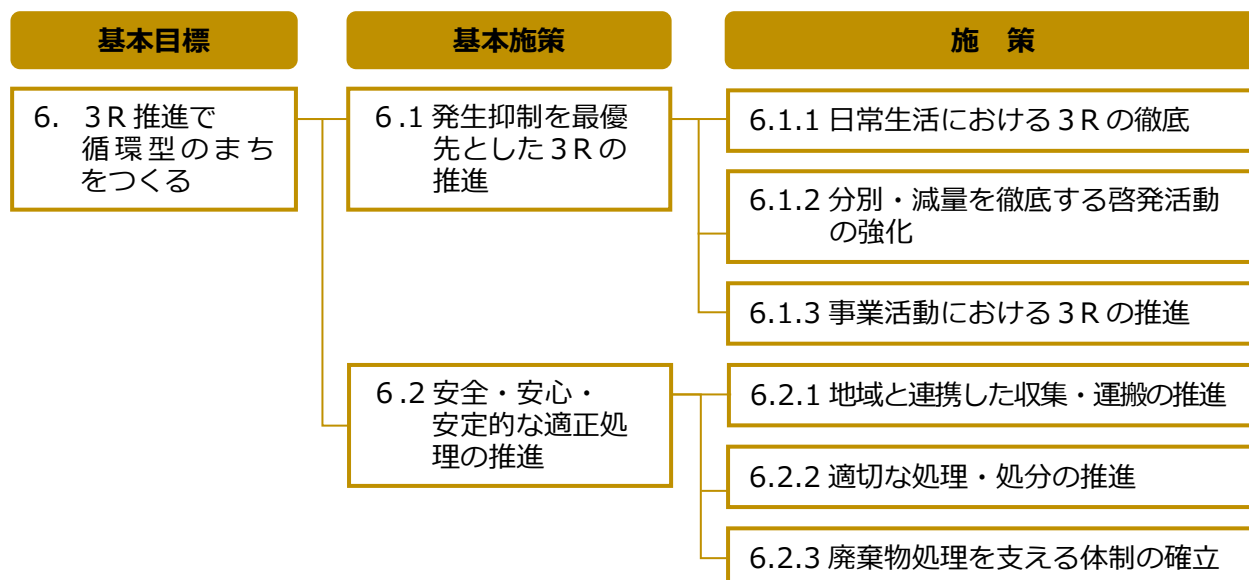
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ [※] 排出量	369g/ (人・日) (令和元年度)	355g/ (人・日) 以下

※家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみのことです。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- ・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成 18 年 10 月にごみ非常事態を宣言しました。平成 19 年 4 月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行うために設立した浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- ・施設の老朽化などの影響から、再配置を進め適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）に基づき整備事業が進められており、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設と資源物処理施設については、それぞれ令和 3 年度、令和 6 年度中の稼働開始を目指しています。
- ・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む 25 市 1 町で構成）が管理する最終処分場である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。
- ・不燃系ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ、有害ごみ、粗大ごみ）については、民間処理施設において資源化又は適正な処分を行っています。なお、二ツ塚廃棄物広域処分場では、平成 28 年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- ・本市では、家庭系ごみ及び資源について、燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- ・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料収集、粗大ごみを除く有害ごみ、資源物は無料収集及び回収を行っています。
- ・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1 日平均 10kg 未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
- ・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週 1 回の収集とし、これまで燃やさないごみとして収集していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして収集していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
- ・生ごみは燃やすごみとして収集していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

注）右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点回収を実施している場合があります。

表 3-10 ごみ収集区分と収集回数

収集区分		収集回数	
燃やすごみ		週 2 回	
燃やさないごみ		2 週に 1 回	
プラスチックごみ		週 1 回	
有害ごみ		2 週に 1 回	
粗大ごみ		随時	
資源物	戸別回収	古紙・布	週 1 回
		びん	2 週に 1 回
		スプレー缶	2 週に 1 回
		空き缶、金属	2 週に 1 回
		ペットボトル	2 週に 1 回
		乾燥生ごみ	週 1 回
		剪定枝	2 週に 1 回
	拠点回収	ペットボトル	週 3 回
		トレイ	週 3 回
		紙パック	週 1 回
		乾燥生ごみ	週 2 回
		ペットボトルキャップ	週 2 回
		くつ・かばん類	月 1 回
		難再生古紙	週 3 回

◆本市のごみ排出量

- ・本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場などの問題から、戸別収集、家庭系ごみの一部有料化を開始し、早くからごみの減量に努めてきました。平成18年10月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への分別徹底の意識啓発を行いました。また、平成18年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成27年度閉鎖）、平成19年度から剪定枝等の資源化、平成20年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収などを進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。
- ・これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成24年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。（図3-18）
- ・本市の人口は令和5年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりが意識的に3R行動を行うことが重要です。

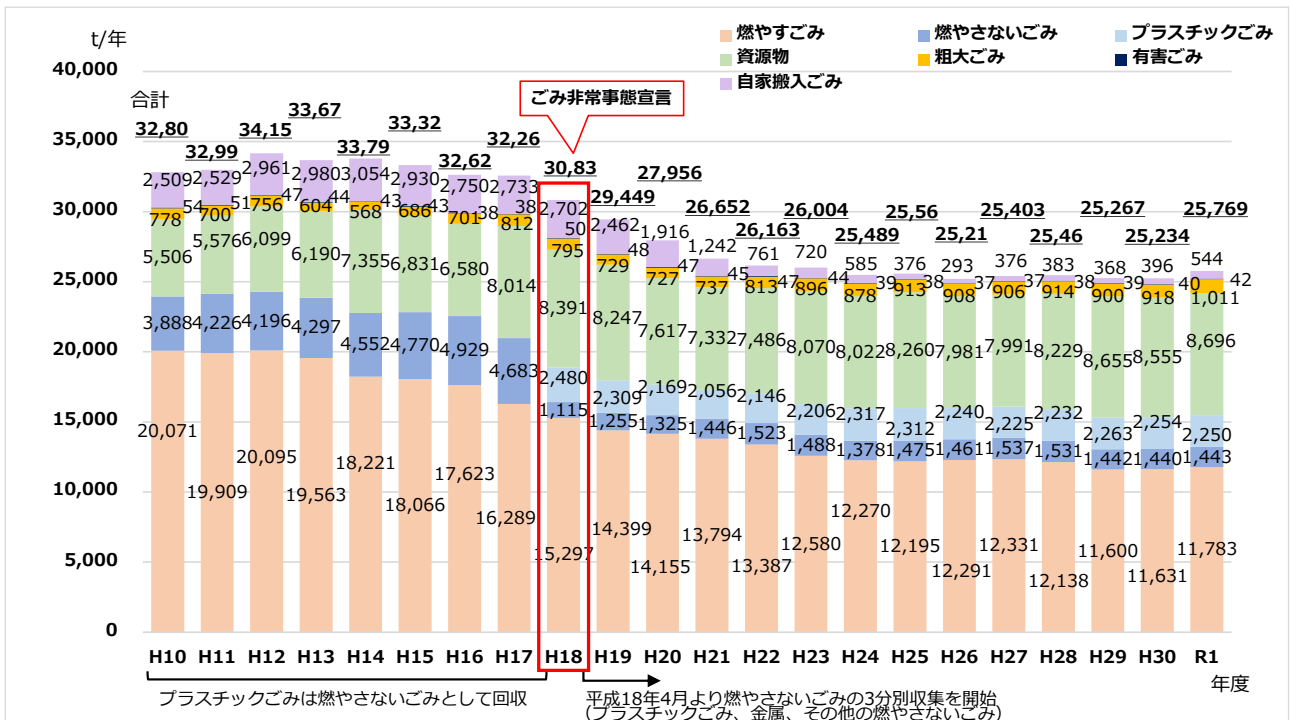


図3-18 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民1人1日当たりのごみ排出量

- ・令和元年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は、全体で609g/(人・日)ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。（図3-19）
- ・本市では令和2年3月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和12年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が355g/(人・日)以下」を定めています。
- ・令和12年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のため、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策を展開する必要があります。

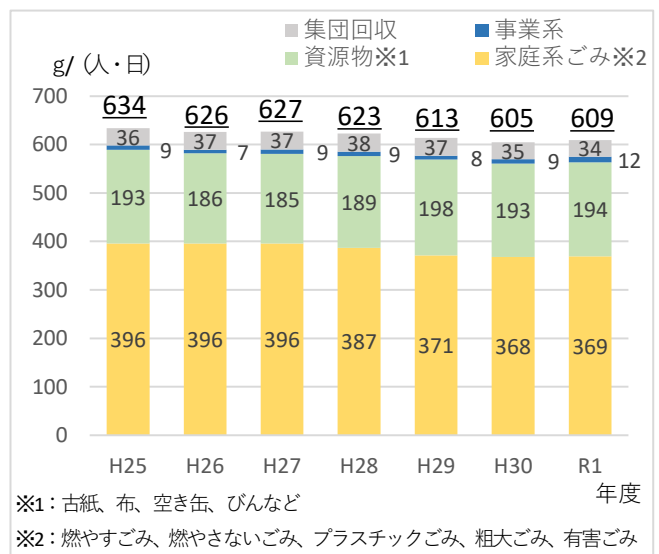


図3-19 市民1人1日当たりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- ・令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果（図3-20）を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの混入物の割合が高いことが分かります。
- ・燃やすごみについては、単身集合住宅で混入物が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されています。
- ・燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類などの混入物が多く排出されているのが目立ちます。
- ・ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

※ 4つの居住形態から、それぞれ2地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上（袋数で約40～50袋）、燃やさないごみの場合は100kg以上（袋数で約40～50袋を目安に試料を調達しました。収集した試料の分類（65分類）を行い、組成別に重量割合（組成比）を算出しています（湿ベース）。

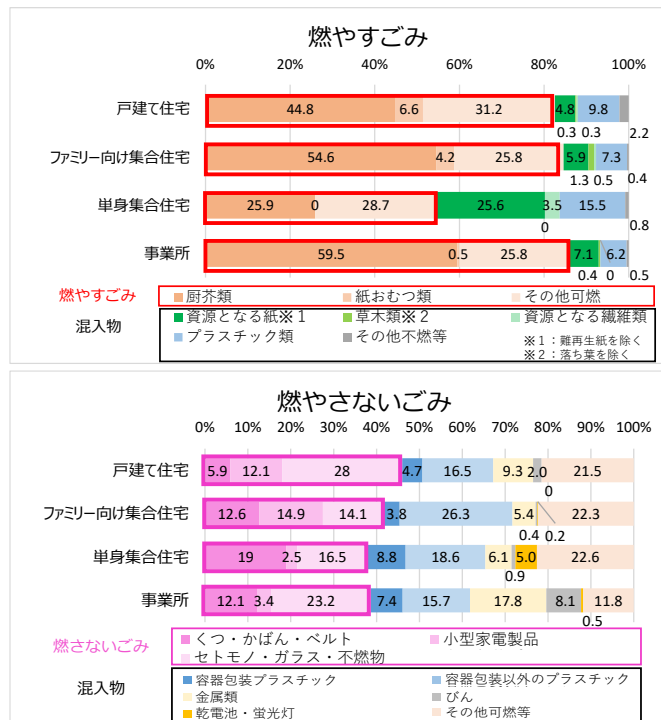


図3-20 居住形態別のごみの組成及び混入物の状況

◆各主体の取組や意識

- ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る市民アンケート調査（令和元年度実施）において、約89%の市民がごみの分別を実施していると回答しています。しかし、実際にごみの組成分析結果（図3-20）を見ると、リサイクル可能な資源物の混入も多く見られるため、改めて、分別徹底の意識づけが必要です。
- ・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染対策の一環として、2020（令和2）年7月より全国でレジ袋が有料化されていますが、本市ではレジ袋削減をはじめとしたごみ減量・リサイクルを推進する店舗・事業所をリサイクル推進協力店として認定する制度を先駆けて導入しています。小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る事業所意識調査（令和元年度実施）において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として社会的責任を果たすためという回答が2番目に多いように市内事業所の意識は高く、本市のごみの減量・リサイクルに寄与する認定店舗も着実に増えています。
- ・食品ロス削減は世界的にも話題となっていますが、本市においても燃やすごみで最も多い厨芥類に未利用食品や未開封食品などが含まれており、対策が必要であることから、令和2年2月より食品ロス削減推進協力店・事業所の認定制度も開始しました。無駄なものは買わない、もらわないという意識を徹底するために、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、市民の3Rが当たり前となる環境づくりには事業活動における取組が必要不可欠といえます。
- ・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っています。今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化等新たな生ごみ資源循環施策の実施など、生ごみ資源化施策の強化が必要です。

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11 店舗（令和2年度）	20 店舗

①市の施策

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

市民1人ひとりが無駄なものを買わない、もらわないを前提として、日常生活の中で3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用につながる事業の推進や、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進を図ります。

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進します。また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の活動を促進していきます。

リユースルート・リサイクルルートの構築や円滑な運用を推進し、社会情勢の変化などに応じた資源化ルートの有用性の見直しも検討します。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用、不動産業者への働きかけなど、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別が進むように意識の向上、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、さらなるごみの減量と混入物のない適正なごみ排出につなげるため、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説する「くるカメ出張講座」やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会があることを積極的にPRし、有効に活用いただけるよう普及啓発を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施などに取り組み、市民へ情報提供を行います。

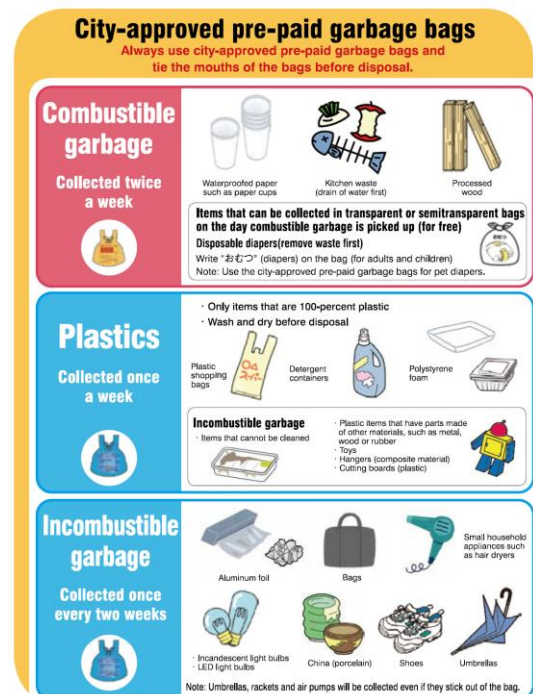


図3-21 外国人向けにイラストや英語を用いた分別方法の表記例
(英語版ごみ・リサイクルカレンダー)

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。

また、市民が日常生活において3Rに取り組む機会を増やすため、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7 参照

- 分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけ、ごみ減量に努めます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナーなどを活用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8、15 参照

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は、自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定に当たっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- いらないものは買わない
- スーパーやお店にエコバッグを持って行く
- 個包装になっていないもの（お菓子など）を買うようにする
- すぐに物を捨てたりせず、なるべく長い時間使う。物を大切に使う
- お菓子などの空き箱を活用する
- ごみを出す量をルールで決める
- ごみを分別する
- 資源をリサイクルに回す
- 使い終わった物はリサイクルショップなどに売る



6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

①市の施策

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分などのごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、収集・運搬の委託事業者へ低公害車の導入の協力を要請し、環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関や事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を戸別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設や資源物処理施設で適正な処理を行います。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組みます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関や事業者と連携して情報交換を行い、受入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金[※]の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7 参照

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P15 参照

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

事業者としての市役所の取組

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」及び「市施設ごみゼロ化行動実施計画」

本市役所は市内最大の事業所であり、市施設から排出される廃棄物量を限りなくゼロにするため、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」を策定し廃棄物の減量目標を定めています。

また、基本計画の目標を達成するため庁内に6つのごみゼロ化推進部会（本庁舎ごみゼロ化行動推進部会、第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会、その他施設ごみゼロ化行動推進部会、市立学校ごみゼロ化行動推進部会、学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会、保育園等ごみゼロ化行動推進部会）を設置しています。具体的な取組として、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動計画を策定し、職員一人ひとりが積極的にごみの発生抑制、再使用及び再利用への取組を進めています。

なお、この取組の進捗状況は市のホームページ等で随時公表します。

基本目標7

エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人ひとりが気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活をおくることができるまちを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 ・再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーに占める割合を拡大する
 ・省エネルギーを推進し、エネルギーを大切に使う



目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーにより、持続可能なエネルギー利用を進める
 ・気候変動適応策を進めることにより、災害に強い、住み続けられるまちをつくる



目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 ・気候変動の緩和、適応に関する情報を広く普及啓発し、一人ひとりがそのリスクを認識する
 ・ライフスタイル・ワークスタイルの低炭素化により、温室効果ガスの排出量を減らす
 ・気候変動に伴う自然災害などの影響を想定し、適応策を講じる

関連する計画 ▶▶▶ 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO ₂ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年度比 26.0%削減(260.6 千 t-CO ₂)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年度比 17.0%削減 (2,829TJ)
意識調査における「適応」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6% [※] (令和元年度)	市民、事業者ともに 50%以上

※地域推進計画改訂に係るアンケート調査（令和元年度）において「意味を含めて知っていた」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- ・「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート2018」では、21世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して4.4℃上昇、1時間降水量50mm以上の短時間強雨発生回数の増加などの影響が予想されています。
- ・本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり（図3-22）、真夏日も増加傾向です（図3-23）。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に現れています。
- ・IPCC第5次評価報告書では、二酸化炭素（CO₂）の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。
- ・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ（仮定）を当てはめても、21世紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ

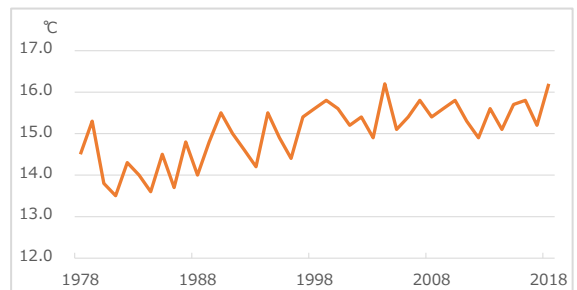


図3-22 年平均気温の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

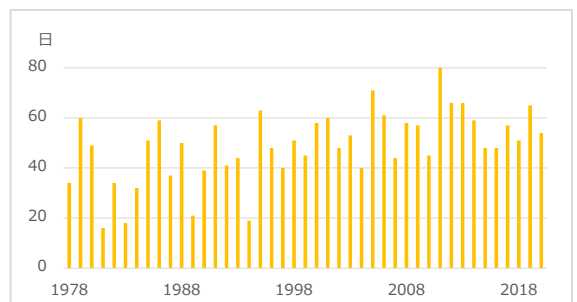


図3-23 真夏日の日数の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

収量の低下（品質重視）、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守る「適応策」も進めていくことが重要です。

◆ 温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・ 第2章で述べたように2015（平成27）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。
- ・ その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達する必要があるとされています。
- ・ 国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減、2050（令和32）年までに80%削減を目標としていましたが、2020（令和2）年に、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを受けて、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、パリ協定に基づく長期戦略の見直しなどが加速しています。また、2020（令和2）年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その中で分野ごとの実行計画（目標値や工程を含む）を示しています。
- ・ 東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年CO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けて「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。この中では、政策ごとに2050（令和32）年の目指すべき姿や2030（令和12）年に向けた具体的な目標とためのアクションを示し、併せて重点的対策が必要な分野について「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV普及プログラム」を策定しています。
- ・ 本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の中長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆ 本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・ 市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどがCO₂です。2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量341.0千t-CO₂のうちCO₂排出量は311.5千t-CO₂でした。CO₂排出量は、2012（平成24）年度をピークに減少傾向にあります（図3-24）。
- ・ 2017（平成29）年度の部門別CO₂排出量は、家庭部門が最も多く（約53%）、次いで業務その他部門（約29%）、運輸部門（約11%）、産業部門（約6%）、廃棄物部門（約2%）となっています。
- ・ 市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、CO₂排出量は2017（平成29）年度以降ゆるやかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で2.1%削減となる見込みです。

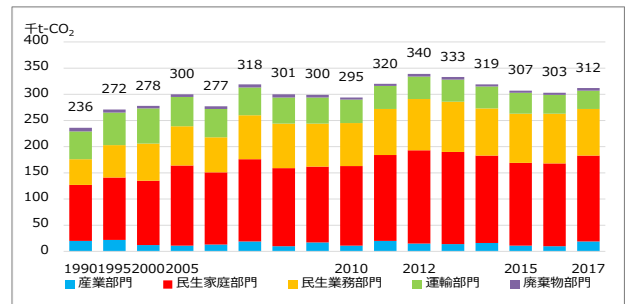


図3-24 部門別CO₂排出量の推移

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

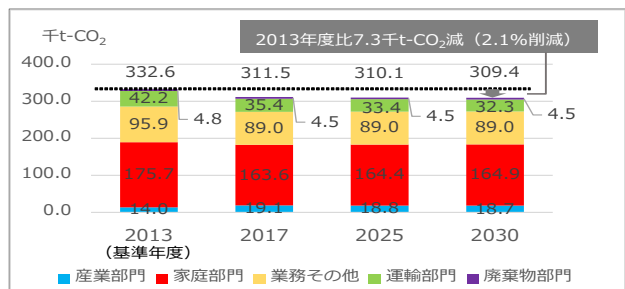


図3-25 市域のCO₂排出量の推移と将来推計（現状維持ケース）

る見込みです（図3-25）。

- ・気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050（令和32）年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、更に意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務その他部門が排出量の多くを占める傾向は変わらない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。
- ・また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占める HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロン^①の代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCs の排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

◆各主体の取組や意識

- ・平成27年3月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民、事業者、教育研究機関及び市が一体となって施策を推進してきました。市は、同計画に基づき、表3-11に示すような施策を推進しました。
 - ・令和元年度実施の市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は2割程度でした。市が実施している住宅向けの再生可能エネルギー等利用設備の導入補助は、年間で平均して150件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向などを把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。
 - ・省エネ改修工事に伴う固定資産減税制度は、令和元年度の利用は1件です。省エネ改修は頻繁に行われるものではありませんが、より多くの市民に利用してもらうために制度の周知が必要です。
 - ・地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果（令和元年度実施）によると、8割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED照明等高効率照明（90.8%）、省エネ型業務用機器（75.6%）などの導入意向[※]が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。
- ※すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい
- ・自動車からのCO₂排出削減に向けた取組として、市民及び市内事業者対象の「エコドライブ教習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐車場整備などが進められてきました。令和元年度実施の市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答）が8割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
 - ・地域推進計画改訂に向けたアンケート調査（令和元年度実施）においては、市民の47.4%、事業者の47.7%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。
 - ・令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークやWeb会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減などの効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

表3-11 これまでに実施した地球温暖化対策

カテゴリー	内容	対象
全般	環境行動指針の配布	市民 事業者
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等利用設備の導入補助（太陽光発電等）	市民
省エネルギー	省エネ改修に伴う固定資産税減税	市民
交通	CoCoバスをはじめとしたバス利便性の向上	市民 事業者
交通	エコドライブ講習会の実施	市民 事業者
フロン類	フロン類の回収に関する情報提供、回収事業者への指導	市民 事業者

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件（令和元年度）	累積件数が増加
省エネチャレンジ事業参加数	—	市民（事業者含む）750 件

①市の施策

7.1.1 建物の低炭素化の促進

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店とも連携を図りながら、省エネルギー診断をはじめとする建物の省エネ化の検討に当たり利用できる制度、ZEH や東京ゼロエミ住宅といった省エネ型建築物に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、

市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充を図ります。

公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進していきます。

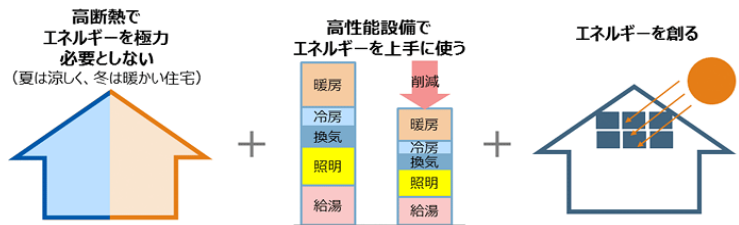


図 3-26 省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 **ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）** もある。

7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電販売店等とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステムなどに関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

個々の家庭や事業所での導入が難しい集合住宅やテナントビルへの省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体や事業体を

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示



対象に呼びかけを行います。

CO₂よりも地球温暖化係数が高いフロン類（HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類等）については、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（「低 GWP[※]冷媒」を使用した機器やノンフロンの機器）に関する普及啓発を行います。

※GWP：地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）のことです。「低 GWP 冷媒」は、この値が小さく温室効果が小さい冷媒のことです。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」＝COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力の調達、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベントなどを利用して、より多くの場や機会において市民や事業者伝えていきます。

また、市民や事業者の省エネ行動のインセンティブとして、エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度（省エネチャレンジ事業）を実施します。

事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置の対象拡大など、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

日常生活における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

COOL CHOICE！エコな電力の調達方法

できるだけ環境負荷が少ない電力を使いたい、でも自宅に太陽光発電設備などを導入することが難しい…そんなときには、「できるだけ環境負荷が少ない電力を調達する」という選択肢があります。



* 調達方法①グリーン電力証書を購入する *

普段使う電力以外に、再生可能「グリーン電力証書」（電気が持つ環境付加価値）を購入することで、購入分の電力量は再生可能エネルギーを利用したとみなされます。

個人や団体、事業者に限らず購入でき、特定のイベントでの使用分を購入することも可能です。

* 調達方法②再生可能エネルギーによる電力を供給する電力事業者から調達する *

電力事業者によっては、再生可能エネルギー比率が高い電力プランを提供しているところがあります。^{※1}

また、再生可能エネルギーによる発電を行っている特定の発電所を応援したり、法人向けには特定の発電所の電力を調達できる仕組みを取り入れている事業者もあります。^{※2}

参考 ※1 グリーン購入ネットワーク エコ電力特集 (https://www.gpn.jp/project/eco_denryoku/)

※2 みんな電力株式会社 (<https://minden.co.jp/>)

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P8、12 参照

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、環境性能表示などを活用して環境性能を考慮し、ZEHを検討します。既存住宅においては断熱改修などの省エネ化を検討します。
- 家電等の買い替えの際には、省エネラベルなどを確認し、省エネルギー性能が高いものを選択します。また、冷蔵・冷凍設備や空調設備は、代替フロンを使わない製品を選択します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICE を実践します。
- 省エネチャレンジ事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8、13、15 参照

- (ハウスメーカー、工務店、家電販売店等) 省エネ機器・再生可能エネルギー利用設備の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- (集合住宅管理会社) 集合住宅などへの再生可能エネルギー利用設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- (ハウスメーカー、工務店等) 取扱い商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度などについて購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。
- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設に当たっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。
- (家電販売店等) 購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。
- 省エネチャレンジ事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 使っていない部屋は電気を消す、水を出しっぱなしにしないなど、小さいことにも気を付ける
- 無駄遣いをしない
- できるだけ家族と一緒にいる
- 公園の水をあまり使わない
- なるべく自転車を使う
- 電気自動車を使用する
- 水素をもっと利用する
- 風力発電を活発にする



7.2 移動における低炭素化の推進

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における歩行者道・自転車走行空間確保や自転車駐車場の整備に努めます。

7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行います。また、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度などの情報提供を行います。

公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備など、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車



市で導入している電気自動車

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P7、8 参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買う際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 自動車利用が少ない家庭では、カーシェアリングを検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8、13 参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨します。
- リモートワークやオンライン会議の活用などにより、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置などに協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
クールスポット創出状況	3箇所（令和2年度）	現状の箇所数以上

①市の施策

7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます（表3-12）。今後、市民や事業者と共に適応策を進めていくに当たり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレットなど様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国及び都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

表3-12 気候変動により想定される影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	野菜等	◇	△	△
		果樹	○	○	○
		病害虫・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	○	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動（在来生物）	○	○	○
		分布・個体群の変動（外来生物）	○	○	△
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	○
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□
		エネルギー需給	◇	□	△
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は次のとおりです【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

7.3.2 気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物のモニタリング調査により変化の程度や内容を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3 暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出（→基本目標1参照）等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットの増設を検討します。

また、屋上緑化、壁面緑化など建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水などの手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策などについても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策として、雨水浸透施設の整備（→基本目標2参照）や道路・下水道等インフラの点検及び計画的な修繕、上下水道、電力、ガス等ライフラインの強化と確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。

気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、市民や事業者がそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き災害ハザードマップの周知や、再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 P3、8 参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症の予防に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 P8、13 参照

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検などを行います。
- 事業活動中の熱中症の予防に努めます。

市の取組紹介

新庁舎・(仮称) 新福祉会館における取組

市では、現在新庁舎・(仮称) 新福祉会館の建設を進めています。

平成23年3月に策定された「小金井市新庁舎建設基本構想」では、3つの基本理念のひとつとして『人や地域に「やさしい庁舎」を掲げており、「環境の拠点」という役割を示しました。具体的には、「太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設」、「木材の使用を検討するなどCO₂削減に配慮した」施設を目指しています。

また、「小金井市新庁舎建設基本計画」（平成25年3月）では、新庁舎の機能と整備方針として、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギーの推進」、「エネルギー使用の見える化」を示しました。

令和2年10月現在、事業は実施設計段階です。新庁舎等建設に向けて、環境配慮に取り組んでいます。

■ 市ホームページ 新庁舎建設関連

<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/sintyosyakanren/index.html>

※URLは変更になる可能性があります。

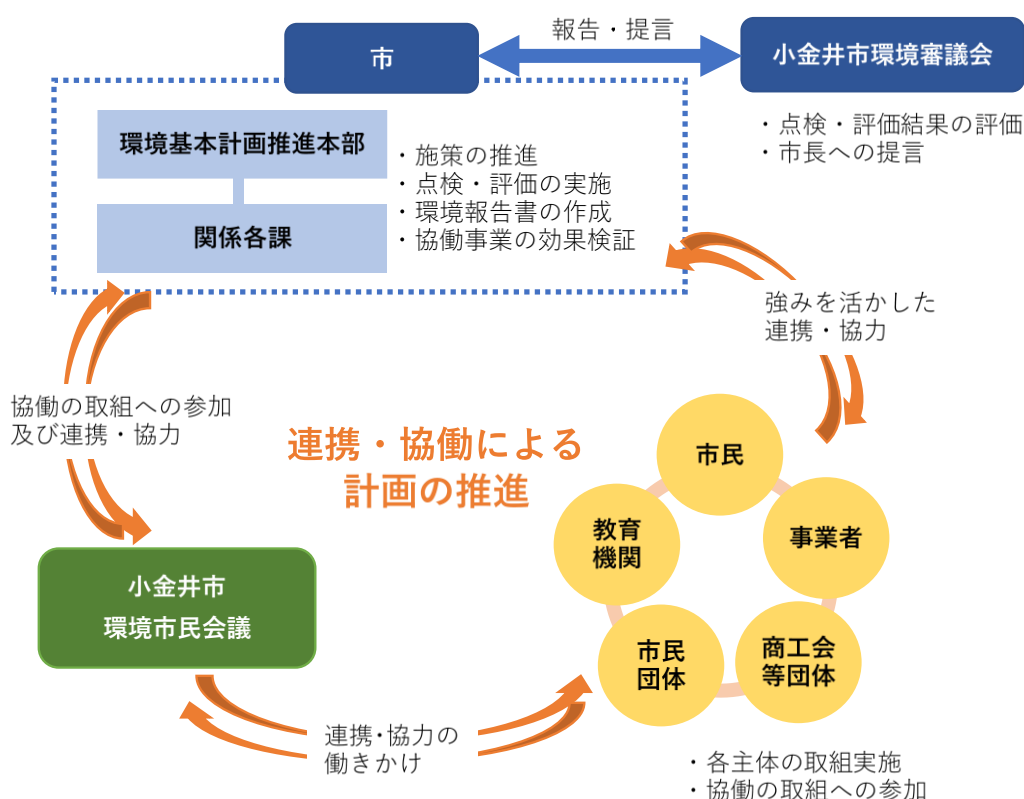
第4章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、又は連携して施策や取組を実施し、「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部（市）」において計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。点検・評価の結果は環境報告書によって公表し、次年度以降の展開につなげます。

また、市が環境保全に向けた取組を進める上で、市民、事業者、市民団体及び教育機関等全ての主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みを活かした連携体制を構築します。

市民協働の主要な主体である「小金井市環境市民会議」は、これまで培ってきた各主体との独自のつながりを活かし、市との協働で連携・協力体制を強化します。



●環境基本計画推進本部（市）

環境基本計画推進本部は、環境基本条例第24条に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

●小金井市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第26条に基づき設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項等を調査審議します。また、推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

●小金井市環境市民会議

環境市民会議は、環境基本条例第27条に位置付けられた組織です。協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対して環境に関する提言を申し述べることができます。環境保全に向けた施策・事業について市民や市民団体等と共に市と協働して取り組み、計画の推進に協力します。

2. 計画の進行管理

本計画は、「小金井市環境マネジメントシステム」を活用し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

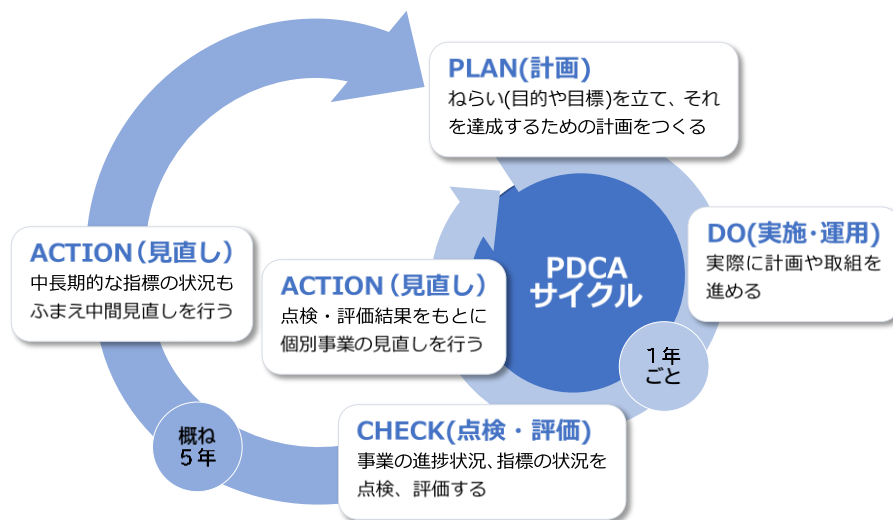
目標の達成状況は、「環境指標」と「取組指標」のモニタリングにより把握します。また、施策の進捗状況は、本計画をもとに作成される年次別実施計画「小金井市環境保全実施計画」の個別事業の実施状況により把握します。

- **環境指標…計画を推進することにより達成を目指す事項の状況を測る指標。**

(例) みどりの量、大気質や水質の状況、市民及び事業者の意識や問題の認知度など

- **取組指標…市が施策をきちんと実施できているかどうかを測る指標。**

(例) 環境保全活動の実施回数、助成や認定の件数など



- **PLAN (計画)**

本計画で、基本目標ごとに環境の状態や取組の推進の効果を測る「環境指標」と、取組の進捗状況を測る「取組指標」を設定します。

また、本計画の施策の内容を各課で実施する個別事業として再整理し、年次別実施計画である「小金井市環境保全実施計画」を作成します。

- **DO (実施・運用)**

「小金井市環境保全実施計画」に基づき、各課が事業を推進します。

- **CHECK (点検・評価)**

「小金井市環境保全実施計画」の各事業の進捗状況を年1回把握します。また、「環境指標」及び「取組指標」の状況を目標期間に応じて把握します。(点検)

点検結果は「環境基本計画推進本部」でとりまとめ、評価します。見直し結果を反映して「環境報告書案」を作成し、環境審議会による外部評価を行います。(評価)

- **ACTION (見直し)**

点検・評価結果に基づき、「小金井市環境保全実施計画」の事業内容を庁内で見直し、「環境報告書」を確定します。

また、本計画の運用開始から5年を目途に、各事業の進捗状況や、中長期的な目標期間を設定している指標の状況等を踏まえ、「小金井市環境保全実施計画」の中間見直しを行います。必要に応じて、本計画の内容についても見直しを行います。

3. 指標・目標一覧

本計画で設定している指標及び目標は以下のとおりです。

これらの指標の状況や目標達成状況を適宜把握し、見直しに当たっての参考とします。

取組指標は基本的に毎年状況を把握し、次期環境基本計画策定時に目標の達成状況を評価します。

なお、特に目標年度や単年度の目標回数（回/年）等が記載されていないものは、令和12年度が目標期間となります。

○計画推進の基盤づくり

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／基盤1 環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	現状（3回/年）以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
環境に関する講座実施回数	現状（27回/年）以上	年1回	
環境関連施設見学会	現状（10回/年）以上	年1回	
取組指標／基盤2 環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	現状（14団体）以上	年1回	「こがねい市民活動団体リスト」更新時に把握
取組指標／基盤3 情報発信・共有			
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	ごみ特集号（4回/年）に加え、他分野を含む特集号の実施 1回/年	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
緑被率	28%	次期みどりの基本計画策定時	緑の実態調査の1項目として把握
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	80%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足 of 合計値
取組指標／1.1 みどりの保全			
環境保全緑地の指定面積	現状維持 ※環境緑地：4.78ha	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
保存樹木の指定本数	現状（842本）より増加	年1回	
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	現状より増加 ※市民農園：5農園、 4,060.37m ² 体験型市民農園：2農園、 4,489.46 m ²	年1回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	現状（86.86ha）より増加	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
取組指標／1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の地下水位	現状から低下しない	5年に1回	毎年同時期の調査結果をもとに長期的な傾向を把握
湧水の水量	現状から減少しない 全地点※の合計：870 L/分 ※測定地点数：4地点	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
野川の水質	全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）※を達成 ※DO…7.5mg/L 以上 ※BOD…2mg/L 以下	年1回	
湧水の水質	全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※硝酸性窒素：10mg/L 以下 ※トリクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※テトラクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※1-1-1-トリクロロエタン：1mg/L 以下	年1回	
取組指標／2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	以下の調査頻度、地点数を維持又は拡充 地下水位調査：年12回 地下水質調査：年4回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年2回 野川水質調査：年2回	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
雨水浸透ますの設置数	毎年2,000基以上	年1回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
透水性舗装の新規導入量	(設定しない)	年1回	
取組指標/2.2 河川環境の保全			
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	現状※維持以上 ※クリーン野川作戦等イベント：1回/年 ※公民館講座：1回/年	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数	10件/年以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
市民1人当たり配水量	現状（285L/(人・日)）より増えない	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握。 地下水保全会議に報告
震災対策用井戸数	現状（38か所）維持若しくは増加	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
生物多様性の認知度	75%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握
生き物との親しみやすさに関する満足度	55%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標/3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	作成（令和7年度）	目標期間に1回	令和7年度までは、リスト完成に向けた進捗状況を「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に把握
取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催の普及啓発：5回/年以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
大気環境基準等の達成状況	全調査において各項目の環境基準等を達成 ※二酸化窒素： 1日平均値の98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ※浮遊粒子状物質： 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 ※一酸化炭素： 1日平均値の2%除外値が10ppm以下 ※ダイオキシン類： 1日平均値の年間算術平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	全調査、全地点で昼夜間ともに環境基準を達成（5地点とも昼間70dB、夜間65dB） 調査地点：五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路	年1回	
取組指標／4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策			
低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合	（設定しない）	5年に1回を目途に把握	「環境保全実施計画」又は本計画の見直し時に把握

○基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	55%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／5.1 景観の保全・活用			
玉川上水・小金井桜整備状況	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター等登録者数	410名	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	355g/（人・日）以下	5年に1回	時点の「一般廃棄物処理計画」から把握
取組指標／6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進			
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	20店舗	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の温室効果ガス排出量	2013（平成25）年度比26.0%削減（260.6千t-CO ₂ ）	5年に1回を目途に把握	地球温暖化対策地域推進計画における時点の算定状況をもとに把握 （同計画の改訂時を想定）
市内のエネルギー消費量	2013（平成25）年度比17.0%削減（2,829TJ）	5年に1回を目途に把握	
意識調査における「適応」の認知度	市民、事業者ともに50%以上	5年に1回を目途に把握	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）で把握
取組指標／7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	補助額相当の件数を達成（毎年度）	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
省エネ改修に係る減税制度の利用件数（累計）	現状（1件）より増加	年1回	
省エネチャレンジ事業参加数（累計）	市民（事業者含む）750件	年1回	
取組指標／7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状況	現状の箇所数以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

第3次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

目次

第1章 計画の基本的事項.....	91
1) はじめに	91
2) 本計画の位置付けについて	92
第2章 小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状	93
1) 地形や川の状況.....	93
2) 土地利用の状況.....	94
3) 降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ	97
4) 水利用等の状況.....	101
5) 地下水・湧水の保全に関する主な取組	102
第3章 地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題	105
1) これまでの取組に対する評価と今後の課題	105
2) 水収支の推計.....	106
第4章 地下水及び湧水の保全・利用に係る取組	109
第5章 推進体制及び進行管理	114
1) 推進体制	114
2) 進行管理	115

第1章 計画の基本的事項

1) はじめに

小金井らしさとして多くの市民があげるのは「水」です。野川、国分寺崖線（通称：はげ）沿いの湧水、玉川上水は、小金井市民にとって大切な資源です。そもそも小金井という地名の由来は、黄金に値する豊富な水が出ることから「黄金の井戸」にあると言われていています※。

玉川上水をはじめとする用水路網はもとより、野川も、暮らしの営みに合わせて、先人が手をかけつくり上げてきたものですが、現代の急速な都市化は、水の循環に大きな障害を生じさせ、その姿が大きく変容しています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって、河川の水量が減少しています。また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。野川は、高度成長期に雑排水路化しましたが、下水道の整備などによって水質はきれいになりました。しかし、一定量以上の降雨時に下水（汚水が混ざった雨水）の越流水が排出され、河川を汚すという問題が残されています。

良好な水環境を持つ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水を含む水循環の健全化に取り組んできました。また、国の「水循環基本計画」（令和2年6月）では、多様な主体（行政・市民・事業者・有識者等）が連携して流域全体の視点で考える「流域マネジメントの更なる展開」、国土の貯留・涵養機能の維持・向上や防災・減災対策を通じた「災害に強くしなやかな国土づくり」、水循環についてふれる・学ぶ機会をつくることによる「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」などを一層進めるとしています。

このように、本市の水循環の歴史や現状、更には流域水循環の視点から求められることを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、市民・事業者・行政が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでまいります。

※ 小金井の地名の由来は諸説あり、ここではその1つとして紹介しています。

コラム：国の水循環基本計画

◆ 水循環基本計画は、水循環基本法に基づき国が定める計画です。令和2年に改定された計画では、以下の3本柱を重点的進めるものとしています。

(1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション

～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

(2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承

～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

◆ 本市の「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」でも、国が目指す水循環のあり方を踏まえつつ、多摩川流域や野川流域といった市域を越える流域の視点にも立ちながら、本市の地下水・湧水の保全を含む水循環の健全化を図っていきます。

資料：「水循環基本計画」（令和2年6月）

2) 本計画の位置付けについて

本計画は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく、小金井市における健全な水循環を取り戻し、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するための計画であり、小金井市環境基本計画の中に定めるものです。

環境保全に関する事項は、「小金井市環境基本条例」（第26条）に基づき「小金井市環境審議会」において調査・審議されますが、地下水や湧水の保全に関する事項については、別途「小金井市地下水保全会議」による分析等を経ることとなっています。

参考：小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（一部抜粋）

（地下水保全会議）

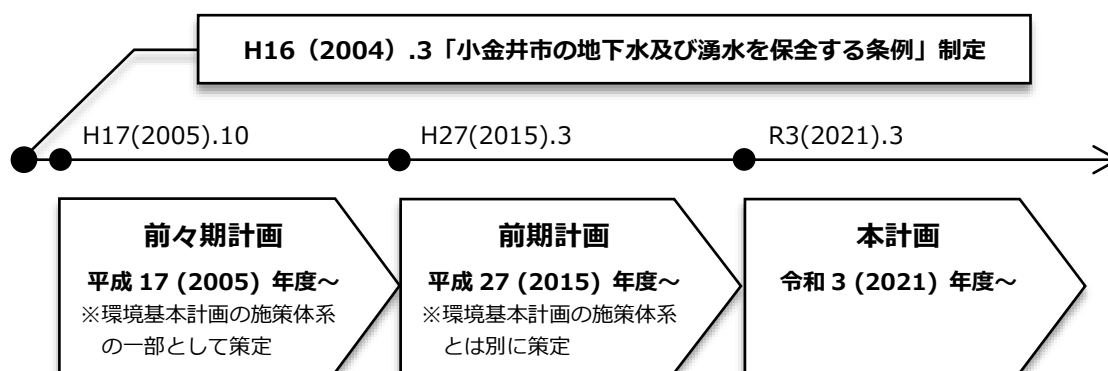
第8条 市長は、地下水に関する情報分析等のために、学識経験者等で組織する小金井市地下水保全会議を設置するものとする。

（地下水及び湧水の保全・利用に係る計画）

第17条 市長は、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画を小金井市環境基本条例（平成15年条例第4号）第9条に規定する環境基本計画の中に定めるものとする。

以上のような、地下水及び湧水の保全を重視する本市独自のプロセスを踏まえ、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」に関する内容は、前計画と同様、環境基本計画の施策群と十分に連携・整合を図りつつ、環境基本計画の施策体系とは別に独立して収録するかたちとしています。

なお、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の制定以降、本計画は第3期目に当たります。本計画の期間は、「第3次小金井市環境基本計画」と同じ、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）です。

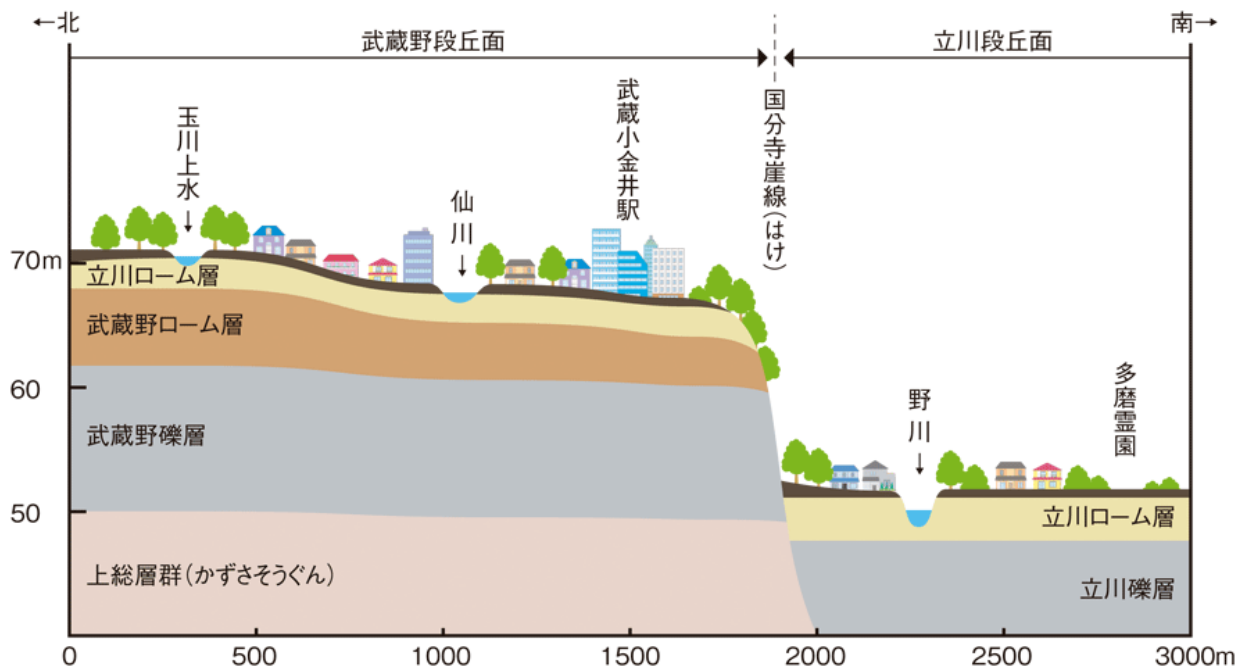


第 2 章 小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状

1) 地形や川の状況

本市は、武蔵野台地の上に位置しています。土地の大部分は平坦ですが、市域の中央に武蔵野台地の 2 つの段丘（武蔵野段丘と立川段丘）の境目である、国分寺崖線（はげ）が東西に走っており、その付近は、南北方向に高低差があります。

本市には、はげに並行して南部（立川段丘面）を流れる野川のほか、北部（武蔵野段丘面）を流れる玉川上水及び仙川があります。武蔵野台地に降った雨は地下水を涵養し、その一部がはげの湧水として流出し、野川に注いでいます（図- 1）。

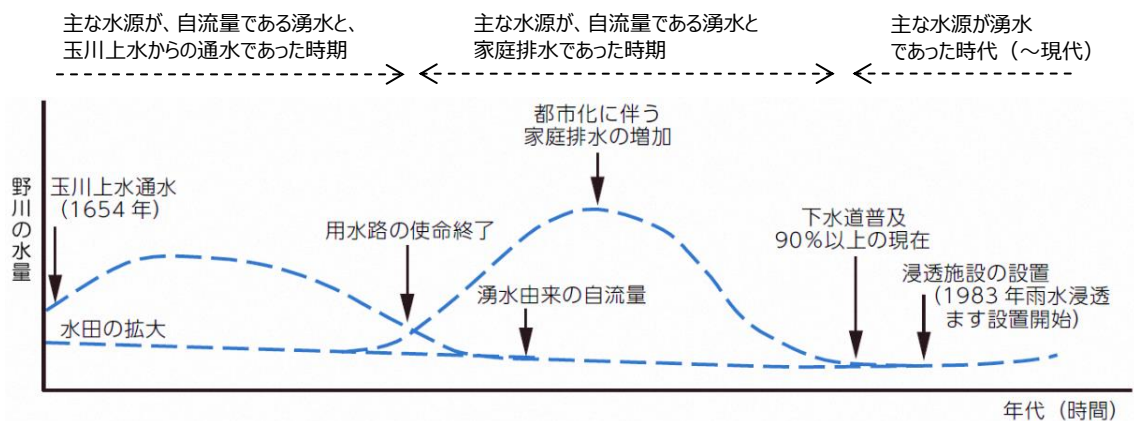


出典：ミツカン水の文化センターHP 第 11 回里川文化塾 野川を歩く～都市河川の再生を考える～
http://www.mizu.gr.jp/bunkajuku/houkoku/011_20130405_nogawa.html

図- 1 小金井市付近の地層断面模式図

昭和 30 年代までは玉川上水からの分水や、湧水、野川の分水を源とする農業用水路が市内にはりめぐらされていましたが、高度経済成長期になると水田が減少・消失し、砂川用水への通水もなくなりました（図- 2）。野川は、都市化の影響で生活排水の流れ込みが増加して水質悪化が進みました。

その後、下水道の整備により水質は改善されましたが、今では湧水を源とする流れが残るだけとなり、雨が少ない期間が続くと、流れが涸れてしまうこともあります。



出典：土屋十圓「都市中小河川の水文環境（その1）」（「水利科学」No.235、1997年6月）を基に、地下水・湧水専門家会議（平成16～17年度）で作成したものに一部加筆。

図-2 野川の水量の歴史的な変遷

2) 土地利用の状況

本市の土地利用は、宅地と道路が約8割を占めており、農用地や公園などの自然被覆が多い土地利用が2割弱となっています（表-1、図-3）。大きな緑地としては、小金井公園、国分寺崖線、野川公園などがあります。

平成24年から平成29年までの5年間の変化をみると、雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。宅地が11ha増加する一方で、農用地が7ha減少し、大まかにいえば農用地から宅地への転用が進んでいます。

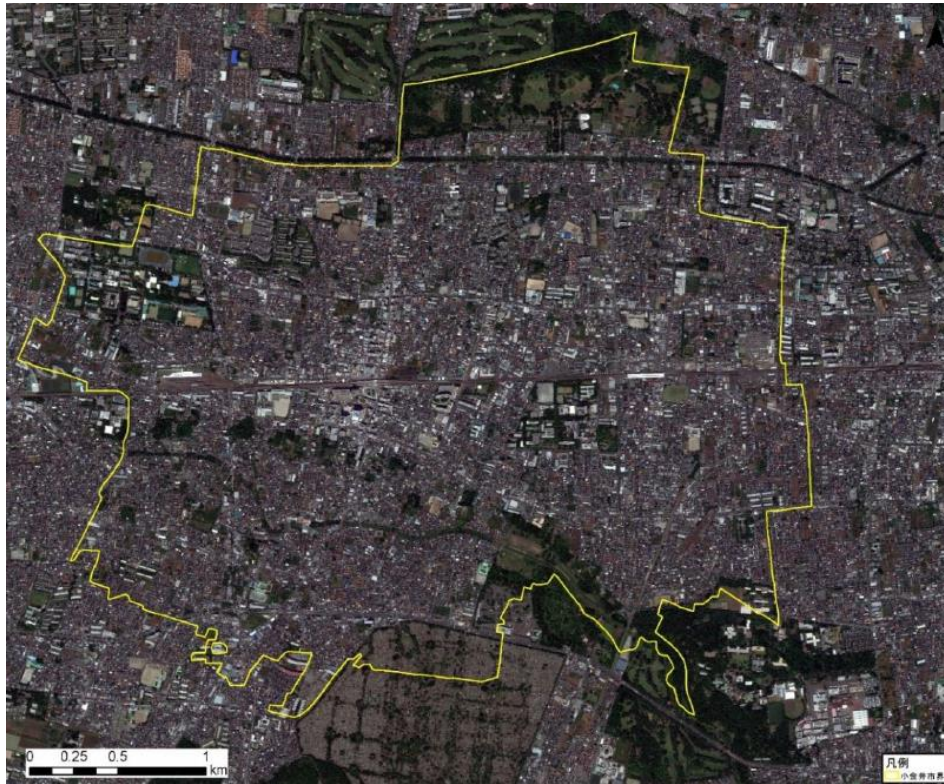
令和元年度における本市の緑被地（樹林・樹林地、農地、草地）の分布（図-4）をみると、都立公園や国分寺崖線など大きな自然被覆地が多いことが本市の特徴です。緑被地の変化（図-5）をみると、湧水源に近い崖線周辺のみどりは、国・東京都・本市の各種制度による保全がなされていることもあって比較的安定しています。

表-1 本市の土地利用の変化（平成24年と平成29年の比較）

	平成24年	平成29年		増減	
	実績 [ha] ①	実績 [ha] ②	内訳	差 [ha] ②-①	変化率 ②÷①
宅地等	718.1	729.3	64%	+11.2	1.02
道路	182.1	180.6	16%	-1.5	0.99
公園等	98.7	99.4	9%	+0.7	1.01
農用地	76.2	69.2	6%	-7.0	0.91
水面・森林・原野等	25.9	25.0	2%	-0.9	0.97
その他	31.3	28.9	3%	-2.4	0.92
計	1,132.3	1,132.3			

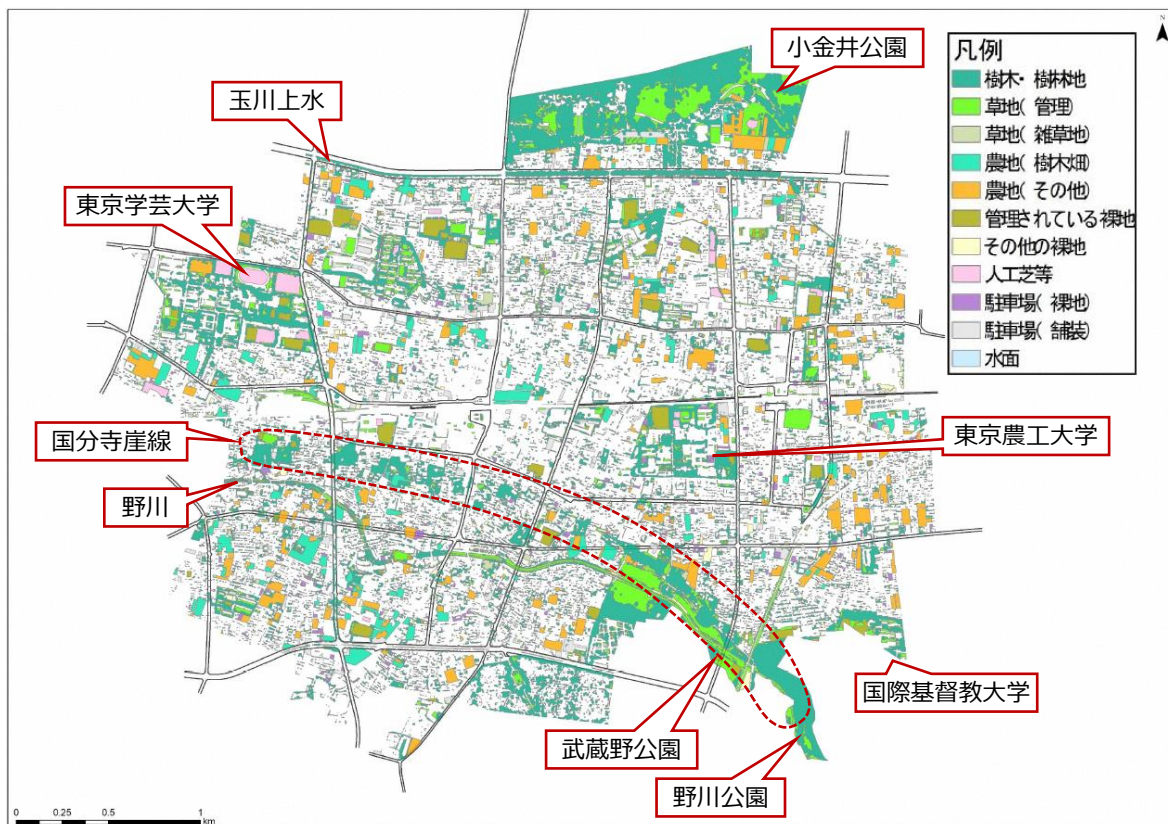
資料：「東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域」及び同平成24年版より。

※ 端数処理の都合上、合計値とその内訳の合計が一致しない場合があります。



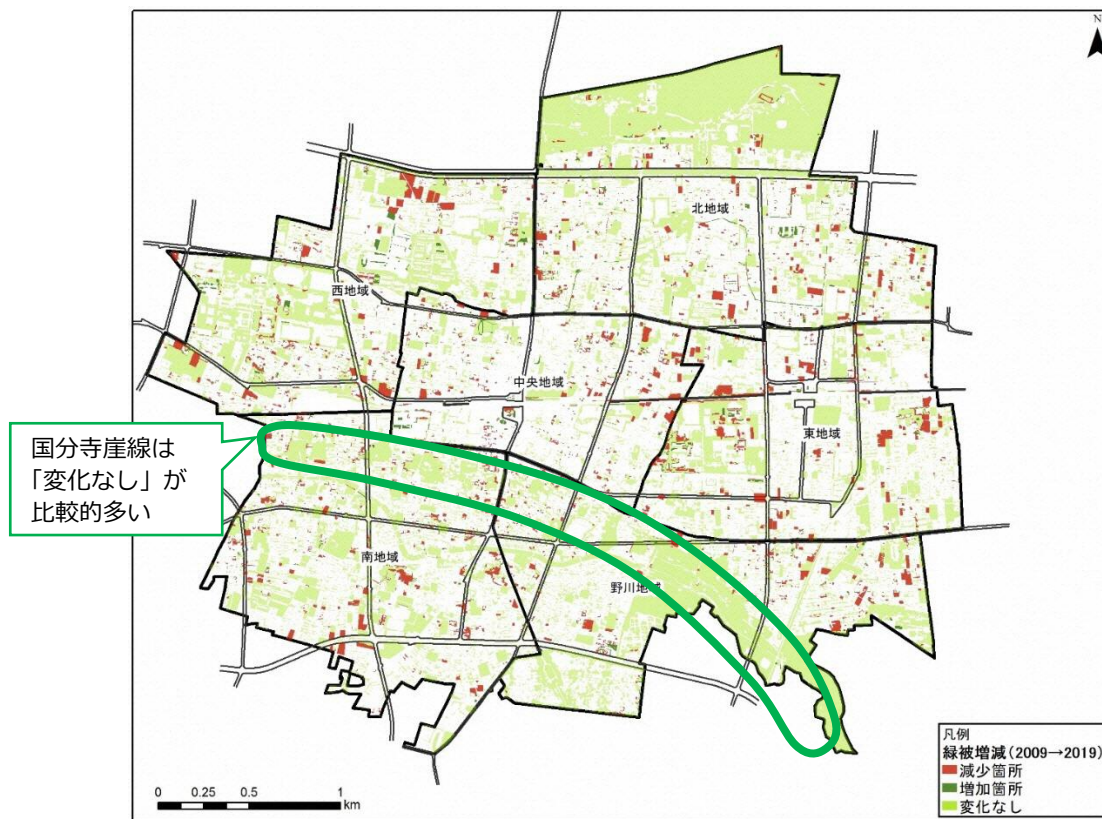
出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）に加筆。

図-3 衛星写真（令和元年5月）



出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）を一部加工。

図-4 本市の緑被地（令和元年5月）



出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）を一部加工。

図-5 緑被地（樹林地、草地、農地）の経年変化（平成21年～令和元年）

3) 降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ

- ※ 本計画の策定に当たり、水収支の算定結果を更新しました。前計画で示された水収支では平成 15 年のデータが用いられていたことから、本計画ではそれ以降のデータを収集することとし、推計に必要な全ての要素が揃っていることなどの条件を踏まえ、推計期間を平成 15 年度～平成 29 年度としました。
- ※ ただし、降雨量や湧水調査などの実測データについては、平成 29 年度以降のデータがあれば最新値まで示しています。

年間降水量

年間降雨量は、年によって差がありますが、約 1,300～2,100mm で推移しています（図- 6）。近年の雨の降り方について、気象庁によれば、1 時間降水量 50mm 以上の年間発生数が全国的に増加しており、いわゆる「ゲリラ豪雨」とよばれる、短時間で大雨が降る現象が増えています。

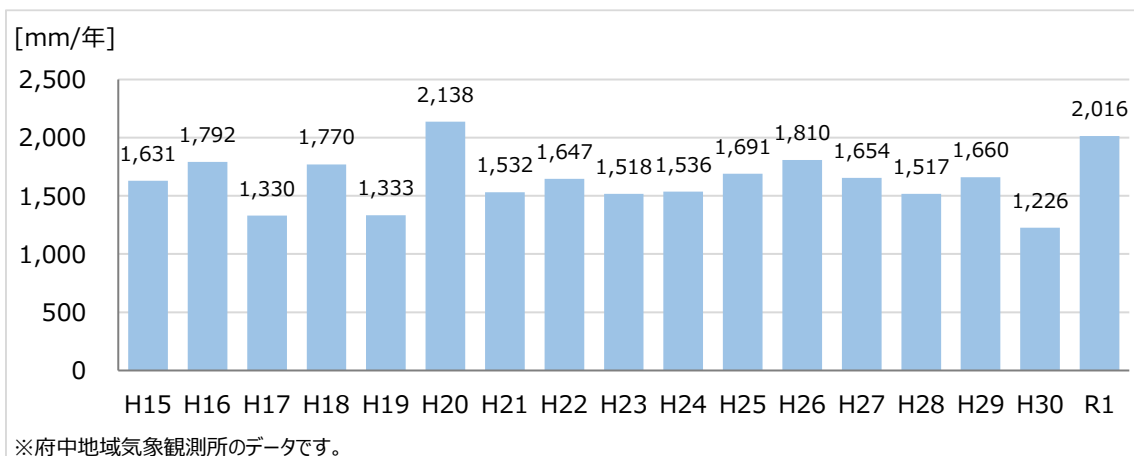


図- 6 年間降雨量（府中地域気象観測所）

地下水の状況

武蔵野台地上における本市周辺の地下水は、大まかには北西から南東の方角へ流れていると考えられています（→次ページのコラム参照）。地下水面の位置は、年や時期、直前までの雨の状況によって変動しますが、これまでの観測データを踏まえると、平均的には地表面から約 10m 前後にあると考えられています。

「小金井市環境市民会議」※が長年にわたり測定してきた地下水位データ（毎月 1 回）を用いて、地下水位の長期的な傾向を分析したところ、地下水位の上昇や下降の傾向は見られません。地下水位は比較的安定していると考えられます（図- 7）。

- ※ 環境基本条例第 27 条に位置付けられる市民協働の理念に基づき構成される組織で、地下水測定を行う地下水測定部会（105 ページ）など、テーマごとの市民活動が行われています。

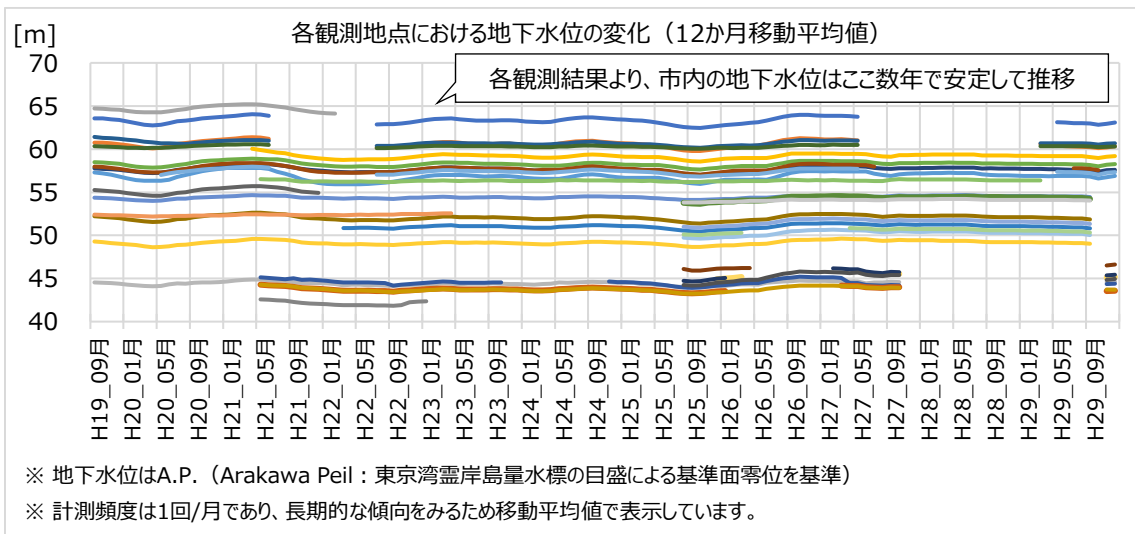
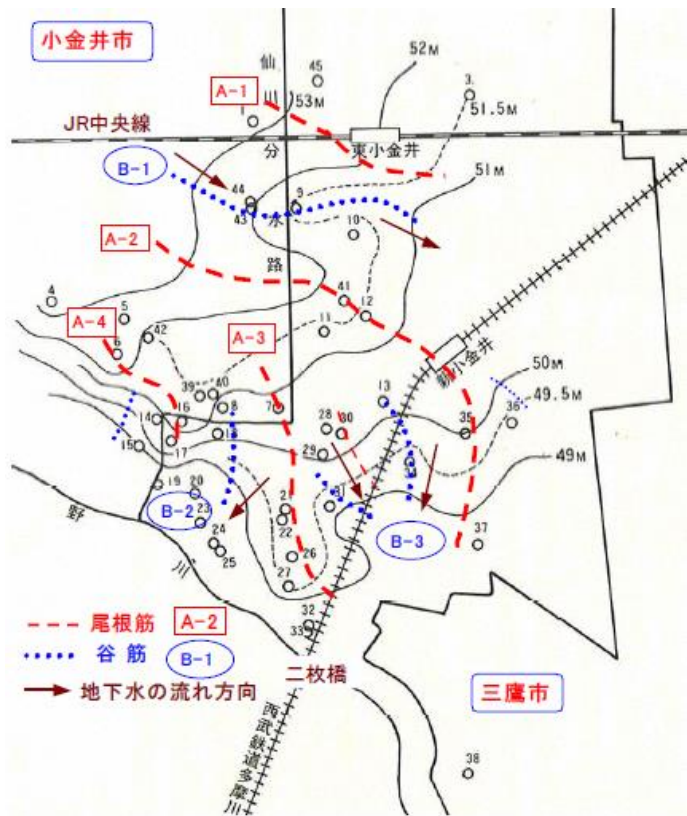


図-7 市内地下水位の変化

コラム：本市の地下水の特性

- ◆ 地面の中の地下水の様子を知るのには簡単ではありませんが、本市や東京都では、長年にわたり地下水の観測を行っています。
- ◆ 東京都土木技術支援・人材育成センターの報告（右図）※によれば、市内の浅層地下水面は、尾根筋や谷筋などの細かな凹凸はありますが、全体的に北西が高く、南東が低くなっています。地下水の流動方向も全体的には南東の方向です。
- ◆ 国分寺崖線（はげ）及び野川に近いところでは、地下水の等高線が密になるとともに、その向きも野川と並行になります。このため、全体的に南東の方向へ流れる地下水の一部が、南～南西へと向きを変え、崖下の湧水として湧出し、野川に流れこみます。



※ 「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成20年度年報）他

湧水の状況

市内4地点^{※1}で実施されている湧水調査結果（6月と12月の年2回）によれば、湧水量に長期的な変化は見られません（図-8）。湧水の水温は、各地点とも6月が19℃前後、12月が16℃前後であり、年間変動が小さく安定しています。

また、水質項目（臭気、有機塩素化合物、窒素化合物など）や、生き物（底生生物、藻類）の調査^{※2}も行われていますが、水質項目濃度や確認種などの結果から、湧水の水質はおおむね良好な状態に保たれていると考えられます。

※1 あくまでも湧水量が観測可能な代表的地点での調査結果であり、市内には、規模がより小さい湧水が多数存在していると考えられます。

※2 湧水水質調査結果は環境報告書で公表されています。

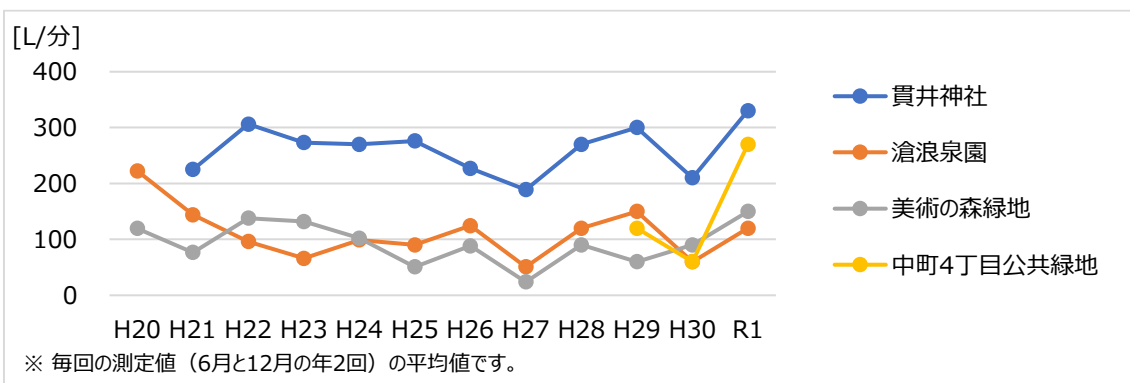


図-8 湧水量の推計値

野川の状況

多摩川流域の複数自治体が連携した合同調査として、本市では、野川の本市最下流部（柳橋下）で流量と水質の調査（6月と11月の年2回）を行っています。水量は、年による変動がありますが、平成22年～令和元年の10年間平均で、6月が0.07m³/s、11月が0.27m³/sです。水質は、水の有機汚濁指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)が2mg/L程度、DO(溶存酸素量)が10mg/L程度であるなど、水質は良好な状態といえます。



写真-1 野川の水質調査

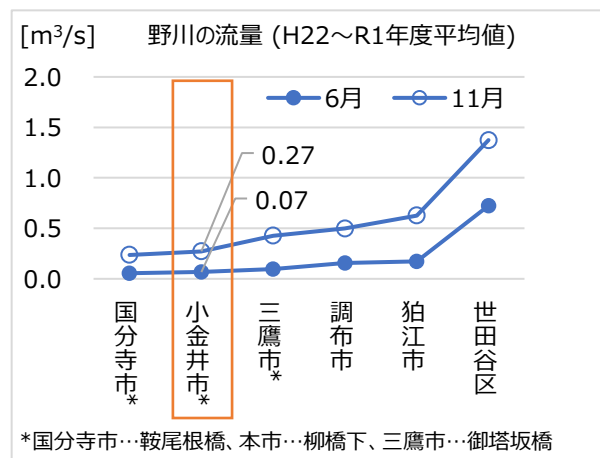


図-9 野川の流量

本市の南東部（小金井新橋～二枚橋の区間）にある、野川第一・第二調整池では、平成18年度から自然再生法に基づく自然再生事業が行われています。洪水調節目的に設置された調整池を中心に、田んぼ、湿地、ため池などの整備と活用がなされ、水生生物や野鳥などが確認されています。

このように、国分寺崖線（はげ）や野川の水辺は、都会では貴重な、水遊びや生き物とのふれあい活動の場となっています。



出典：東京都 HP（野川の自然再生）

写真-2 第二調整池

コラム：野川の水涸れ

- ◆野川は、過去に度々水涸れ（瀬切れ）が生じています。平成16年7月に野川の水涸れは全区間の30%近くとなり^{※1}、野川流域連絡会が異常事態宣言を出すに至りました。
- ◆水涸れが起きやすい要因としては、かつての玉川上水の分水路群からの通水や家庭排水の流入がなくなり、国分寺崖線（はげ）の湧水が主な水源となっていることが挙げられるほか、大雨に対応するための河床掘削工事により透水性の高い礫層が河床に露出し、そこからの漏水が生じたことも原因といわれています^{※1}。
- ◆局所的集中豪雨へ対応として洪水対策の一層の強化が求められるなか、安全な流下能力の確保、生物の生息環境への配慮としての水涸れ防止対策（水を通しにくい粘土層）、親水空間の創出（階段施設の整備）など、治水・環境の両立に向けた河川整備が進められています^{※2}。

※1 「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成20年度年報）、野川流域連絡会 HP ほか

※2 「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年、東京都）

玉川上水の状況

玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路であり、武蔵野台地の尾根筋に当たる部分を通っています。

現在は、多摩川上流水再生センター（昭島市）の処理水を環境用水として利用する「清流復活事業」により通水されています。東京都によれば、基本的には地下へ浸透しない構造となっており、本市の水循環へ与える影響としては比較的小さいものと考えられます。

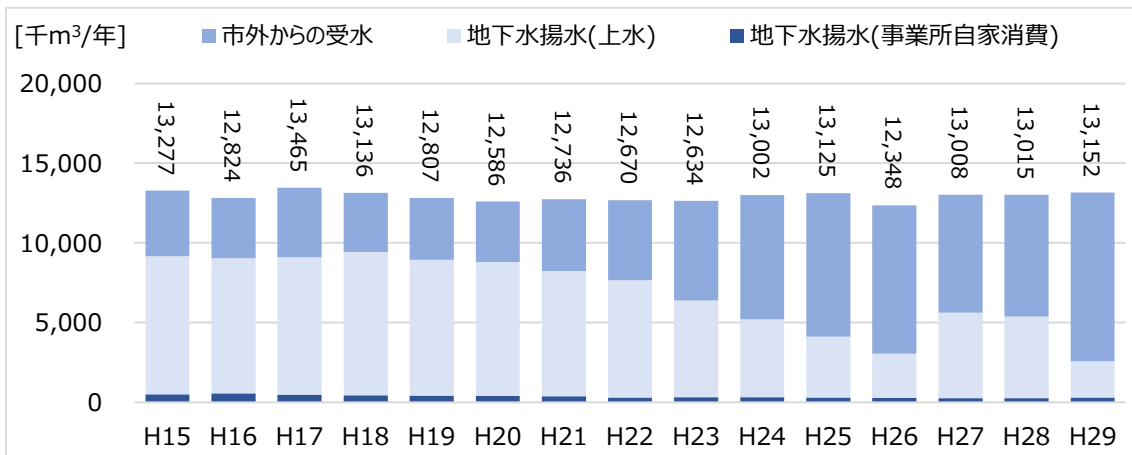


写真-3 玉川上水

4) 水利用等の状況

水利用の状況

本市の水利用量は、ここ数年では横ばいが続いています（図-10）。主な水源としては、市内での地下水揚水のほか、多摩川水系・利根川水系など市外からの受水があります。近年は市外からの受水量の占める割合が増えています。



資料：東京都及び市内事業者から報告される揚水・受水量を基に算定したものです。

図-10 本市の水利用量

本市の1人当たりの年間水利用量（配水量）は、ここ数年で横ばいです。全国平均値と比較するとやや少ない水準にあります（図-11）。

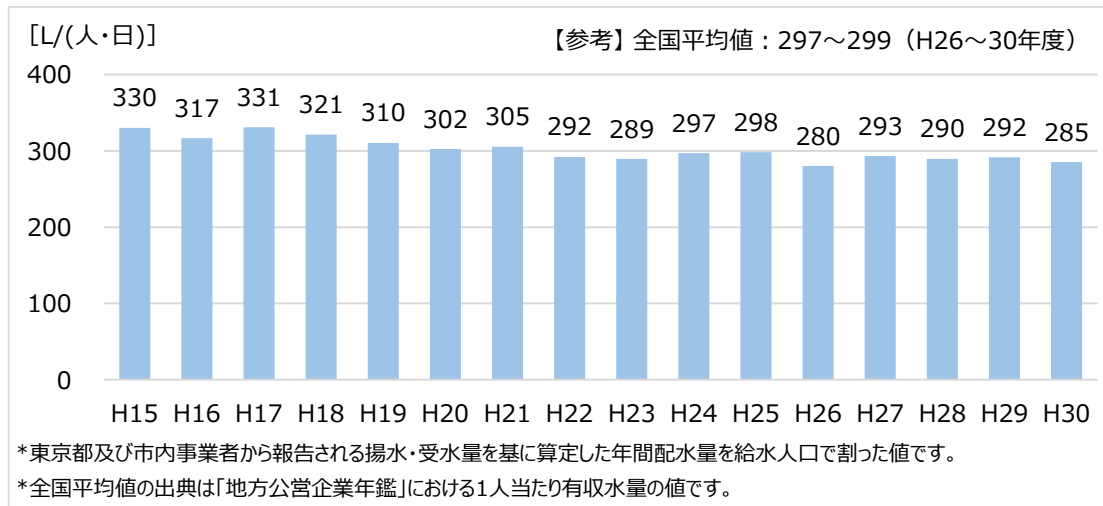


図-11 市民1人当たり年間配水量

下水道の状況

本市を含む多摩地域では、複数の自治体で広域的な処理を行う「流域下水道」が設置されており、本市は3つの下水処理区にまたがっています(表-2)。流入水量が最大である野川処理区では、家庭や事業所から排水された下水は、最終的には下流の森ヶ崎水再生センター(大田区)で処理されます。

多摩地域の下水道は「合流式[※]」が多く、本市の下水道も大半が合流式です。そのため、強い雨が降ると、野川などの河川沿いの吐き口から汚水やゴミが混ざった雨水が放流されることがあり、水質汚濁を引き起こす要因の1つとなっています。

※ 「合流式」とは汚水と雨水を同じ管で流すタイプの下水道です。1本の下水管で済むため整備費が安いことがメリットですが、強い雨が降ると、市街地の浸水を回避するため、河川沿いの吐き口から汚水が混ざった雨水を放流します。

表-2 本市の処理区と流入水量

処理区	流入水量 (千m ³ /年)	割合
野川処理区	14,488	83%
北多摩一号処理区	2,864	16%
荒川右岸処理区	176	1%
計	17,527	

資料：平成30年度東京都下水道事業年報

5) 地下水・湧水の保全に関する主な取組

雨水浸透施設の普及

住宅地や道路などに降った雨は下水道に流れ込みますが、豪雨の場合、下水道へ大量の水が一気に流れ込むのを防ぐために、その一部が河川沿いの吐き口から河川へ放流されます。そのため、雨水浸透を進めることは、湧水の水源である地下水の涵養を促進すると同時に、降った雨が一度に河川へ流出するのを防ぐことによる、洪水被害の軽減や水質改善にも効果があります。そのため、新築や増改築の際における雨水浸透ます設置(図-12)について、排水設備指定工事店等と連携したPRや助成を行っています。



図-12 雨水浸透ますの設置例(左)と概念図(右)

雨水浸透ますの整備数は、毎年約2,000基程度となっています(図-13)。雨水浸透の取組は、市民・事業者・行政による市民協働の成功例として、日本河川協会の「第3回日本水大賞^{※1}」や土木学会の「環境賞^{※2}」など、これまで数々の賞を受けています。

雨水浸透ますの整備数は、毎年約2,000基程度となっています(図-13)。雨水浸透の取組は、市民・事業者・行政による市民協働の成功例として、日本河川協会の「第3回日本水大賞^{※1}」や土木学会の「環境賞^{※2}」など、これまで数々の賞を受けています。

雨水浸透ます以外でも、地下浸透管(浸透トレンチ)、集水浸透人孔(浸透マンホール)、道路における雨水浸透ます、歩道における透水性舗装の整備などを行っています。

※1 「雨水浸透事業を通じて推進する市民・企業・行政のパートナーシップ」(平成13年度)

※2 「自然を守る心で行動を示した市民「水辺の拡大」雨水浸透事業」(平成11年度)

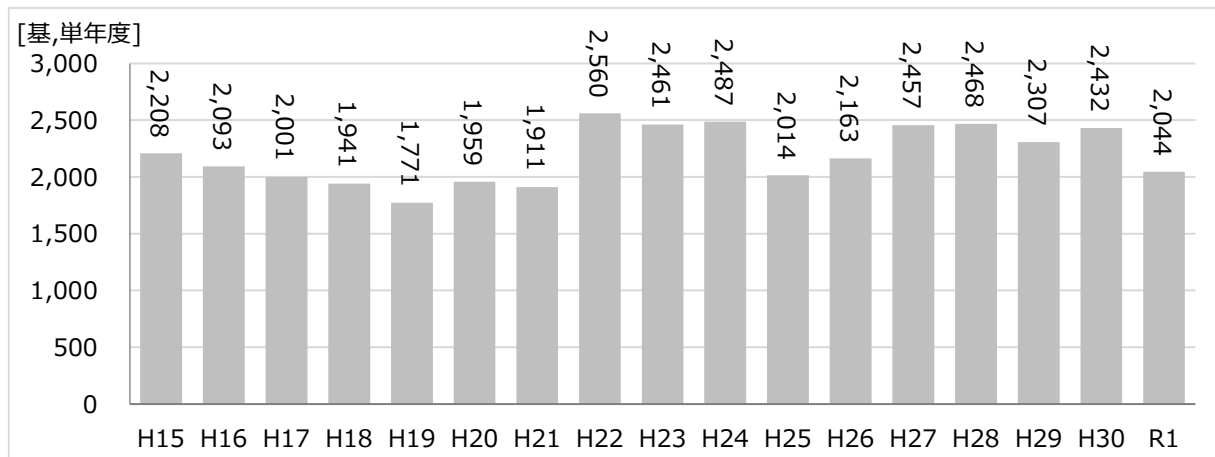


図- 13 雨水浸透ますの設置基数

雨水貯留施設（雨水タンク）の普及

雨水の有効利用を促進するため、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置費の一部補助（雨水貯留施設設置費補助金）や、市ホームページ及び市広報による周知を行っています。雨水タンクの設置補助件数は毎年の変動がありますが、近年はやや少なくなっている傾向にあります（図- 14）。

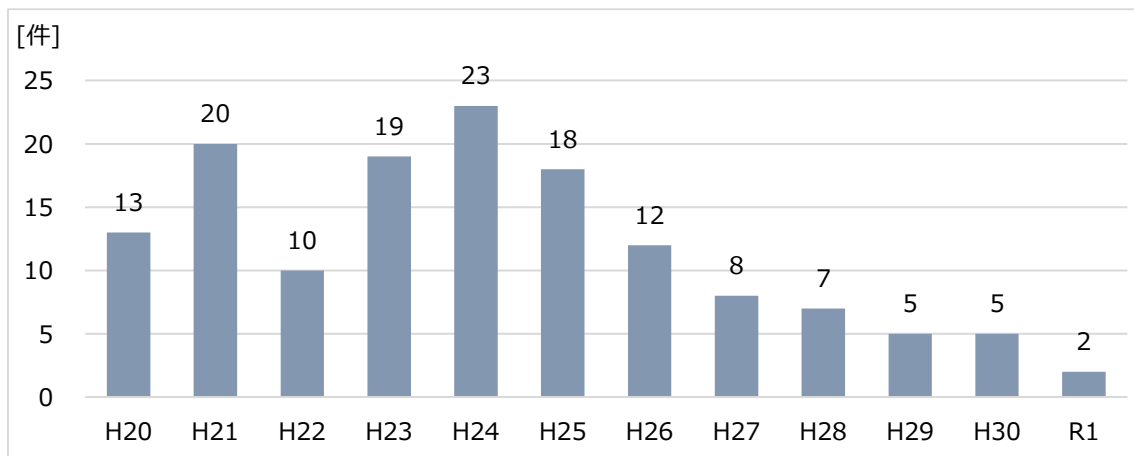


図- 14 雨水貯留施設（雨水タンク）補助件数

地下水保全会議での開発行為等の際の地下水への影響検討

市内で行われる開発行為においては、開発事業者に対し「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の遵守を求めるとともに、特に地下水への影響が懸念される事業については、同条例第 13 条に基づき、事業者へボーリング調査等とその結果の提出を求めています。

また、これらの情報を、有識者で構成される「地下水保全会議」で報告・審議し、事業者に地下水及び湧水の保全に関する適切なアドバイスを提供することで、市の施策への協力を求めています。

コラム：「雨水の利用の推進に関する法律」について

◆気候変動により変化する水循環の適正化が課題となっていることを背景に、水資源の有効利用、雨水の集中的な流出の抑制への寄与を目的とする「雨水の利用の推進に関する法律」が平成26年に施行されました。同法に基づく「雨水の利用の推進に関する基本方針」では、雨水利用の推進の意義が5点にまとめられています。

- 1) 平常時における水資源の有効利用のみならず、緊急時の代替水源
- 2) 貯水施設（ダム等）で水不足が生じる場合でも、下流域である当地に部分的な降雨があれば、自立分散型の水資源となること
- 3) 下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制への寄与
- 4) 散水等に利用することにより、夏季の暑さ対策への寄与
- 5) 雨水利用施設に浸透機能を併用することで、地下水の涵養を図るなど、健全な水循環の維持・回復への寄与

◆上記基本方針では、国等が自ら持つ施設での雨水利用施設の設置推進のほか、地方公共団体や市民の取組に資するよう、ガイドライン策定、先導的取組の調査研究等を進めるとしています。また、地方公共団体の取組について、複数の関係部局の所掌にまたがることから、連携して取り組む必要性が述べられています。

資料「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成27年、国土交通省）

地下水・湧水や水環境保全のための啓発

清掃を通じて野川流域の環境保全に関心を持ってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、近年では約200～300名程度の参加があります。



写真-4 クリーン野川作戦

他の自治体との連携による取組

野川流域連絡会^{※1}、野川流域環境保全協議会^{※2}、多摩川流域協議会^{※3}などの組織と連携し、情報交換などを進めています。

- ※1 野川流域連絡会……………野川流域の住民・団体・行政による情報や意見交換を行うための連絡会（事務局：東京都建設局）で、住民委員、団体委員、行政委員から構成されます。
- ※2 野川流域環境保全協議会……………野川の河川環境改善を目的とし、6市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成され、協議などを行っています。
- ※3 多摩川流域協議会……………「多摩川サミット」（昭和61年）をきっかけに、3都県30市区町村で構成される協議会で、多摩川の環境改善を目的として意見交換や連絡を行います。

第3章 地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題

計画策定に当たり、令和元年度と令和2年度に開催された地下水保全会議において、本市の水循環・水利用に関する各データやこれまでの地下水・湧水保全の取組状況を踏まえ、地下水・湧水に関する現状の評価と課題を整理しました。

1) これまでの取組に対する評価と今後の課題

地下水・湧水のモニタリングを継続的に行っていくことが重要です

- 地下水・湧水等の定期的なモニタリングが行われており、その結果から、地下水や湧水の水量・水質は安定していると考えられます。
- 近年、全国各地で渇水や豪雨が毎年のように発生しています。将来において、本市を含む野川流域の水循環へ影響を与える可能性があることから、地下水・湧水のモニタリングを続けていくことが重要です。

雨水の浸透の取組は効果を上げており、これを一層進めていくことが重要です

- 農地等が減少し、雨水が地下浸透しやすい自然的土地利用が減少しています。都市部への人口流入や相続などが要因であるこの流れを止めることは難しいですが、法制度による担保や土地所有者の理解により「みどり」を守っていくことが重要です。
- 一方で、雨水浸透ますをはじめとする各取組により、市域面積の8割を占める人工的土地利用（住宅地、道路等）からの雨水浸透が増えてきています（→次項の水収支推計参照）。市民協働による取組の成果であるとともに、市街化が進んだエリアにおける水循環健全化の好事例として、一層の推進・PRを図っていくことが重要です。
- 雨水浸透の取組は、地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や洪水抑制の防止（下水道に直接流れ込む水量の低減）など多方面に寄与することから、これまで同様、庁内各部署が横断的に連携していくことが重要です。

市民協働は、多くの市民が関心を持ち参加しやすくなるための工夫や支援が求められます

- 各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されていますが、市民に広く認知・活用されているとまではいえません。本市の雨水浸透の取組やその効果について多くの市民にPRしていくためにも、一般向けの分かりやすい解説の充実、イベントや講座などへ展開・活用など「知ってもらうこと」が重要と考えられます。
- 「小金井市環境市民会議（地下水測定部会）」による地下水位測定ですが、当初予定していた約10年間の活動期間が過ぎ、一定の区切りを迎えました。次のステップに向け、これまでの活動成果の共有を進めるなどし、市民の参加を更に促し、地下水・湧水に対する関心を高める上で効果的な方策や連携体制を構築していくことが必要です。

水循環のスケールを意識し、流域自治体間の連携を進めていくことが重要です

- 地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではないため、流域単位での水循環のスケールを意識し、上下流の近隣自治体における取組も不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じた流域間連携を引き続き進めていくことが重要です。

2) 水収支の推計

地下水・湧水に関する現状の把握や評価を行うに当たり、水循環・水利用に関する統計データや実測データから、「市域に降った雨がどれくらい地下へ浸透するか」を明らかにするため、本市における水収支を推計しました（図-15）。

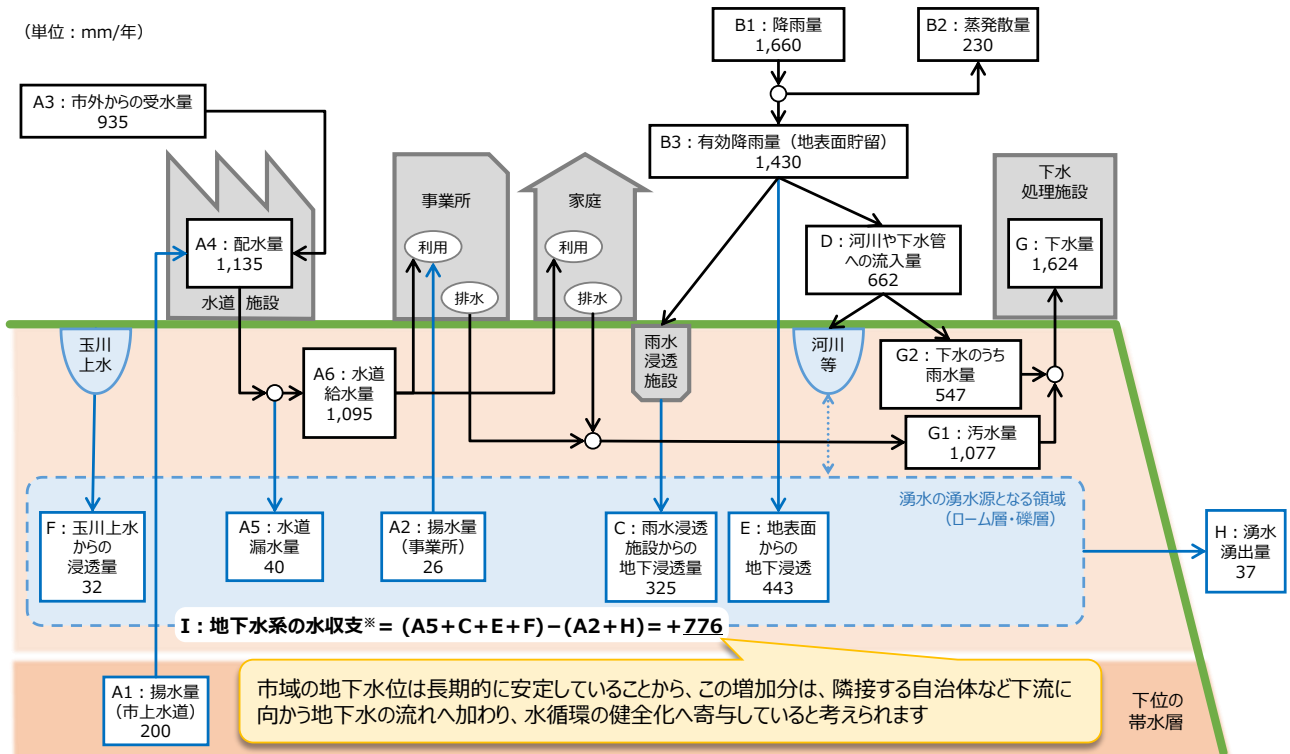
推計結果から分かること

- 市域に降った雨の行先は、その約4割が不浸透面を介した河川や下水道への直接流出（記号：D）、約3割弱が地表面（自然被覆地）からの浸透（E）、約2割が雨水浸透施設からの浸透（C）、残りの約1割強が、大気中への蒸発散（B2）であると推計されました（図-16）。推計対象期間において、本市に降る年間の雨量（約1,300～2,100mm）のうち約4～5割が、地表面（E）や雨水浸透施設（C）を介して地下水系へ涵養されていると考えられます。
- 涵養量が取水量を上回るため、地下水系からみた正味の水収支（I）としてはプラスとなっています。本市の地下水位は長期的にほぼ一定であることから、このプラス分は、下流域へ流れる地下水等に加わっていると解釈できます。すなわち、自然被覆地（樹林地、農地等）の保全や、雨水浸透ますの普及をはじめとする、地下水及び湧水の保全に係る取組が、本市の雨水浸透能力を維持・向上させ、隣接自治体も含めた野川流域全体における水循環の健全化に貢献しているといえます。
- また、地下浸透量（E・C）の多寡は毎年の降雨量（B1）に依存しますが、自然被覆地の減少が今後も見込まれること、極端な集中豪雨に対する洪水対策の重要性が高まっている情勢を踏まえると、市街地における雨水浸透能力の維持・向上は今後とも重要課題であり、雨水浸透施設からの浸透（C）が果たす役割は大きいといえます（→後述コラム「水収支の試算から見た雨水浸透施設の効果」参照）。

（参考）推計方法の概要

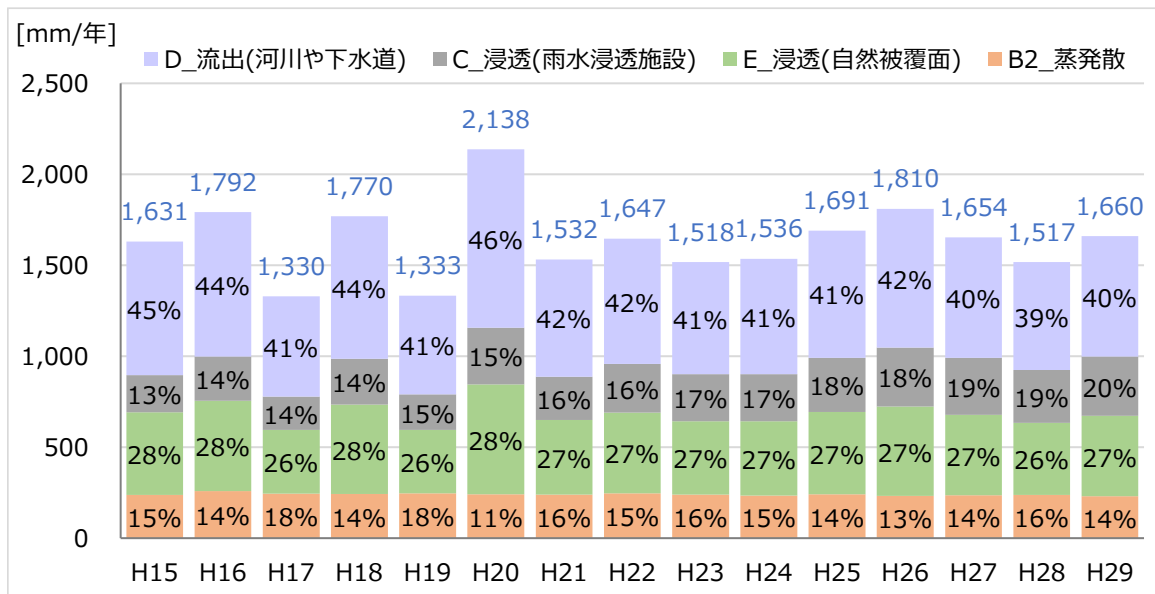
- ・ 実際の水循環プロセスでは、地下水層における市域境界面や河川を通じた水の出入りがありますが、その推計が難しいため、地下水層内の市域境界面や河川を通じた水のやり取りは対象外としています。
- ・ 蒸発散は主に自然被覆地や水域から生じますが、都市部では、降った雨が速やかに河川や下水道へ流れ込んでしまうことから、蒸発散量（B2）は土地利用を考慮しました。市域の7割程度[※]が降った雨が溜まりにくい土地利用であることから、その割合で蒸発散量を小さく見積りました。
- ・ 蒸発散を除いた有効降雨量（B3）から、地下浸透分（雨水浸透施設：C、地表面：E）を除いた残りは、河川や下水管への流入量（D）としました。
- ・ 下水量及びそれに含まれる汚水と雨水の割合（G群）、受水量や揚水量（A群）は、東京都の統計値や市内事業所から報告値を使用しました。
- ・ 湧水の湧出量（H）は実測に基づく値であり、上記A～Gの計算とは直接連動していません。

※ 道路と宅地で土地利用面積の8割を占めますが、宅地のうち自然被覆を除くと約7割と推計されます。



※ 地下水層における市域外との水移動、河川や不透水層との水移動は、推計対象外としています。
 なお、地下水位が経年的に安定していることから、今回推計対象外とした要素を含めた、地下水系の水収支は釣り合っているものと推測されます。
 ※ (A1：揚水量(市上水道))は、汲み上げ位置が150m以深であり、今回推計対象とした「湧水の水源としての地下水系」には含まれないことと仮定しました。
 ※ 端数処理(四捨五入)の関係で、数値の合計が一致しないものがあります。

図-15 本市の水収支の概念図

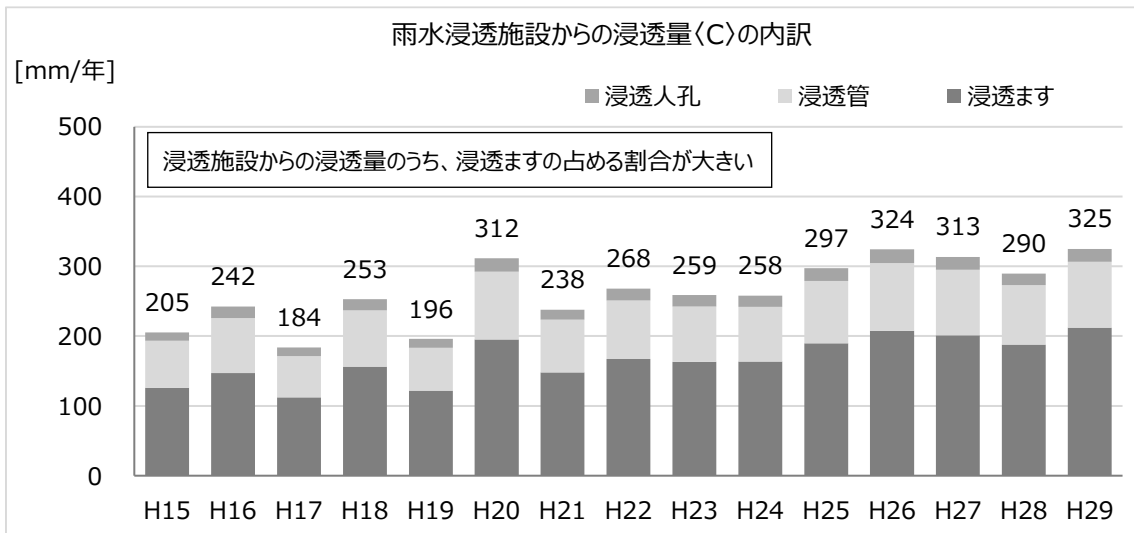
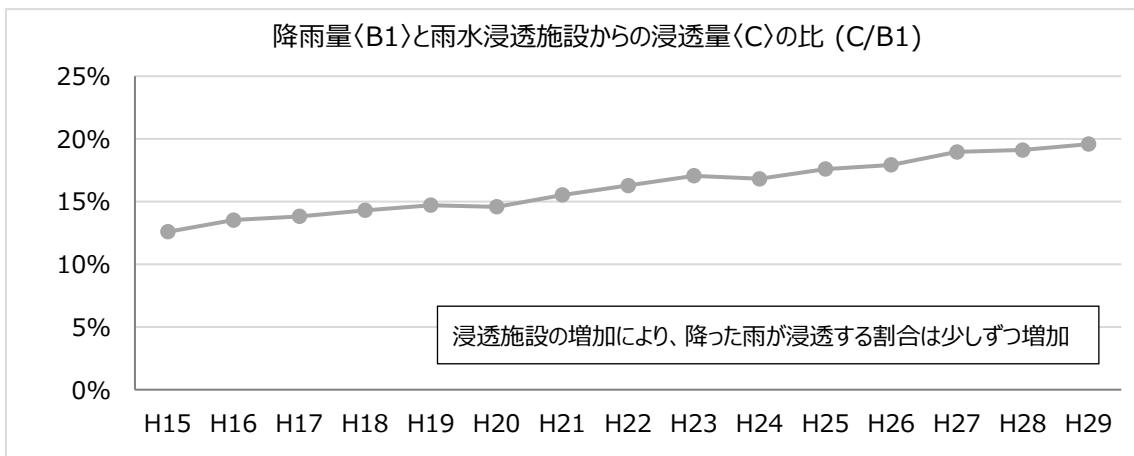


※ 端数処理(四捨五入)の関係で、数値の合計が一致しないものがあります。

図-16 降った雨の行先(水収支推計結果からの整理)

コラム：水収支の試算から見た雨水浸透施設の効果

- ◆ 自然被覆地における〈地表面からの浸透量：E〉や〈雨水浸透施設からの地下浸透量：C〉は、その年の〈降雨量：B〉に応じて変動しますが、降雨が雨水浸透施設を介して地下浸透する割合は、少しずつですが増加しています（上図）。また、〈雨水浸透施設からの地下浸透量：C〉のうち、最も大きい割合を占めるものは「雨水浸透ます」です。
- ◆ 樹林や農地などの減少が長期的に予想されるなか、市域の雨水浸透能力を補完・強化するものとして、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透・貯留施設の普及が重要といえます。



第4章 地下水及び湧水の保全・利用に係る取組

前章で整理したこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、本計画では、地下水及び湧水について「知る・調べる」「守る・育てる」「上手に利用する」「伝える・広げる」という4つの視点を持ち、その保全・利用に係る各取組を進めます。

<視 点>

<取 組>

1 知る・調べる	1. 地下水・湧水等のモニタリング
	2. 水循環や水環境を知るための情報整理
2 守る・育てる	3. 住宅地等における雨水浸透の促進
	4. 地下水への影響の未然防止
	5. みどりの保全
	6. 湧水や河川の生態系の保全
3 上手に利用する	7. 水資源の有効利用
	8. 災害時における水資源の活用
4 伝える・広げる	9. 啓発イベントや広報活動の積極展開
	10. 多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

視点1…知る・調べる

取組1：地下水・湧水等のモニタリング

- 市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水循環・水環境をトータルに把握していきます。各調査は、最新の計測技術を使って効率化するもの、市民の関心を高めるために参加型で実施するもの、特定の課題に着目して不定期に行うものなど、メリハリをつけながら継続性を担保していきます。
- 調査結果は、毎年の「環境報告書」で公表するほか、市報、ホームページ、SNSなどを使って、積極的に発信していきます。



写真-5 湧水調査

▶進行管理の指標…[市内の地下水位]・[湧水の水質]・[湧水の水質]・[野川の水質] (116ページ参照)

視点1…知る・調べる

取組2：水循環や水環境を知るための情報整理

- 本計画で行った水収支の推計など、水循環・水環境に関する情報の整理・分析は極めて重要ですが、専門的な知識・能力、アイデア・探求心が必要な作業でもあり、市（行政）のみでの実行は困難です。そのため、大学などの教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、民間企業（調査会社、コンサルタント等）、国・都・他自治体等との協力関係をつくりながら、水循環・水環境についての有用な知見の蓄積を進めます。



<p>情報整理のために望まれる事項（例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄積したモニタリング結果を活用した長期的傾向や要因の分析、ポスターなどでの解説展示 ・水収支推計の更新、研究成果を踏まえた改良 ・各主体による調査成果の共有やフィードバック …など
--------------------------	---

視点2…守る・育てる

取組3：住宅地等における雨水浸透の促進

- 崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水浸透を促進するため、新築や増改築において、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を引き続き進めます。実施に当たり、排水設備指定工事店等との連携による効果的周知や、設置助成を行います。また、設置後のメンテナンスの重要性についても周知啓発を進めていきます。
- 道路・公共建築物・河川などの公共施設においても、必要に応じて都と連携しながら、雨水の地下浸透促進や貯留施設など、流域対策を進めていきます。
- 雨水浸透対策は、地下水涵養という環境保全の観点だけでなく、河川の急激な流出や冠水の防止・軽減という防災の観点からも重要です。また、河川や下水道だけで治水対策を行うのではなく、住宅地の雨水浸透なども含めた、あらゆる関係者が連携し社会全体で進める「流域治水」へ転換していく大切さも近年指摘されています。これらの多面的な効果や重要性について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

コラム：雨水浸透ますの能力低下とメンテナンス

- ◆雨水浸透施設は、屋根や地表面の土砂・埃などの濁りの粒子が雨水に混ざって流入し、目詰まりにより能力が徐々に低下します。住宅等の屋根に降った雨水を補足するタイプの雨水浸透ますは、道路に設置されるタイプと比べれば濁りの粒子が少なく目詰まりはしにくいですが、設置時＝100%とした時の終局的な能力残存率は70%程度[※]とされています。
- ◆そのため所有者は、まず内部の定期的な点検や清掃（大きなゴミの除去）など、メンテナンスを続けていくことが大切です。



浸透ますの底部が土砂で覆われた状態[※]

※「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成22年、国土交通省）より。

▶進行管理の指標…[雨水浸透ますの設置数]・[透水性舗装の新規導入量]（117ページ参照）

視点2…守る・育てる

取組4：地下水への影響の未然防止

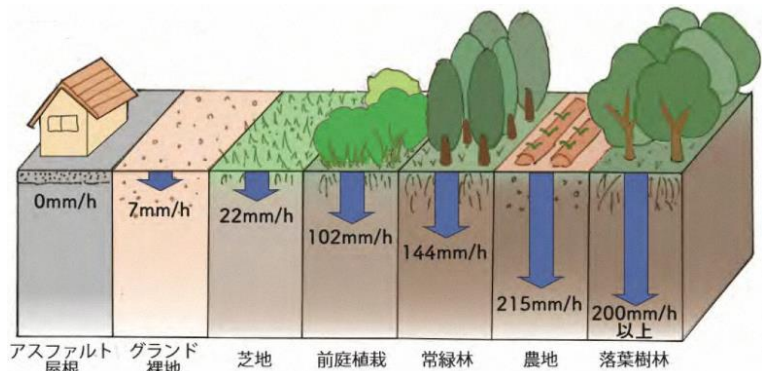
- 地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者には「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し、ボーリング調査など必要な調査を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議[※]」による分析や審議を踏まえながら、影響の把握や対策のフィードバックを行います。

※ 地下水保全会議については「5章 推進体制・進行管理」（116ページ）を参照。

視点2…守る・育てる

取組5：みどりの保全

- 市域面積の約2割を占める公園緑地や農地などの自然的な土地利用から構成される「みどり[※]」は、地下水の涵養（図-17）や湧水の湧出において重要な役割を担っています。
- これらの「みどり」について、「小金井のみどりの基本計画」とも施策連携しながら、緑地保全地域（都指定）、環境保全緑地（市指定）等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。
- 法制度による担保が難しい場合も、開発地における新たな「みどり」の積極的な創出、農地面積の減少を緩和するための利活用なども同時に進めていきます。



出典：島谷幸宏・飯田昌子ら「分散型水管理を通じた、風かおり、緑かがやく、あまみず社会の構築」（多世代・多様な人々で創るサステイナブルな社会～自然・文化・こころを未来へつなぐ～シンポジウム発表資料）より。

図-17 土地利用と浸透能の関係

※「小金井のみどりの基本計画」（令和3年3月）では、緑や水のことを「みどり」と称しており、本計画もこれに合わせています。

▶進行管理の指標…[緑被率]・[公園・緑地面積]・[田・畑・山林面積]（117ページ参照）

視点2…守る・育てる

取組6：湧水や河川の生態系の保全

- 国分寺崖線（はげ）の湧水やそれが注ぎ込む野川には、比較的きれいな水質を好むといわれる水生の生き物（カワモツク等の藻類、ムナグロナガレトビケラ、サワガニなど）が生息しています。河川や湧水の調査や、市民協働による保全活動を通じて、これらの生き物が生息できる環境を引き続き保全していきます。
- 湧水やそこに生息する生き物について、地域全体で守り育てていく機運を高めるため、きっかけづくりとなるイベントなどを市民団体や教育機関と連携して検討・実施します。

視点3…上手に利用する

取組7：水資源の有効利用

- 雨水を家庭等における分散型水資源として有効活用するとともに、大雨時の雨水流出抑制にも効果のある、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進します。
- 併せて、雨水貯留・浸透に関する取組の普及等を進めている市民団体・事業者・関係団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルを発信します。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動の啓発により、節水行動を広めます。
- 雨水利用をテーマに活動する団体（→下コラム参照）や研究機関などと連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性のあるものは、紹介や導入を積極的に進めます。



写真-6 雨水タンクの例

▶ 進行管理の指標…[市民1人当たり配水量]（118ページ参照）

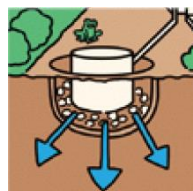
コラム：雨水を利用するライフスタイル

◆ 雨水をいかす知恵は、古代インダス文明のドーラビーラ遺跡の貯水池など、5,000年以上前に遡ることができるといわれています¹。日本では、奈良時代に建立された東大寺の雨樋が、現存する最古の雨樋とされています。

◆ いつもの生活の中でいざというときに備えるという視点が大切です。雨水活用の方法には、①貯めて資源、②かえして涵養、③雨の庭づくり¹など、様々なものがあり、取組の支援を行うNPOもあります。



①貯めて資源



②かえして涵養



③雨の庭づくり

取組の参考にしてください！

〈雨水利用に役立つ資料など〉

- 1：「雨水活用のススメ～あなたのくらしに雨水を～」（平成31年3月）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000053.html
- 2：「雨水・再生水利用施設実態調査 事例集」（平成27年2月、国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html
- 3：雨水ネットワーク <https://www.rain-net.jp/>
→ 雨水活用や雨を主とした水循環系の健全化等に関わる市民・企業・行政・学会等が形成する「緩やかな情報のプラットフォーム」で、インターネットでの情報発信のほか、全国大会などを展開。
- 4：NPO 法人雨水市民の会 <http://www.skywater.jp/>
→ 雨に学び、感謝し、雨をいかすことが当たり前になる社会を目指し、雨活学習プログラム、雨の絵本ひろばの事業を展開している。雨水活用施設の視察や、出前事業も行っている。
- 5：NPO 法人雨水まちづくりサポート <https://amemachi.org/>
→ 日本建築学会の「雨水活用技術規準」作成に関わった専門家が主体となり設立された団体。「雨いえ」「雨にわ」「雨まち」づくりの技術的支援や、技術者の養成等を行っている。

視点3…上手に利用する

取組8：災害時における水資源の活用

- 「小金井市地域防災計画」とも施策連携しながら、震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸[※]の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）など、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。

※ 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。

- 防災や環境イベントなどにおいて、環境と防災の両面からの効果をPRし、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練などを行い、非常時に水資源を活用できる体制をつくります。



写真-7 震災対策用井戸の例

▶ 進行管理の指標…[雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数]・[震災対策用井戸数]（118ページ参照）

視点4…伝える・広げる

取組9：啓発イベントや広報活動の積極展開

- 実際に自然にふれ・学んでもらうことで、地下水や湧水の保全・利用に対する市民の関心を高めるため、地下水や湧水の測定を市民参加型で行うなど、体験型イベントなどを検討・実施します。実施に当たり、大学等の教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、環境事業やCSR活動を展開する民間企業等との連携を強め、連携のネットワークを広げることで、イベントの量・質面での充実を図ります。
- また、活動の広報や周知においては、市が持つ広報媒体（広報、ホームページ、SNS他）だけではなく、連携のネットワークを通じて広めることも含めて、効果的な周知を図ります。

▶ 進行管理の指標…[河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数]（118ページ参照）

視点4…伝える・広げる

取組10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

- 地下水及び湧水の保全・利用の取組は、行政（市）のみの力で実現されるものではないことから、あらゆる取組について、市民・市民団体・事業者・教育機関等、多様な主体との協働の可能性を追求し、取組を実施します。
- また、地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではなく、流域単位で取組を進めることが重要であるため、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

第5章 推進体制及び進行管理

1) 推進体制

本計画に記載する各取組を進めるうえでは、市（行政）・市民・市民団体・事業者・教育機関等の各主体が連携・協働することが不可欠です。各主体は、本計画の4つの視点「知る・調べる」、「守る・育てる」、「上手に利用する」、「伝える・広げる」を共有し、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される責務や連携の考え方（下表）を踏まえ、お互いの強みをいかして積極的に連携・協働しながら進めるものとします。

表-3 「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される各主体の責務等

<p>市 の責務</p>	<p>第3条 市は、次に掲げるところにより、貴重な飲料水源及び自然環境資源である地下水及び湧水の保全に係る必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 地下水及び湧水を将来にわたって保全するために、総合的かつ計画的な施策を実施すること。</p> <p>(2) 市民及び事業者に地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力を求めること。</p> <p>第7条 市長は、地下水の水位、水質、流れ及び湧水の現況把握に努めるとともに、地下水影響工事に対する措置等について情報収集に努めるものとする。</p>
<p>市民 の責務</p>	<p>第6条 市民は、節水、緑地の保全等により自ら地下水及び湧水の保全に努めるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力するものとする。</p>
<p>事業者 の責務</p>	<p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力し、第21条に基づく指導[※]に従う責務を有する。</p> <p>[※] 地下水影響工事に係る書類の提出、適正管理化学物質の使用実績の報告に応じない場合等における指導</p> <p>第5条 大口地下水利用者は、雨水の利用、地下水の涵養及び節水に必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>連携 の考え方</p>	<p>(市民団体等との連携)</p> <p>第18条 市、市民団体、公共的団体及び事業者は、地下水及び湧水の保全並びに現況把握、情報の収集等について連携し、相互に協力するものとする。</p> <p>(東京都及び関係地方公共団体との広域連携)</p> <p>第19条 市は、地下水の広域性、流動性等の自然要因にかんがみ、東京都及び関係地方公共団体との広域連携を緊密にするとともに、地下水涵養のために相互に働きかけるよう努めなければならない。</p>

2) 進行管理

ア) 進行管理の手法

本計画の全ての取組は「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の規定（第17条）に基づき「第3次小金井市環境基本計画」の中に定められることから、庁内での効率的な進行管理の視点も考慮し、環境基本計画の進行管理の仕組みを一部活用しながら、進行管理を行います（図-18）。

具体的には、「環境基本計画推進本部」（事務局：環境政策課）による「小金井市環境保全実施計画」に基づく庁内施策の進捗状況の把握、「小金井市環境審議会」における地下水及び湧水の保全・利用に係る施策に対する外部評価などが該当します。

また、本計画独自に適用される仕組みとして、有識者等から構成される「小金井市地下水保全会議」による情報分析やアドバイスなどを行います。

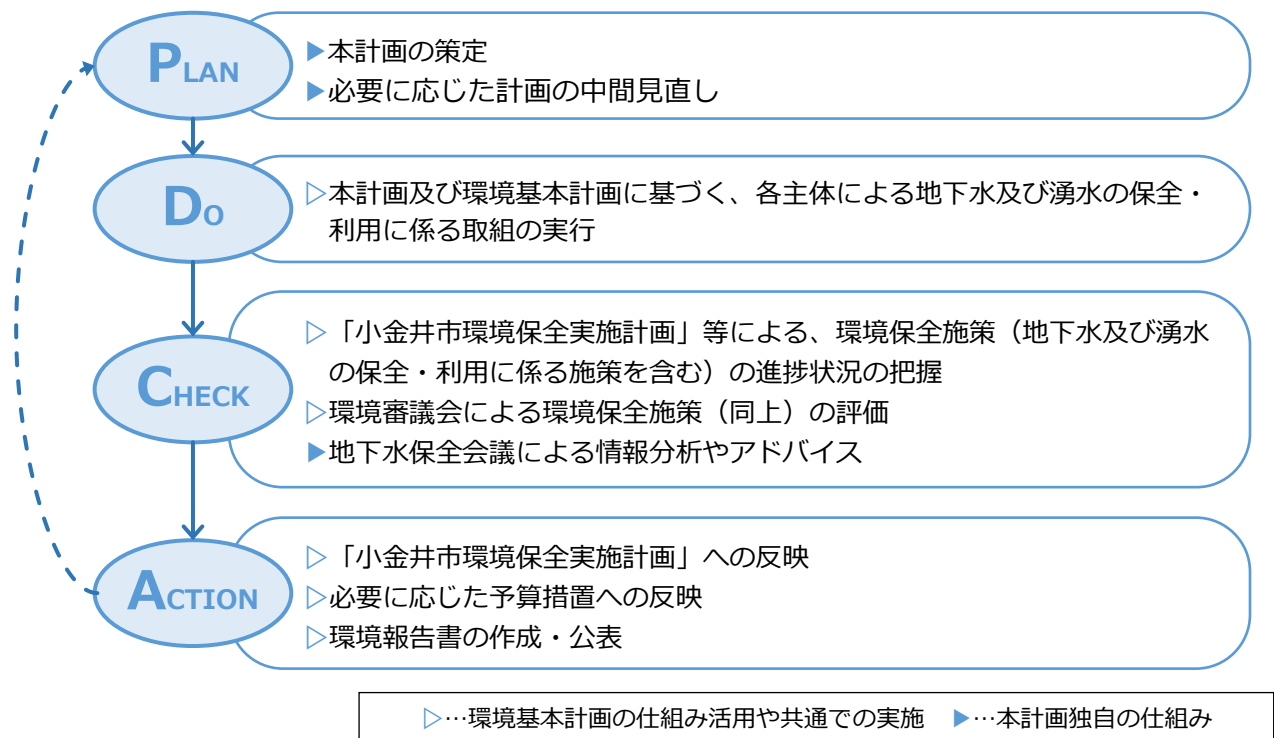


図-18 本計画の進行管理

○環境基本計画推進本部

小金井市環境基本条例（第24条）に基づき設置される、庁内各部署を横断的につなぐ組織です。環境保全に関する施策[※]を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

※ 「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含まれます。

○小金井市環境審議会

小金井市環境基本条例（第26条）に基づき、環境保全に関する重要な事項等を調査・審議する機関です。環境保全に関する施策[※]の点検評価に関しては、環境基本計画推進本部が実施した庁内の点検評価の報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

※ 「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含まれます。

○地下水保全会議

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（第8条）に基づき設置される、有識者等から構成される機関です。地下水・湧水・水循環に関する専門的見地から、地下水等に関する情報分析や、地下水への影響が懸念される個別事業の審議、本計画の各取組に対するアドバイス等を行います。

イ) 進行管理の指標

計画に記載される各取組が着実に進んでいるかどうかを把握する指標として、進行管理の指標を設定します。各取組の実績などに関するデータであり、継続的に取得が可能であるものを中心に設定しました。

本計画は、環境基本計画の進行管理の仕組みを活用することから、進行管理の指標も環境基本計画と共通のものを設定しています。

表-4 進行管理の指標（取組1：地下水・湧水等のモニタリング）

指標名	現状	目標	把握頻度
市内の地下水位	過去10年間でほぼ一定	現状から低下しない ^{※1}	毎年1回
湧水の水量	全地点（4地点）の合計 ：870 L/分（令和元年度）	現状から減少しない ^{※1}	毎年1回 ^{※2}
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度） ^{※3} ②BOD：0.5mg/L（令和元年度） ^{※3}	左記項目につき全ての地点・回で河川水質環境基準（A類型相当）を達成 ^{※4} ①7.5mg/L以上、 ②2mg/L以下	毎年1回 ^{※5}
湧水の水質	①硝酸性窒素 ：5.27～7.72mg/L ^{※3} ②トリクロロエチレン ：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン ：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン ：定量下限値未満 （いずれも令和元年度）	左記項目につき全ての地点・回で地下水環境基準 ^{※6} を達成 ①10mg/L以下 ②0.01mg/L以下 ③0.01mg/L以下 ④1mg/L以下	毎年1回 ^{※5}

※1 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。

※2 湧水の水量は、年2回（6月・12月）の平均値で算出。

※3 現況値は、当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。

※4 野川の水質調査項目は、①②以外も実施しているが、有機汚濁に着目して指標選定。また、本地点に適用される水質環境基準はD類型であるが、現状値は、D類型基準値よりも良好であるA類型相当であることから、A類型相当を目標に設定。その基準値は次のとおり<DO…7.5mg/L以上、BOD…2mg/L以下>

※5 評価は年1回だが調査結果は適宜報告を予定。

※6 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用する。基準値は次のとおり<硝酸性窒素…10mg/L、トリクロロエチレン…0.01mg/L以下、テトラクロロエチレン…0.01mg/L以下、1-1-1-トリクロロエタン…1mg/L以下>

表- 5 進行管理の指標（取組 2：水循環や水環境を知るための情報整理）

※本取組については指標の設定はないが、地下水・湧水等の調査結果や、教育・研究機関、市民・市民団体・事業者などが持つ情報を共有・整理し知見の集積を進めることとする。
 ※なお、第3章で示した市域の水収支は、毎年の降雨量に大きく影響されることから、数年間の傾向を見る必要がある。そのため、毎年の進捗管理指標とはせず、計画の見直し時、水循環の現状に変化が生じた時など、必要なタイミングで推計することとする。

表- 6 進行管理の指標（取組 3：住宅地等における雨水浸透の促進）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水浸透ますの設置数	80,583 基（累計値） 2,044 基（単年度値） （いずれも令和元年度）	毎年 2,000 基以上 ^{※1}	年 1 回
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m ² 透水性インターロッキングブ ロック 1,884m ² （いずれも令和元年度）	（設定しない ^{※2} ）	年 1 回

※1 過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2,014～2,560 基）を踏まえ設定。

※2 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

表- 7 進行管理の考え方（取組 4：地下水への影響の未然防止）

※本取組については指標の設定はないが、地下水保全会議等の検討・審議を通じて、地下水及び湧水についての影響の未然防止の取組進捗を把握していく。

表- 8 進行管理の指標（取組 5：みどりの保全）

指標名	現状	目標	把握頻度
緑被率 ^{※1}	30.2%（令和元年度）	28%	次期みどりの基本計画策定時
公園・緑地面積 ^{※2}	85.7ha（平成 30 年度）	現状維持	年 1 回
畑・田・山林面積	71.6ha（令和元年度）	（設定しない ^{※3} ）	年 1 回

※1 「緑被率」の定義は「小金井すみどりの基本計画」によるもので、樹木・樹林地、草地、農地の割合である。

※2 「公園・緑地」の定義は「小金井すみどりの基本計画」によるもので、都市公園、特別緑地保全地区、公共緑地などが含まれ、緑被面積の約 25%を占める。

※3 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

表- 9 進行管理の指標（取組6：湧水や河川の生態系の保全）

※本取組については指標の設定はないが、取組9「啓発イベントや広報活動の積極展開」で指標としている「河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座」等の展開を通じて、市民の湧水や河川への関心増加や行動を促していく。

表- 10 進行管理の指標（取組7：水資源の有効利用）

指標名	現状	目標	把握頻度
市民1人当たり配水量	285 L/(人・日) (平成30年度)	現状より増えない	年1回

表- 11 進行管理の指標（取組8：災害時における水資源の活用）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2件（令和元年度）	年間10件以上※	年1回
震災対策用井戸数	38か所（令和元年度）	現状維持若しくは増加	年1回

※ 過去10年間（平成22～令和元年度）の実績（2～23件）を踏まえ設定。

表- 12 進行管理指標（取組9：啓発イベントや広報活動の積極展開）

指標名	現状	目標	把握頻度
河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：1回 公民館講座：1回 (いずれも令和元年度)	現状維持以上	年1回

表- 13 進行管理の指標（取組10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進）

※本取組については指標の設定はないが、市民、市民団体、事業者、教育機関、行政（周辺自治体・東京都・国など）の連携を進めていく。

資料編

1. 小金井市環境基本条例

平成 15 年 3 月 25 日条例第 4 号

目次

前文	
第 1 章	総則（第 1 条—第 7 条）
第 2 章	基本的な取組（第 8 条）
第 3 章	環境基本計画等（第 9 条—第 12 条）
第 4 章	施策の推進（第 13 条—第 24 条）
第 5 章	環境学習（第 25 条）
第 6 章	環境審議会（第 26 条）
第 7 章	環境市民会議（第 27 条）
第 8 章	雑則（第 28 条・第 29 条）
付則	

前文

私たちのまち小金井市は、武蔵野台地の南西部に位置し、古多摩川が形成した高低二つの段丘に広がっている。これらの段丘を分ける国分寺崖線（はげ）の緑や湧水、野川の水辺空間、先人が築いてきた玉川上水や屋敷林、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、身近な自然の減少や都市・生活型公害など、様々な環境問題を発生させ、さらには人と生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、このような事態を招いた社会経済システムを今こそ見直し、自然と共生する循環社会を早急に築いていく必要がある。そのためには、環境問題を自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動においても率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

もとより私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を確保し、次の世代に継承していく責務を有している。

小金井市では、すべての市民が環境について積極的に学習し、人と人とのつながりを深め、人と生物と地球に等しく価値を認める環境倫理を共有しながら、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 循環社会 有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用す

るとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 生物多様性の保全 様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(5) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン） 動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質をいう。

(6) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、環境に関する情報の収集に努めると

ともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(教育機関の責務)

第7条 教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

第2章 基本的な取組

(基本的な取組)

第8条 市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる取組を協働して推進するものとする。

- (1) 緑
 - ア 樹林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。
 - イ 農地の保全及び食糧生産に関すること。
- (2) 水
 - ア 河川、湧水及び地下水の保全、水循環の回復並びに雨水利用に関すること。
 - イ 水質の保全に関すること。
- (3) 自然環境
 - ア 大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。
 - イ 生物多様性の保全に関すること。
 - ウ 人と自然との触れ合いの確保に関すること。
- (4) 公害の防止
 - ア 公害の防止に関すること。
 - イ ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の有害化学物質による影響の防止に関すること。
- (5) 景観・歴史的文化的遺産
 - ア 良好な景観の確保に関すること。
 - イ 歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (6) 資源・エネルギー
 - ア 資源の循環的な利用に関すること。
 - イ 廃棄物の発生抑制に関すること。
 - ウ エネルギーの使用総量の削減、有効利用及び創出に関すること。

(7) 地球環境

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

第3章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

第4章 施策の推進

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し環境保全の対策をとるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制的措置)

第14条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制的措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民及び事業者が率先して環境への負荷の低減その他の環境の保全等に資する活動を促進するよう優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、事前に十分な調査や研究を行った上で、市民及び事業者が自らの活動や事業による環境への負荷を低減させるよう経済的負担を課すなどの誘導的措置を講ずることができる。

(公害に係る紛争の処理等)

第16条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害の原因と

なる行為に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した物品等の購入の推進)

第 17 条 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、環境に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(活動等の支援)

第 19 条 市は、市民及び事業者による環境の保全等に資する活動及び事業を支援するとともに、連携して積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体に積極的に提言するとともに、協力して推進するものとする。

(点検評価の実施)

第 21 条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。
2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第 22 条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政措置)

第 23 条 市長は、環境の保全等の施策を実現するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第 24 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制を庁内に整備するものとする。

第 5 章 環境学習

(環境学習)

第 25 条 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、環境の保全等に資する活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。
2 市及び教育機関は、環境学習の機会の提供及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全等に率先して取り組む人材の育成に努めるものとする。

第 6 章 環境審議会

(環境審議会)

第 26 条 市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事

項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に意見を述べるができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 事業者 2 人以内
- (3) 学識経験者 3 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1 人以内

5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 環境市民会議

(環境市民会議)

第 27 条 市民、事業者等は、積極的に環境の保全等の活動をするための組織として、小金井市環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を置くことができる。

2 環境市民会議は、環境の保全等に関する施策等について、市長に意見を述べるができる。

3 環境市民会議は、市民、事業者、教育機関に属する者、市職員等で構成する。

4 市は、環境市民会議の活動を支援するものとする。

第 8 章 雑則

(指導、勧告等)

第 28 条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、関係者に対し説明もしくは報告を求め、又は必要な指導もしくは勧告を行うことができる。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

を

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円
環境審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

に改める。

2. 検討体制

(1) 第3次環境基本計画

① 小金井市環境審議会

<令和元年度>【第8期：～令和2年3月31日】

区分	氏名	所属など
学識経験者	◎福土 正博	東京経済大学 教授
学識経験者	○池上 貴志	東京農工大学大学院 准教授
学識経験者	小柳 知代	東京学芸大学 准教授
公募による市民	羽田野 勉	
公募による市民	原田 隆司	
公募による市民	石田 潤	
公募による市民	小野 郁夫	
市内事業者	鈴木 由美子	東京むさし農業協同組合 小金井地区支部員
市内事業者	鴨下 敏明	小金井市商工会 理事
関係行政機関の職員	宗野 喜志	東京都環境局多摩環境事務所 所長

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長)

<令和2年度>【第9期：令和2年4月1日～】

区分	氏名	所属など
学識経験者	◎池上 貴志	東京農工大学大学院 准教授
学識経験者	○小柳 知代	東京学芸大学 准教授
学識経験者	高橋 賢一	法政大学 名誉教授
公募による市民	羽田野 勉	
公募による市民	中里 成子	
公募による市民	石田 潤	
公募による市民	長森 眞	
市内事業者	鈴木 由美子	東京むさし農業協同組合 小金井地区支部員
市内事業者	高木 聡	小金井市商工会 理事
関係行政機関の職員	木村 真弘	東京都環境局多摩環境事務所 所長

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長)

②小金井市環境基本計画推進本部

部・局	職名	部・局	職名
企画財政部	企画政策課長	都市整備部	都市計画課長
	財政課長		まちづくり推進課長
	広報秘書課長		道路管理課長
総務部	地域安全課長		建築営繕課長
	管財課長		交通対策課長
市民部	コミュニティ文化課長		区画整理課長
	経済課長	学校教育部	庶務課長
環境部	◎環境部長	学務課長	学務課長
	○環境政策課長		指導室長
	ごみ対策課長		生涯学習部
	中間処理場担当課長	図書館長	
	下水道課長	公民館長	
福祉保健部	地域福祉課長		
	健康課長		
子ども家庭部	子育て支援課長		
	保育課長		
	児童青少年課長		

(◎：本部長、○：副本部長)

(2) 第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

①小金井市地下水保全会議

<令和元年度>

区分	氏名	所属など
学識経験者	◎楊 宗興	東京農工大学大学院 教授
学識経験者	○徳永 朋祥	東京大学大学院 教授
学識経験者	石原 成幸	首都大学東京 客員准教授
学識経験者	山中 勝	日本大学 教授
関係行政機関の職員	名取 雄太	東京都環境局多摩環境事務所 環境改善課長

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長)

<令和2年度>

区分	氏名	所属など
学識経験者	◎楊 宗興	東京農工大学大学院 教授
学識経験者	○山中 勝	日本大学 教授
学識経験者	徳永 朋祥	東京大学大学院 教授
学識経験者	石原 成幸	東京都立大学 客員准教授
関係行政機関の職員	名取 雄太	東京都環境局多摩環境事務所 環境改善課長

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長)

3. 計画策定の経過

(1) 第3次環境基本計画

		年月日	会議など	主な検討内容
令和元年	令和元年度	8月1日	令和元年度第1回 環境基本計画推進本部	・第3次小金井市環境基本計画の策定について（策定体制、検討の進め方等の確認） ・市民アンケート調査の実施概要の確認
		8月8日	令和元年度第2回 環境審議会	・第3次小金井市環境基本計画の策定について（策定体制、検討の進め方等の確認） ・市民アンケート調査の実施概要の確認
		9月18日 ～11月6日	市民アンケート調査	※実施概要は資料5（1）参照
		11月23日	第1回市民ワークショップ	※開催概要は資料5（3）①参照
		12月11日	令和元年度第2回 環境基本計画推進本部	・市民アンケート調査結果の確認 ・第2次計画の点検・評価の確認 ・第1回市民ワークショップ実施結果の確認
		10月21日 （～令和2年3月）	関係団体等ヒアリング	※実施概要は資料5（2）参照
		12月17日	令和元年度第3回 環境審議会	・市民アンケート調査結果の確認 ・第2次計画の点検・評価の確認 ・第1回市民ワークショップ実施結果の確認
令和2年		3月27日	令和元年度第3回 環境基本計画推進本部	・関係団体ヒアリング結果の確認 ・第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）について
		3月30日	環境審議会 （書面による意見聴取等）	・関係団体ヒアリング結果の確認 ・第3次小金井市環境基本計画素案（骨子案）について
令和2年度		7月7日	令和2年度第1回 環境審議会	・具体的施策の検討
		8月31日	令和2年度第2回 環境審議会	・具体的施策の検討
		9月27日	小学生ワークショップ	※開催概要は資料5（4）参照
		10月12日	令和2年度第3回 環境審議会	・計画推進に係る基盤づくりについて ・指標・目標について
		10月24日	第2回市民ワークショップ	※開催概要は資料5（3）②参照
		11月11日	令和2年度第4回 環境審議会	・市民ワークショップの開催結果の確認 ・計画の推進体制・進行管理について ・計画原案について
		11月27日	令和2年度第2回 環境基本計画推進本部	・計画原案について （パブリックコメントの実施等について）
		12月4日 ～1月4日	パブリックコメント	※開催概要は資料7参照
令和3年		1月29日	令和2年度第3回 環境基本計画推進本部	・計画最終案、概要版（案）の確認 ・パブリックコメント意見対応案の確認
		2月8日	令和2年度第5回 環境審議会	・計画最終案、概要版（案）の確認 ・パブリックコメント意見対応案の確認
		3月1日	第3次環境基本計画（案）に対する諮問	
		3月9日	令和2年度第6回 環境審議会	・第3次環境基本計画（案）に関する答申 ・環境行動指針案の確認 ・環境保全実施計画案について

(2) 第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

		年月日	会議など	主な検討内容
令和元年	令和元年度	10月18日	令和元年度第1回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画改訂に係る水収支推計見直し結果について 水収支推計結果の活用等について
		12月24日	令和元年度第2回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 水収支推計の改善に向けた検討状況 地下水及び湧水の保全・利用に係る施策の点検評価の確認
令和2年	令和2年度	2月14日	令和元年度第3回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画における施策体系について 次期計画の目次構成について
		7月31日	令和2年度第1回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 具体的取組の検討
		11月17日	令和2年度第2回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案について
		11月27日	令和2年度第2回 環境基本計画推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案について (パブリックコメントの実施等について)
令和3年		12月4日 ～1月4日	パブリックコメント	※開催概要は資料7参照
		1月29日	令和2年度第3回 環境基本計画推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 計画最終案の確認
		3月8日	令和2年度第3回 地下水保全会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画最終案の確認

4. 小金井市環境審議会 答申

令和3年3月9日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市環境審議会
会長 池上 貴志

答 申 書

令和3年3月1日付け小環環発第285号で諮問のあった第3次小金井市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、妥当と認め、その旨答申します。

貴職におかれましては、環境保全施策の緊急性・重要性を鑑み、望ましい環境の実現に向けての取組を着実に推進されるよう希望します。



答申の様子（令和3年3月9日）

5. 計画策定に係る諸調査の概要

(1) 市民アンケート調査

①調査の概要

<調査の目的>

小金井市環境基本計画の策定に向けて、市民が感じていることを広く把握する。

<調査の方法>

対象：18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）

上記のうち、外国人80名には英語、中国語、韓国語の調査票を送付

調査期間：令和元年9月18日～11月6日

配布方法：郵送による配布・回収（送付封筒にQRコードを印刷し、ウェブによる回答にも対応）

<回収数・回収率>

調査票郵送数：3,000件

調査票回収数：944件（郵送：891件、ウェブ53件）

上記のうち、外国人の回答数は12件（内訳 英：3件、中：9件、韓：0件）

回収率：31.5%

②調査項目（設問内容）

- I 身近な環境の満足度について ※結果は本編 P15 で紹介
- ・身近な環境の指標の満足度（「いま現在」及び「5～6年前と比べて」）

- II 日常生活における環境に関する取組状況 ※結果は本編 P10 で紹介
- ・家庭で日頃行っている環境に関する取組の実施状況
 - ・環境配慮型の機器の利用・導入状況

- III 環境関連活動への参加状況及び小金井市の取組の認知度について ※結果は本編 P11 で紹介
- ・環境関連活動への参加状況及び今後の参加意向
 - ・市が実施している環境に関する取組への認知及び参加状況
 - ・上記について参加したことはないという回答した理由

- IV 環境に関する情報提供について
- ・環境に関する情報を市から発信する場合に、利用しやすい（情報を得やすい）情報媒体

- V 今後、重視すべき取組について ※結果は本編 P16 で紹介
- ・本市の環境に関する取組を進めていく上で、今後、特に重要だと思う取組

- VI 小金井市の「みらい」の環境について ※結果は本編 P16 で紹介
- ・居住地域やその近くで、将来の小金井市に残したい環境や大切にしていきたい環境
 - ・「小金井市のあるべき姿」や「こんなまちにしてほしい」といった考え

(2) 関係団体ヒアリング

①調査の概要

<調査の目的>

- ・「第3次小金井市環境基本計画」の策定に向けて、関係団体等のこれまでの活動状況や今後の取組予定などを把握し、現行計画の点検評価及び第3次計画の方向性の検討に活用する。

<調査期間>

令和元年10月～令和2年3月

<調査の方法>

- ・調査は対面によるヒアリング調査（以下、「対面調査」という）を基本とし、電話でアポイントを取った上で、事前に調査依頼文及び調査票を送付して実施した。
- ・調査対象者の意向により、対面調査が難しい場合は、郵送又は電子メールにて、個別に調査票を送付し、書面調査への協力を依頼した。

<調査対象>

- ・各産業の業界団体、市内事業者及び市民活動団体等を対象に実施した。
- ・小金井市環境市民会議については、別途各部会へのヒアリングを実施するため、本調査の対象外とした。

対象	対象者数	回答者数
業界団体等 (商業、工業、農業、観光)	5者	2者
事業者* (不動産、小売業、製造業、建設業、運輸業、通信業、エネルギー、造園業、サービス業)	19者	5者
市民活動団体** (環境全般、水環境、みどり、環境教育、ごみ、その他)	15者	10者
計	39者	17者

* 事業者：第2次計画策定後、市内の主要事業者に大きな変化はないため、前回調査対象を基本として選定し、加えて大規模開発事業者を追加。

**市民活動団体：前回調査対象の団体に加え、こがねい市民活動団体リスト掲載団体（2019年4月1日時点）において、活動分野が「環境」の団体から選定。

②調査項目（設問内容） ※結果は本編 P13 で紹介

- ・小金井市環境基本計画やその取組内容に関する認知度
- ・第2次小金井市環境基本計画策定時（平成27年度）以降の取組
- ・おおむね数年～10年後までに検討している環境保全の取組
- ・環境保全の取組を実践していく上で、現在、不足していると感じていること
- ・市の環境行政に対する意見・要望など

(3) 市民ワークショップ

① 第1回「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」(令和元年度開催)

<目的>

- ・第3次環境基本計画の将来像にできる限り市民の「思い」や「願い」を反映させるため、市民自身による環境像の検討の場を設定した。
- ・市民同士の対話を通じて、小金井市の環境の良いところ・悪いところ、過去からの変化などから、将来、小金井市がどのような環境を実現していきたいか、また、どのような環境で暮らしていきたいかなど、「目指すべき環境像」を明らかにすることを目的とした。

<開催概要>

日 時：令和元年 11月 23日(土) 13:30~16:00

場 所：小金井市役所第二庁舎 8階 801会議室

参加者：公募による市民 15名(男性 10名、女性 5名)

<当日のタイムスケジュール>

○開会・挨拶(5分)

①話題提供、進め方の説明(10分)

②グループ討議1「小金井市の環境の良いところ・悪いところ」(65分)

○休憩(15分) グループ討議①の結果を掲示、休憩中に閲覧・共有

④グループ討議2「将来に引き継いでいきたい小金井市の環境」(40分)

⑤討議結果発表、共有(15分)

○閉会(5分)



当日の様子

<グループ討議の進め方~ワールドカフェ方式を採用~>

- ・アニータ・ブラウン氏らによって1995年に開発・提唱された対話手法。カフェのようなリラックスした空間こそ、本音を出し、アイデアを産み、関係性を築くことにつながるという考え方のもと、少人数でリラックスした空間での話し合いを複数回繰り返していく手法。
- ・今回の市民ワークショップでは、話し合いを通じて「目指すべき環境像」の結論を得るのではなく、これに盛り込むべきイメージや要素を広く市民から拾い上げることを目的とした。そのため、自由な雰囲気での広い意見、新たなアイデアなどが出やすいワールドカフェ方式を採用した。

※ご意見の概要は、本編 P15~16、17 に掲載しました。

②第2回「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（令和2年度開催）

<目的>

- ・市民目線で「これなら行動できる」と思えるような行動を検討してもらうとともに、参加者にやってみよう、広めてみよう、という今後の行動・活動への意欲を高めてもらう。
- ・ワークショップで得られた結果は、環境行動指針及び環境基本計画の「市民の行動」「事業者の行動」に反映する。なお、得られた結果は、環境基本計画の中に「市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より」というミニコラムを掲載して紹介した。

<開催概要>

日 時：令和2年10月24日（土）10：00～12：00

場 所：萌え木ホール

参加者：公募による市民6名（男性2名、女性4名）

<当日のタイムスケジュール>

- 開会・挨拶（2分）
- ①話題提供、ルール説明（13分）
- ②グループ討議①「小金井市の未来の環境のためにできること」（30分）
- ③全体発表（10分）
- 休憩（5分）
- ④グループ討議②（20分）
- ⑤全体発表（5分）
- 閉会（5分）

<グループ意見交換～全体発表の進め方>

- ・3名ずつ2班に分かれて着席し、グループで討議を行った。
- ・グループ討議の後には全体発表の時間を設け、各班でどのような意見があったのかを共有した。
- ・グループ討議①では、話題提供で紹介した小金井市の環境を表す7つ分野（みどり、地下水・湧水・河川、生物多様性、生活環境、景観、循環型社会、低炭素・気候変動・適応）について、個人及び家族などの身近な人と既に実行していること、これからやってみようことを考えて付箋に記入してもらい、発表した。
- ・グループ討議②では、グループ討議①でリストアップされた行動について、「学生・若者」「子育て世代・働く世代」「シニア」「全世代」に分類してもらい、書き出した行動が全世代で実行できるか確認してもらった。次に、行動の付箋が少ない世代について、どのような活動・取組であれば参加してくれるのか、どのような行動であれば全世代に実行してもらえるのか、PR方法は何か、について班内で意見交換を行い、発表した。



グループ討議の様子（A班）



グループ討議の様子（B班）

<結果概要（主な意見）>

- ・主な意見を抜粋して紹介する。

グループ討議①

- ・両班とも「みどり」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の分野の意見が多くあげられ、「みどり」では各家庭における緑化活動、「循環型社会」ではマイバックの持参や分別、「低炭素・気候変動・適応」では節電の実行や太陽光発電の利用、といった取組が見られた。

既に実行している取組

「みどり」：農園ボランティア、庭木の植栽、農地を活用したイベント、ベランダ菜園等

「循環型社会」：食器リサイクル、生ごみのコンポスト、容器を減らすために自宅で料理する、
買いだめをしない等

「低炭素・気候変動・適応」：エアコンの利用抑制、太陽光発電の利用、LEDの使用、移動は徒歩で車はハイブリッドを使用等

これから実行したい取組

「みどり」：屋敷林を活用した取組に参加したい、未活用の農地や公園内で市民農園をやる等

「生物多様性」：子ども（小学生WSで認定した環境リーダー）が企画したイベントの実施、
多世代を通じた教育イベントの実施等

「循環型社会」：ごみ拾いのイベントをゲーム化し、楽しんで参加できるようにする等

（その他）：焚火のイベントを通じた、近隣のコミュニケーションを円滑にする取組等

グループ討議②

全世代に行動してもらうための取組アイデア

- ・市民になじみのある野川や玉川上水をもっと知る取組
- ・公園を自分の庭のように感じてみどりで遊べる空間にする
- ・誰もが一度は行く新庁舎に屋上緑化や農園、農園カフェができないか…等

興味の薄い学生・若者や時間のない働く世代を巻き込むためのアイデア

- ・学生には子ども向けイベントでサポーター役を担ってもらう
- ・子育て世代には子どもに環境意識を持たせることで親世代へ啓発する
- ・在宅勤務が増えた働く世代には通勤時間を市のための活動にあててもらう
- ・時間があるシニア層には環境活動の普及啓発のためのサポーター役に回ってもらう

取組のPR方法

全世代向け：市庁舎を活用して情報発信をする、マイボトルを携帯していれば気軽に給水できるような給水スポットの設置など、インフラ整備を進める

学生・若者向け：YouTube や SNS といったコンテンツを用いて注目を集める
情報収集しやすいような Wi-Fi スポットの導入促進

シニア層：市報から環境情報を伝える

(4) 小学生ワークショップ

- 「こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～」
(環境基本計画、みどりの基本計画で合同開催)

<目的>

- ・環境クイズへの参加や環境行動チェックリストの作成などを通じて、小金井市の将来を担う小学生に環境やみどりへの理解を深めてもらう。
- ・作成した環境行動チェックリストや収集した意見を環境基本計画及びみどりの基本計画に反映する。なお、得られた結果は、環境基本計画の中に「小学生の取組アイデア～小学生ワークショップ結果より」というミニコラムを掲載して紹介した。

<開催概要>

日 時：令和2年9月27日（日）14：00～16：00

場 所：萌え木ホール A 会議室

参加者：親子14組（子ども：18名、保護者：14名、計：32名）

<当日のタイムスケジュール（当初予定）>

○開会・挨拶（5分）

①アイスブレイク・導入 ～環境クイズに挑戦しよう！～（15分）

②グループ意見交換～環境のためにできることを考えてみよう！～（30分）

③全体発表 ～みんなで環境行動チェックリストを作ろう！～（20分）

○休憩（チェックリストの記入（取組状況のチェック））（15分）

④親子ワーク ～こがねい環境リーダーとして活動計画を考えよう！～（10分）

⑤まとめ ～市役所ではこんな計画を考えているよ～（8分）

○閉会（2分）

○こがねい環境リーダー認定証の授与

※当日、予定よりも①アイスブレイク・導入に時間を要したことから、④親子ワークは自宅学習とし、時間を省略した。



<意見交換～全体発表の進め方>

- ・子ども5名ずつ4班に分かれて着席した（保護者も近くに着席）。
- ・各班長（班内年長者）が、グループ意見交換時の進行役や全体発表時の発表者を務めた。
- ・グループ意見交換では、アイスブレイクで話題とした「みどり」「ごみ」「エネルギー」をテーマに、自分たちでできる環境に良い行動を考えてもらい、班内で発表した。
- ・全体発表では「みどり」「ごみ」「エネルギー」のテーマ別に、各班で出た意見を発表・集約し、環境行動チェックリストを作成した。
- ・休憩時には、取組状況チェックとして、全体発表で作成した「環境行動チェックリスト」に対して参加者自身でシールを貼ってもらった。



<結果概要>

グループ意見交換

- 各班とも、1つのテーマに偏ることなく満遍なく意見が出された。
- 1班、2班、4班では「ごみ」に対する意見が最も多く、3班では「エネルギー」に対する意見が最も多かった。
- 「みどり」については、木を植える、木を大切にする、生き物を育てる等の意見があった。
- 「ごみ」については、捨てないでもう一度使う、マイバックを持っていく、ごみを分別する、リサイクルする等の意見があった。
- 「エネルギー」については、電気をつけっぱなしにしない（必ず消す）、車の使用を減らす（自転車を使う）、外が明るい時間は電気を使わない、地球にやさしい電気を使う等の意見があった。

全体発表・取組状況のチェック

- 「ごみ」については最も意見が多く 13 の行動、次いで「エネルギー」は11の行動、最後に「みどり」は10の行動をリストアップすることができた。
- 4班全てで共通した意見もあったが、1つの班でしか出されなかった意見もあり、各班の特徴が反映された環境行動チェックリストが完成した。
- 取組状況のチェック結果を見ると、日頃の心がけの範囲で取り組める内容については、親子ともに良く取り組めている。
- しかし、「エネルギー」は、他のテーマに比べて特別な施設や設備が必要であったり、光熱水費に直結したりするなど、経済面での負担が発生する内容も多いため、「できていない」に回答が偏る取組が多くみられた。

環境行動チェックリスト～ごみ～

Vol.1

行動内容	1班	2班	3班	4班	できている	ときどきできている	できていない
ポイ捨てをしない	○						
おたひなものを買わない	○	○					
マイバックを持っていく	○	○	○	○			
食べ物を残さない	○	○	○	○			
捨てないでもう一度使う	○	○	○	○			
フスフロンクをしない (おまわり車)		○					
電池を電気式にかえる	○						
ゴミも出る量と減らさず	○						
個包装のものは買わない	○						
水を節約	○	○	○	○			
つめかえのものを買う	○	○	○	○			
ごみを分別する	○	○	○	○			
リサイクルする	○	○	○	○			

環境行動チェックリスト～みどり～

行動内容	1班	2班	3班	4班	できている	ときどきできている	できていない
木を大切に作る	○	○	○	○			
木を植える	○	○	○	○			
庭をつくる			○	○			
公園をきれいに作る			○	○			
生き物を育てる	○		○				
野菜を育てる	○		○				
木や植物の世話を する		○					
畑とれた野菜を買う	○						
花を育てる		○					
川をきれいに作る	○						

環境行動チェックリスト～エネルギー～

行動内容	1班	2班	3班	4班	できている	ときどきできている	できていない
外が明るい時間は電気を使わない	○	○	○	○			
電気をつけっぱなしにしない (必ず消す)	○	○	○	○			
地球にやさしい電気を使う	○	○	○	○			
車の使用を減らす (自転車を使う)	○	○	○	○			
木を植える、おまわり車	○	○	○	○			
おまわり車を使わない		○					
おまわり車残り湯を使う		○					
同じ部屋とすべし	○						
エアコンを使わない	○						
地域で作ったものを食べる	○						
電気自動車を使う	○						

6. 環境指標・取組指標及び目標設定の考え方

○計画推進の基盤づくり

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標/環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	3回/年 (R1年度) ※公民館主催の自然観察会2回、クリーン野川作戦1回	現状以上	各分野における自然観察会や普及啓発イベントの合算値を現状値とし、各分野における目標値の合算を本指標の目標値とした。
環境に関する講座実施回数	27回/年 (R1年度) ※出張講座24回、公民館講座1回、環境楽習館講座2回	現状以上	廃棄物分野については市内の全小学校で実施しており、子どもへの学習機会は確保されているが、事業系ごみが新可燃ごみ処理施設に搬入されていることを踏まえ、事業者等への講座実施増を目標とした。また、みどりや生物多様性の分野については公民館講座が実施されている。これらの各分野の講座実施回数の合算値を現状の数字とし、更に小学生向けの環境教育の機会を創出することも目指すが、具体的な目標回数については、現状以上とした。
環境関連施設見学会	10件/年 (R1年度)	現状以上	環境政策課の委託事業として環境施設見学会(1回)を実施しており、ごみ処理施設の見学会を小学校で実施(全小学校9校)しているため、合算値を現状値としている。可燃ごみ処理施設が新設されたことも踏まえ、教育機関等とも連携し、環境関連施設見学会の件数増加を目標値とした。
取組指標/環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14団体 (R2年度)	現状以上	登録団体において高齢化などの問題が発生しているため、各主体への支援(集会施設、保険、助成金等や市民活動を支援しているボランティア・市民活動センター及び市民協働支援センター準備室についての情報提供等)を継続実施することで活動を維持・活発化させることを目標とし、現状以上とした。
取組指標/情報発信・共有			
市報(月2回、計24回)等を用いた環境に関する情報の提供の強化	ごみ特集号 4回/年 (R2年度)	左記に加え、他分野を含む特集号の実施 1回/年	市報などを用いた環境情報の発信を強化するため、特集号などにより環境情報に特化した記事の発刊を目標とした。

○基本目標 1 : みどりを守り、つくり、育てる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方																																				
環境指標																																							
緑被率	30.2% (R1年度)	28%	<p>生産緑地の減少等想定される各種要因を考慮の上、調査を開始した平成 10 年度以降の傾向から回帰モデルを作成し、10 年後(令和 12 年度)の緑被面積及び緑被率を予測。予測結果に緑被面積の創出・保全により確保可能な面積を検討し、減少を抑制する方向で目標値を設定した。</p> <p>※端数処理のため、年度緑被面積及び確保可能面積の総計値と内訳の合計(小数第 2 位)は一致しない。</p> <p>●緑被面積及び緑被率の予測</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡 例</th> <th>令和元 (2019) 年度緑被面積 (実績値) (ha)</th> <th>令和 12 (2030) 年度緑被面積 (予測値) (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木・樹林地</td> <td>207.05</td> <td>192.30 (▲14.75)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>65.66</td> <td>62.76 (▲2.90)</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>68.07</td> <td>41.52 (▲26.55)</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>340.79</td> <td>296.59 (▲44.20)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●緑被面積の創出・保全により確保可能な面積の試算結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>確保可能 面積 (ha)</th> <th>備考 (試算条件など)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【創出】 宅地開発等指導要綱における中高層建築建設に伴う公園・緑地設置条項の強化(設置面積増加)</td> <td>0.13</td> <td>・過去 10 年間(平成 19(2007)-29(2017)年)における中高層建築物の増加量より試算</td> </tr> <tr> <td>【創出】 都市計画公園の整備</td> <td>2.80</td> <td>・今後 10 年間の都市計画公園(都立公園含む)の整備予定面積を合算</td> </tr> <tr> <td>【創出】 緑化指導に関する規定による中小規模開発への緑化指導強化(対象とする開発行為の面積等要件の緩和)</td> <td>5.38</td> <td>・他市事例を参考に、「敷地面積 200m² 以上の建築行為においては、敷地面積 20%を緑化」することを想定し、試算 ・本市における過去 10 年間の敷地面積 200m² 以上の戸数増加量を調査し、試算</td> </tr> <tr> <td>【保全】 環境配慮基準による既存樹木の保全割合の基準設定</td> <td>7.48</td> <td>・他市事例を参考に、「住居専用地域及び住居地域における開発行為時に既存樹木の 30%以上を保全」することを想定し、試算 ・過去 10 年間における住居専用地域及び住居地域の緑被面積の減少量を試算し、そのうち 30%を保全した場合の緑被面積を試算</td> </tr> <tr> <td>【保全】 生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報支援など</td> <td>4.18</td> <td>・生産緑地所有者に対する特定生産緑地への意向確認調査にて、回答が「検討中」と「未回答」となっている人へは、今後、普及啓発などにより特定生産緑地に指定できる見込みと仮定し、その面積を集計</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>19.96 (約 20) ha</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例	令和元 (2019) 年度緑被面積 (実績値) (ha)	令和 12 (2030) 年度緑被面積 (予測値) (ha)	樹木・樹林地	207.05	192.30 (▲14.75)	草地	65.66	62.76 (▲2.90)	農地	68.07	41.52 (▲26.55)	総計	340.79	296.59 (▲44.20)	取組	確保可能 面積 (ha)	備考 (試算条件など)	【創出】 宅地開発等指導要綱における中高層建築建設に伴う公園・緑地設置条項の強化(設置面積増加)	0.13	・過去 10 年間(平成 19(2007)-29(2017)年)における中高層建築物の増加量より試算	【創出】 都市計画公園の整備	2.80	・今後 10 年間の都市計画公園(都立公園含む)の整備予定面積を合算	【創出】 緑化指導に関する規定による中小規模開発への緑化指導強化(対象とする開発行為の面積等要件の緩和)	5.38	・他市事例を参考に、「敷地面積 200m ² 以上の建築行為においては、敷地面積 20%を緑化」することを想定し、試算 ・本市における過去 10 年間の敷地面積 200m ² 以上の戸数増加量を調査し、試算	【保全】 環境配慮基準による既存樹木の保全割合の基準設定	7.48	・他市事例を参考に、「住居専用地域及び住居地域における開発行為時に既存樹木の 30%以上を保全」することを想定し、試算 ・過去 10 年間における住居専用地域及び住居地域の緑被面積の減少量を試算し、そのうち 30%を保全した場合の緑被面積を試算	【保全】 生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報支援など	4.18	・生産緑地所有者に対する特定生産緑地への意向確認調査にて、回答が「検討中」と「未回答」となっている人へは、今後、普及啓発などにより特定生産緑地に指定できる見込みと仮定し、その面積を集計			19.96 (約 20) ha
凡 例	令和元 (2019) 年度緑被面積 (実績値) (ha)	令和 12 (2030) 年度緑被面積 (予測値) (ha)																																					
樹木・樹林地	207.05	192.30 (▲14.75)																																					
草地	65.66	62.76 (▲2.90)																																					
農地	68.07	41.52 (▲26.55)																																					
総計	340.79	296.59 (▲44.20)																																					
取組	確保可能 面積 (ha)	備考 (試算条件など)																																					
【創出】 宅地開発等指導要綱における中高層建築建設に伴う公園・緑地設置条項の強化(設置面積増加)	0.13	・過去 10 年間(平成 19(2007)-29(2017)年)における中高層建築物の増加量より試算																																					
【創出】 都市計画公園の整備	2.80	・今後 10 年間の都市計画公園(都立公園含む)の整備予定面積を合算																																					
【創出】 緑化指導に関する規定による中小規模開発への緑化指導強化(対象とする開発行為の面積等要件の緩和)	5.38	・他市事例を参考に、「敷地面積 200m ² 以上の建築行為においては、敷地面積 20%を緑化」することを想定し、試算 ・本市における過去 10 年間の敷地面積 200m ² 以上の戸数増加量を調査し、試算																																					
【保全】 環境配慮基準による既存樹木の保全割合の基準設定	7.48	・他市事例を参考に、「住居専用地域及び住居地域における開発行為時に既存樹木の 30%以上を保全」することを想定し、試算 ・過去 10 年間における住居専用地域及び住居地域の緑被面積の減少量を試算し、そのうち 30%を保全した場合の緑被面積を試算																																					
【保全】 生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報支援など	4.18	・生産緑地所有者に対する特定生産緑地への意向確認調査にて、回答が「検討中」と「未回答」となっている人へは、今後、普及啓発などにより特定生産緑地に指定できる見込みと仮定し、その面積を集計																																					
		19.96 (約 20) ha																																					

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
みどりの豊かさ(樹林、街路樹、公園等)に関する満足度	72% (R1年度)	80%	令和元年度の市民意識調査の満足度をもとに、施策の実施により市民の満足度が向上し「市民全体の8割がみどりの豊かさ」に満足している」ことを目標とした。
取組指標/1.1 みどりの保全			
環境保全緑地の指定面積	環境緑地： 4.78ha (R1年度)	現状維持	制度の周知の進捗、制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。大幅な増加は見込めないが、引き続き環境保全緑地の指定を継続し保全を図ること、緑地をできるだけ減らさないことが重要であると考え、現状維持とした。
保存樹木の指定本数	保存樹木： 842本 (R1年度)	現状より増加	制度の周知の進捗、保存樹木制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。近年、大学などの保存樹木指定が進んでおり、今後も指定拡大を図るため、現状より増加とした。
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積(民営を含む)	市民農園： 5農園、 4,060.37㎡ 体験型市民農園： 2農園 4,489.46㎡ (R1年度)	現状より増加	農地の保全策のひとつとして、市民農園の運営及び民営による体験農園の運営促進を施策として推進するため、みどりの保全の指標として設定した。具体的な面積の想定は難しいことから、現状より増加とした。
取組指標/1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	86.86ha (R1年度)	現状より増加	公有地の緑化努力量の指標として設定した。公園の統廃合なども予定しているが、今後10年間で整備予定の都市公園もあるため、現状より増加とした。
取組指標/1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市計画公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井 けやき公園で実施 (R1年度まで)	100%	市民参加の進み具合を図る指標として設定した。「小金井市公園等整備基本方針」では公園整備に市民が参加しやすい機会づくりを行うとしており、整備を伴う場合は必ず市民参加で検討することを目標とした。

○基本目標 2 : 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定 (R1 年度まで)	現状から低下しない	地下水位は雨量に影響されることから、毎年同時期の長期的な傾向で評価するものとした。
湧水の水量	測定地点数：4 地点 全地点の合計：870L/分 (R1 年度)	現状から減少しない	湧水量は雨量に影響されることから、毎年同時期の長期的な傾向で評価するものとした。
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L ②BOD：0.5mg/L (R1 年度)	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準 (A 類型相当)※を達成 ※①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下	生活環境保全上で維持することが望ましい環境基準とする。野川には D 類型が設定されているが、現状で A 類型相当であるため、これを維持することとした。
湧水の水質	①硝酸性窒素： 5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン ④1-1-1-トリクロロエタン ②～④定量下限値未満 (R1 年度)	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※①10mg/L 以下、 ②0.01mg/L 以下、 ③0.01mg/L 以下、 ④1mg/L 以下	湧水に関する水質基準はないが、湧出部での採水測定であるため地下水環境基準を適用した。
取組指標/2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査 (湧出量、水質、水生生物)：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 (R1 年度)	調査頻度、地点数について現状維持又は拡充	水環境モニタリングは今後も継続が必要であり、頻度や地点は多ければ詳細な実態把握が可能だが、今後の予算措置が未定であり、必要最低限の水準として左記の目標とした。
雨水浸透ますの設置数 (単年度)	2,044 基 (R1 年度)	毎年 2,000 基以上	過去 10 年間 (平成 22～令和元年度)の実績 (2,014～2,560 基)を踏まえた目標値とした。
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト： 53m ² 透水性インターロッキングブロック：計 1,884m ² (R1 年度)	(設定しない)	単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが、実績値の把握は継続する。
取組指標/2.2 河川環境の保全			
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：1 回/年 公民館講座：1 回/年 (R1 年度)	現状以上	クリーン野川作戦や公民館講座などについて、頻度を増やすことが重要だが現時点で具体目標値の設定が困難であるため、目標上限を設定せず現状以上とした。

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（R1 年度）	年間 10 件以上	過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2～23 件）を踏まえた目標値とした。
市民 1 人当たり配水量	292L/（人・日） （H30 年度）	現状より増えない	水資源の有効利用の観点で指標として設定した。全国平均値（297～299L/（人・日）（平成 26～30 年度））と同水準であるため、現状より増加しないとした。
震災対策用井戸数	38 か所（R1 年度）	現状維持若しくは増加	1 か所でも増やす方が防災上重要であるが、老朽化などにより廃止されていく可能性もあり、新設ではなく既存井戸の震災対策用井戸としての活用を重視することから、現状維持若しくは増加とした。

○基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
生物多様性の認知度（意識調査）	－	75%	市民の3/4が生物多様性について知っていることを目標とした。また、国の2020までの目標値75%（平成26年実績は46.4%）も目安とした。
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8% (R1年度)	55%	令和元年度の市民意識調査の生き物との親しみやすさに関する満足度に関して、5～6年前と比べて「よくなった」という回答が5%であった。10年後には10%が「よくなった」と回答することを目指し、目標値を設定した。
取組指標/3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	－	作成(令和7年度)	調査などにより生物多様性の実態を把握した成果を明確にするため、リストの作成を指標に設定した。
取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回 ※公民館における講座1回、公民館主催の自然観察会2回、クリーン野川作戦における自然観察会等1回 (R1年度)	市主催の普及啓発：5回/年以上	生物多様性の取組を推進するに当たっては、まず生物多様性について知ってもらうことが重要であるため、普及啓発ができていくかどうかを測る指標として設定した。生物多様性は対象が幅広い分野であるが、指標としての分かりやすさ、把握のしやすさを考慮し、「生物多様性」「外来種」「動植物」をテーマとした市民向け講座・活動・調査や「自然観察会」、自然再生事業に係る活動を対象とした。

○基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	現状	目標	目標設定の考え方																						
環境指標																									
大気環境基準等の達成状況	①二酸化窒素：達成（0.031ppm） ②浮遊粒子状物質：達成（0.017mg/m ³ ） ③一酸化炭素：達成（0.1ppm） ④ダイオキシン類：達成（0.015pg-TEQ/m ³ ） （いずれもH29年度）	左記項目について環境基準等 [*] を達成 ※①1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ②1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 ③1日平均値の2%除外値が10ppm以下 ④1日平均値の年間算術平均値が0.6TEQ/m ³ 以下	生活環境保全の上で維持することが望ましい大気環境基準等の長期的評価とした。 （なお、98%値とは、年間にわたる1時間値の1日平均値の小さい方から並べて98%目に相当するもの、2%除外値とは、高い方から2%の範囲にあるものと定義される）																						
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼夜間ともに達成 新小金井街道：昼夜間ともに達成 東八道路：昼夜間ともに達成 （いずれもH29年度）	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 （5地点とも昼間70dB、夜間65dB）	生活環境保全の上で維持することが望ましい騒音環境基準などとした。																						
取組指標/4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策																									
低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合	<ul style="list-style-type: none"> ■低排出ガス認定車 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小型四輪貨物</td><td>48.4%</td></tr> <tr><td>小型四輪乗用</td><td>79.3%</td></tr> <tr><td>小型乗合(29人以下)</td><td>36.7%</td></tr> <tr><td>普通貨物</td><td>35.2%</td></tr> <tr><td>普通乗合(30人以上)</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>普通乗用</td><td>72.3%</td></tr> <tr><td>総計</td><td>73.8%</td></tr> </table> ■電気自動車 普通乗用：0.2% ■燃料電池自動車 普通乗用：0.02% ■ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小型四輪貨物</td><td>0.004%</td></tr> <tr><td>小型四輪乗用</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>普通乗用</td><td>11.0%</td></tr> <tr><td>総計</td><td>19.7%</td></tr> </table> ■天然ガス自動車(CNG車) 該当なし <p>※一般財団法人自動車検査登録情報協会データによる。登録車両のうち、「使用者住所」が小金井市のものを抽出し、普通乗用車、小型四輪乗用車、普通貨物車、小型四輪貨物車、トレーラ、普通乗合車、小型乗合車について集計した。</p>	小型四輪貨物	48.4%	小型四輪乗用	79.3%	小型乗合(29人以下)	36.7%	普通貨物	35.2%	普通乗合(30人以上)	33.3%	普通乗用	72.3%	総計	73.8%	小型四輪貨物	0.004%	小型四輪乗用	8.7%	普通乗用	11.0%	総計	19.7%	（設定しない）	「次世代自動車戦略」（平成21年5月）における次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル）の国内乗用車の普及目標（2030年度）が50%～70%である。次世代自動車の普及は大気汚染対策としても有効であるため、この目標を念頭におきつつ、現状を踏まえて具体的な取組を検討・見直していくため、取組指標として設定した。脱炭素に向けた次世代自動車に係る動きが今後更に変化することが想定されることから、現時点で具体的な目標は設定しない。今後、5年ごとを目途に現状を把握し、時点の国や都の目標と比較した上で、具体的な取組を見直していく。
小型四輪貨物	48.4%																								
小型四輪乗用	79.3%																								
小型乗合(29人以下)	36.7%																								
普通貨物	35.2%																								
普通乗合(30人以上)	33.3%																								
普通乗用	72.3%																								
総計	73.8%																								
小型四輪貨物	0.004%																								
小型四輪乗用	8.7%																								
普通乗用	11.0%																								
総計	19.7%																								

○基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	46% (R1年度)	55%	<p>景観の良さについては個人差があるため、数値ではなく市民の満足度（個人が思う景観の良さを満たしているか）を指標とした。</p> <p>第5次基本構想・前期基本計画策定時の意識調査では景観に係る質問事項がなかったため、第3次環境基本計画策定に当たって実施した市民アンケートにおける「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足+やや満足の合計値を使用した。</p> <p>目標については、不満と答えた5.8%を10年後には取り込みたいとの思いと、みどりの満足度の目標設定が高めであることを踏まえ、景観の満足度は10年後10%増となる「55%」を目指した。</p>
取組指標/5.1 景観の保全・活用			
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進 (R2年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること 	<p>目指す姿に向けて毎年整備を進めているものの、国、都とも調整が必要となることから、計画通りに整備を進めることを前提とし、玉川上水・小金井桜整備活用推進委員の視察で確認している事項を目標とした。</p>
取組指標/5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター等登録者数	308名 (R1年度)	410名	<p>会員の高齢化が進み、若い世代の呼び込みなどにより、新たな会員を増やしながら新陳代謝を行う必要がある。</p> <p>現状値より約100名増加することを目標とした。</p>

○基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	369g/（人・日） （R1 年度）	355g/（人・日）以下	小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月）で目指す目標と整合。 前計画では基準年度（平成 25 年）の 396 g/（人・日）に対し、令和 6 年に 356 g/（人・日）まで排出量を抑えることを目標としている。令和 2 年度の改訂では、令和 12 年時点の目標として、前計画の目標値以下で実効性の高い値として 355g/（人・日）が設定されている。
取組指標/6.1 発生抑制を最優先とした 3R の推進			
食品ロス削減推進 協力店・事業所認定 店舗数	11 店舗 （R2 年度）	20 店舗	令和 2 年度より実施された認定制度であり、今後の普及啓発のために具体的な数値を設定すべく、年 1 店舗の増加を目標に「20 店舗」とした。 なお、事業系ごみが新可燃処理施設に運搬され始めているため、今後組成調査の結果を受けて、店舗当たりの生ごみ量の算出などから事業系ごみの削減目標の検討がすすむ可能性がある。

○基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO ₂ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年度比 26.0%削減 (260.6 千 t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年 (温室効果ガス排出量 352.1 千 t-CO ₂) を基準年とし、以下の考え方により算出している。 ①基準となる 2013 年の排出量 (352.1 千 t-CO ₂) ②今後追加的な対策を行わない場合 (現状維持ケース) の削減見込量 (7.3 千 t-CO ₂) ③国等と連携して進める各種省エネルギー対策による削減見込量 (44.0 千 t-CO ₂) ④電気の CO ₂ 排出係数の低減による削減見込量 (38.3 千 t-CO ₂) ⑤市独自の取組による削減効果 (2.0 千 t-CO ₂) 削減量 = ② + ③ + ④ + ⑤ = 91.5 千 t-CO ₂ ⑥ 削減率 = (② + ③ + ④ + ⑤) / ① = 26.0% 2030 (令和 12) 年度排出量 = ① - ⑥ = 260.6 千 t-CO ₂
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年度比 17.0%削減 (2,829TJ)	温室効果ガス排出量の削減目標及び「長期エネルギー需給見通し」(経済産業省) に示された 2030 年度における電気の CO ₂ 排出係数 (0.37kg-CO ₂ /kWh) を踏まえて設定した。
意識調査における「適応」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6% (R1 年度)	市民、事業者ともに 50%以上	内閣府の平成 28 年度世論調査では、「知っていた」とする者の割合が 47.5% (「内容までよく知っていた」4.3% + 「大体知っていた」43.2%) であるため、少なくとも現状の全国レベルまで引き上げるという目標を設定した。
取組指標/7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件 (R1 年度)	補助額相当の件数を達成	予算まで補助総額が達していないという現状から、十分に制度を周知できており、市民が導入を進めていることを確認するための指標、目標として設定した。
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件 (R1 年度)	累積件数が増加	制度が周知できており、利用されているかどうかを確認するための指標として設定した。 省エネ改修は頻りに実施されない可能性もあることから、目標値を設定せず、累積件数が増加とした。
省エネチャレンジ事業参加数	-	市民 (事業者含む) 750 件	市民及び事業者に対してエネルギー消費の削減量に応じたインセンティブの付与を行う新規制度を設立する。目標値については、10 年後の累積件数とする。

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標/7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット 創出状況	3箇所 (R2年度まで)	現状の箇所数以上	実績を把握しやすい取組として指標を設定した。クールスポットの内容や設置場所、想定される効果、設置場所との協力関係、予算など、今後検討すべきことが多いものの、設置場所を増やしていくことが重要である。

7. 計画案に対するパブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集対象

- ・市内に在住・在勤・在学する方
- ・市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

(2) 意見募集期間

令和2年12月4日（金）～令和3年1月4日（月）

(3) 原案の配布・閲覧場所など

- ・市所管の下記施設のほか、市の公式ホームページで公開した。
 - 環境政策課（市役所第二庁舎4階）
 - 小金井市環境配慮住宅型研修施設
 - 図書館本館
 - 総合体育館
 - 婦人会館
 - 情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）
 - 市役所第二庁舎1階受付
 - 公民館各館
 - 保健センター
 - 栗山公園健康運動センター
 - 東小金井駅開設記念会館
- ・令和2年12月11日（金）～12月25日（金）には、市役所第二庁舎1階に計画概要パネルを展示した。
- ・同時期にパブリックコメントを実施した小金井市みどりの基本計画、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の概要パネル及びフォトコンテスト入賞作品と併せて展示した。



(4) 意見の提出方法

配布・閲覧場所に備え付け、又は市公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールで環境政策課へ提出する方法とした。

(5) 検討結果の公表

寄せられたご意見など（原則として住所・氏名を除く）及び検討結果とその理由については、令和3年3月26日、市の公式ホームページに公表した。

(6) 実施結果（提出人数・延べ意見数）

提出人数は11名（団体）、延べ意見数は38件であった。

8. 地下水湧水専門家会議の提言

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の第17条に基づき「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を「小金井市環境基本計画」の中に定めるため、平成17年に学識経験者4名で構成する「小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議」が設置され、同年6月8日、市長に次のような提言が行われました。

本提言の内容は、現在においても、市内の地下水・湧水を保全していく上で必要な観点や取組であることから、本計画においても引き続き掲載するものです。

小金井の地下水・湧水を保全するための提言（平成17年6月）

■総合的・計画的な保全の取組の必要性

- 野川及び玉川上水は、市内の地下水・湧水と深く関係し、これらは小金井市におけるビオトープネットワークの重要な自然生態系を形成しているものの一つです。水循環システムの保全は生態系の保全や水文化を創造する視点から総合的・計画的に進める必要があります。
- 災害用水、防火用水、環境用水としての地下水の保全・利用の観点も必要です。利用においては水量の回復が大きな課題となっており、その方策としては、雨水の地下浸透促進が重要です。水量の回復は、生態系の回復、水質保全、ヒートアイランド現象の緩和にもつながります。平常時及び災害時の飲料水としての利用では、水質の保全が重要です。
- 地下水、湧水の保全施策は、地下水の仕組みや現況を十分理解したうえで検討・実施することが必要ですが、現状では明らかになっていないことが多いため、地下水の観察やモニタリングを行う必要があります。
- 地下水、湧水のモニタリングや保全活動には、市民の参加・協働が不可欠であり、市民の地下水に対する関心や理解を深めながら、保全活動を広げていくことが大切です。

■市民参加によるモニタリングなど

- 地下水・湧水の定期的・継続的な観察やモニタリングを行う必要があります。国や都の定めるモニタリング項目にとどまらず、市独自のモニタリングも必要です。地下水位、地下水の流れの方向、地下水脈、湧水量・水質、野川水量、井戸の分布地点、水位、水質、水脈、使用状況などを調査する必要があります。
- 調査は市民参加で行います。市民や大学研究機関などと協働することにより、行政のみで行うより広範で多様なモニタリングが可能になるからです。また調査やモニタリングへの参加には大きな啓発効果があり、多くの市民に地下水に対する関心を持ってもらうことにもつながります。
- 啓発においては、市民が「地下水」を実感できる工夫や、明確な保全目標を示すことが大切です。
- 例えば、市で地下水位計を設置し、地下水位を「本日の地下水位」として、毎日、市役所等の公共施設で広報・掲示し、市民の地下水に対する意識を高めることも大切です。また、市民参加で井戸の分布調査を行って井戸台帳を作成し、分布を把握した後は、「身近な井戸の一斉調査」などを企画し、定期的に市民参加による水位や水質等の一斉調査を行うことも必要です。

■ 雨水浸透の促進

○湧水の保全や野川の水量を回復し、地下水・湧水を利用し続けるためには、降った雨をできるだけ地下に浸透させ地下水を涵養しなくてはなりません。その具体的な方法として大切なのは以下の4点です

- ①市域における浸透ます等の設置を今後も積極的に進めること
- ②浸透能力の高い緑地・農地等を保全・拡大すること
- ③下水に流れ込む雨水量を減らすこと－雨水浸透施設は、処理場の負担を軽減する効果もあるので、小金井市域より下水に流入する雨量を把握し、設置効果を検証すること
- ④地下水の涵養域にあたる上流地域に対して、浸透施設の設置を働きかけていくこと

■ 災害時にも利用できる体制づくり

○災害時に地下水を利用するためには、日常から井戸台帳を整備し、水質を管理したり、井戸等を使い続けてみずみちを確保しておいたりすることが必要です。そのためにも、地下水の重要性を、井戸の所有者や市民に認識してもらうことが大切です。



震災対策用井戸



貫井神社の湧水

9. 水収支推計の算定根拠

(1) 推計対象とした水収支要素

推計対象とした水収支要素は以下のとおりである。推計値は年度値である。

表- 1 推計対象とした水収支要素

区分	記号	水収支要素 ^{※1}	内容（定義）
家庭や事業所の水利用 ^{※1}	A1	地下水揚水量（上水道）	市内の水道施設で地下水層から汲み上げる水量
	A2	地下水揚水量（事業所）	市内の事業所が自らの井戸から汲み上げる水量
	A3	市外からの受水量（上水道）	市外から供給される水量（多摩川や利根川の河川水）
	A4	配水量	浄水場などの施設から出ていく水量
	A5	水道管からの漏水量（地下浸透）	地中埋設された水道管などより漏水し地下へ浸透する水量
	A6	水道給水量	漏水を考慮後、個人や事業所に給水される量（=A4 - A5）
降雨や蒸発散	B1	降雨量	市域の降雨量
	B2	蒸発散量	市域の蒸発散量
	B3	有効降雨量（地表面滞留）	地表面に滞留 ^{※2} し河川や下水道への流出（D）又は地下浸透（C、E）する水量（=B1 - B2）
雨水浸透施設	C1	浸透ますによる浸透量	浸透ますから地下水系へ浸透する水量
	C2	浸透管による浸透量	浸透管（トレンチ）から地下水系へ浸透する水量
	C3	浸透人孔による浸透量	浸透人孔（マンホール）から地下水系へ浸透する水量
地表面からの流出・浸透	D	地表面からの流出量	地表面から河川や下水道へ流出する水量
	E	地表面からの地下浸透	地表面から地下水系へ浸透する水量（ただしCを除く）
市域外からの流出入	F	玉川上水からの浸透量	玉川上水から地下水系へ浸透する水量 ^{※4}
下水 ^{※3}	G1	下水のうち汚水量	家庭や事業所から下水道を經由して下水処理場へ到達する水量
	G2	下水のうち雨水量	下水処理場へ到達する下水量のうち合流式下水道などから混入する雨水の量
湧水	H	湧水からの湧出量	市域からの湧水湧出量

※1 水利用のうち、個人等の浅井戸における地下水揚水量は、データ入手困難であるためゼロとした。なお、水収支全体への影響は小さいと考えられる。

※2 「滞留」とは長時間地表面に溜まるという意味ではなく、地表面から浸透又は流出する分という意味で使用。

※3 下水道からの地下浸透量は、所管課へのヒアリングを踏まえゼロとした。

※4 玉川上水は武蔵野台地の尾根部を通っていることから、玉川上水と地表面との水収支は、玉川上水からの地下浸透のみ（地表面から玉川上水への流入は生じない）と仮定した。

以下の要素は、流域等の水収支を考える上で重要なものであるが、推計に活用できるデータ（観測データ、統計データ等）がないこと、簡易的な推計が困難であることなどから、推計の対象外とした。

- 市域を境界条件としたときの、地下水層を経由した隣接自治体との地下水移動量
- 河川や水路など（野川他）からの流入量・流出量*

※ただし、市域に降った雨の地表面流出量分（Dの一部）、玉川上水からの浸透量（F）は推計対象としている。

（2）各要素の推計方法

各要素の推計方法を以下に示す。推計対象期間は、前計画における推計対象時期（平成 15 年）との連続性、全ての要素についての最新データの取得状況を踏まえ、平成 15 年度～平成 29 年度とした。

A1：地下水揚水量（上水道）

推計の考え方	・市内において上水道用に地下水を揚水しており、東京都 ^{※1} から市へ報告される地下水揚水量データを基に推計。
推計式 [m ³ /年]	= 地下水揚水量（上水道）の日平均値 ^{※1} [m ³ /日] × 年間日数 [日/年]

※1 庁内データ「地下水揚水量報告書」より。なお、水道事業は平成 24 年度に東京都へ移管されており、元データは東京都で把握している。

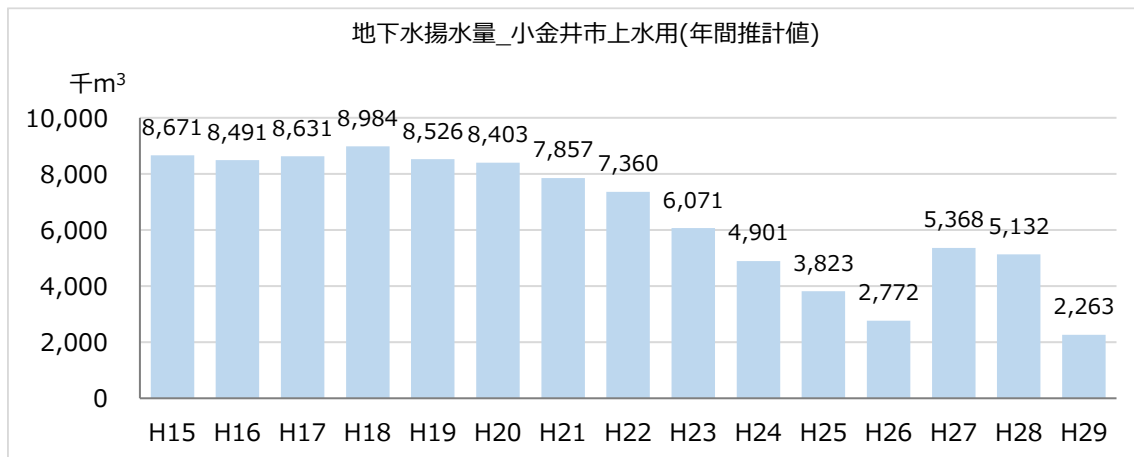


図- 1 地下水揚水量（上水用）

A2：地下水揚水量（事業所等）

推計の考え方	・事業所等 ^{※1} から本市へ報告される地下水揚水量データを基に推計。
推計式 [m ³ /年]	= Σ（各事業所における地下水揚水量の日平均値 ^{※1} [m ³ /日]） × 年間日数 [日/年]

※1 庁内データ「地下水揚水量報告書」より。

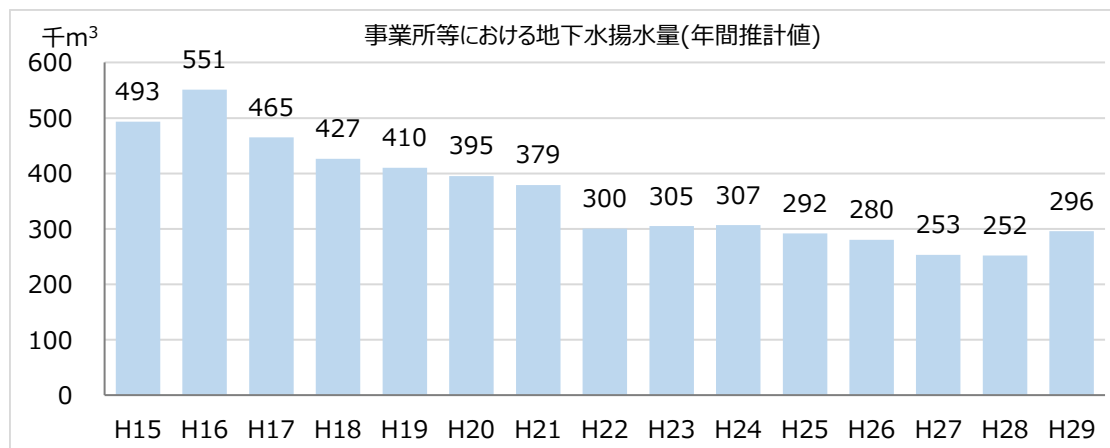


図- 2 事業所等における地下水揚水量

A3 : 市外からの受水量 (上水道)

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水量 (A4) と地下水揚水量 (A1) との差とした。 ・ なお、表流水源としては多摩川水系と利根川水系がある。
推計式 [m³/年]	$= \text{市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量」}^{\ast 1} - \langle \text{A1 : 地下水揚水量 (上水道)} \rangle \text{ [m}^3\text{/年]}$

※1 「配水量」は、市外からの「補給水量」と市内で汲み上げられる「地区水量」の合計。「地区水量」はおおむね「地下水揚水量 (A1)」と一致する。

A4 : 配水量

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量^{※1}」とした。
推計式 [m³/年]	$= \text{市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量」 [m}^3\text{/年]}$

※1 「配水量」は、市外からの「補給水量」と市内で汲み上げられる「地区水量」の合計。

A5 : 水道管からの漏水量 (地下浸透)

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水率のデータ (東京都平均) を踏まえ推計した。 ・ 漏水量は地下水系へ浸透するものとした。
推計式 [m³/年]	$= \langle \text{A4 : 配水量} \rangle \text{ [m}^3\text{/年]} \times \text{漏水率}^{\ast 1}$

※1 「東京都の漏水防止 (平成 30 年度版)」(東京都) より設定した。なお、漏水率は 2~5% (平成 15~29 年) の範囲である。

A6 : 水道給水量

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水量 (A4) から上水道漏水量 (A5) を差し引いた。
推計式 [m³/年]	$= \langle \text{A4 : 配水量} \rangle \text{ [m}^3\text{/年]} - \langle \text{A5 : 水道管からの漏水量 (地下浸透)} \rangle \text{ [m}^3\text{/年]}$

B1 : 降雨量

推計の考え方	・本市に最寄りの地域気象観測所である府中地域気象観測所のデータを使用した。
推計式 [m ³ /年]	= 年間降雨量 [mm/年] × 市域面積 [km ²] × 1,000

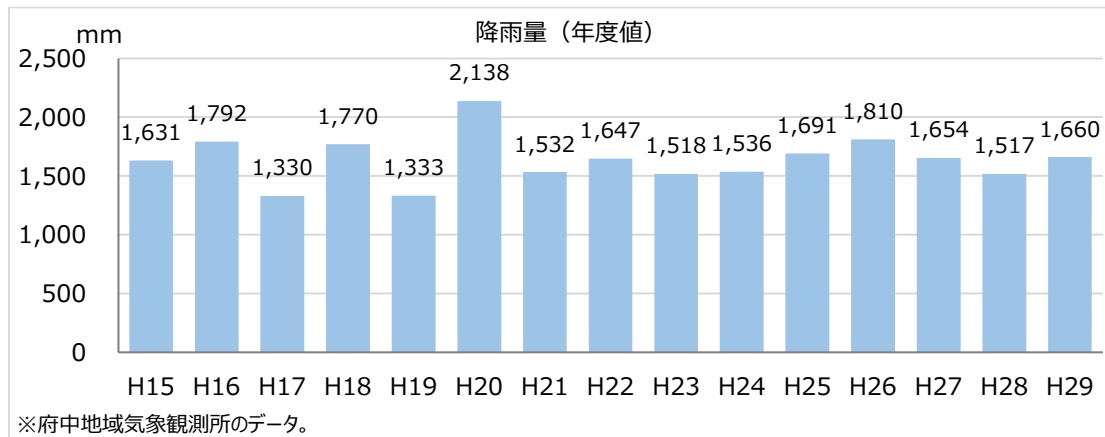


図- 3 年間降雨量

B2 : 蒸発散量

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ Thornthwaite (ソーンズウェイト) 法^{※1}を用いた。 ・ 蒸発散は主に自然的な土地利用面から生じると考えられるが、本市域は蒸発散が生じにくい人工的土地利用が多いことを踏まえ、土地利用割合を考慮した補正を行った。
推計式 [m ³ /年]	$E = K \times \sum (E_{pi} \times N_i) \times \text{市域面積 [km}^2] \times 1,000$ $E_{pi} = 0.533 \times D \times (10 \times T_i / J)^A \quad \dots \text{①}$ $J = \sum (T_i / 5) 1.514 \quad \dots \text{②}$ $A = 0.000000675J + 0.0000771J^2 + 0.49293 \quad \dots \text{③}$ <p>(上記①②③は Thornthwaite 法)</p> <p>E : 土地利用を考慮した蒸発散量 [m³/年] K : 土地利用を考慮した補正係数^{※2} E_{pi} : i月の蒸発散能 [mm/日] D : 日照時間 (12 時間=1) N_i : i月の日数 [日/月] T_i : 月平均気温 (i=1~12) [°C]</p>

※1 可能蒸発散量は、Thornthwaite 法で 800~870mm/年と推計された。

※2 土地利用を考慮した補正係数は、自然的な土地利用(表- 2 参照)の割合とした。なお、人工的な土地利用においても蒸発散は生じるが、便宜的に単純化した。

表- 2 (参考) 土地利用の状況

	H14		H24		H29		①/②	
	面積①	内訳	面積	内訳	面積②	内訳		
総数 ^{※1}	1,133	—	1,132	—	1,132	—	—	
宅地	建物等 ^{※2}	569	50%	586	52%	594	52%	1.05
	庭等 ^{※2}	115	10%	118	10%	120	11%	1.05
未利用地	14	1%	14	1%	15	1%	1.10	
道路等	173	15%	182	16%	181	16%	1.05	
公園等	96	9%	99	9%	99	9%	1.03	
農用地	96	8%	76	7%	69	6%	0.72	
水面	12	1%	13	1%	12	1%	1.00	
森林	15	1%	11	1%	10	1%	0.67	
原野	5	0%	3	0%	3	0%	0.54	
その他	39	3%	31	3%	29	3%	0.75	
人工的土地利用 [※]	794	70%	813	72%	819	72%	1.03	
自然的土地利用 [※]	339	30%	319	28%	314	28%	0.92	

※1 上記の H14 年度、H24 年度値、H29 年度値は「東京の土地利用（土地利用現況調査）」（東京都）に基づく。その他の年（H15～23 年度、H25～H28 年度）は、これらを線形補完して値を設定した。

※2 宅地については、「令和元年度みどりの実態調査報告書」を参考に、住宅用地における緑被地割合を設定し、「宅地（建物）」と「宅地（庭等）」に区分した。

※3 「人工的土地利用」と「自然的土地利用」はそれぞれ以下の区分を含むものとして定義した。

人工的土地利用…宅地（建物）、未利用地、道路等、その他

自然的土地利用…宅地（庭等）、公園等、農用地、水面、森林、原野

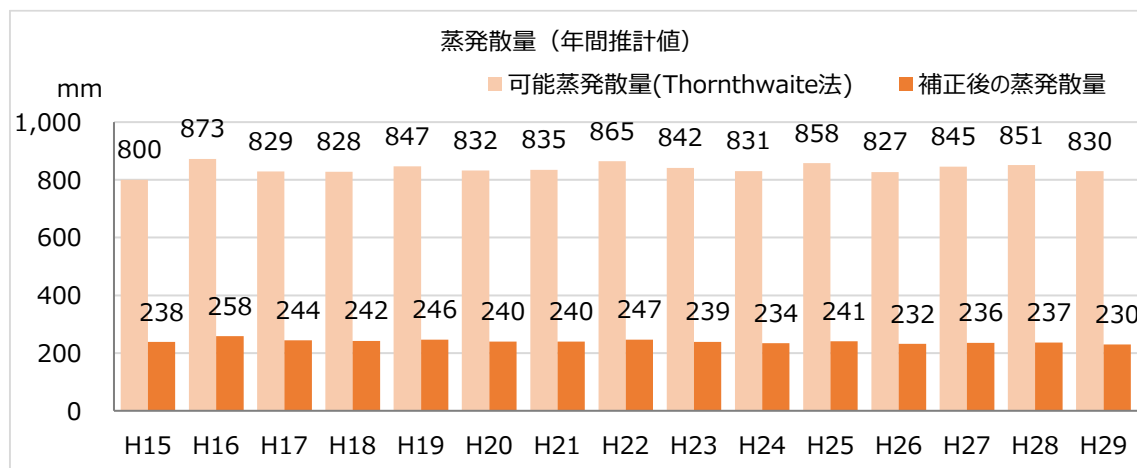
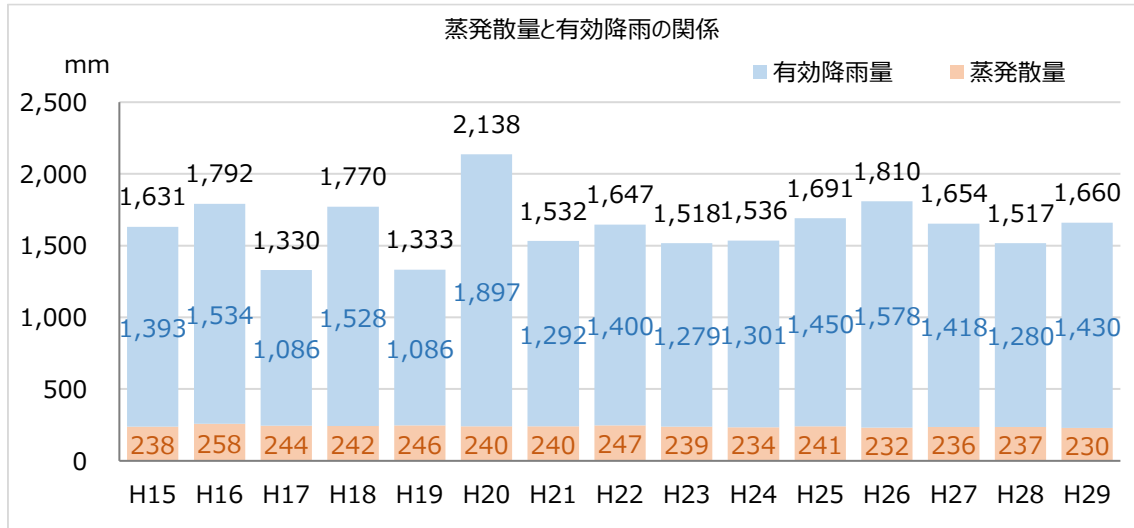


図- 4 蒸発散量

B3 : 有効降雨量

推計の考え方	・河川や下水道への流出又は地下浸透への配分を考える上で設定した要素であり、降雨量（B1）と蒸発散量（B2）の差分として定義した。
推計式 [m ³ /年]	= 〈B1 : 降雨量〉 [m ³ /年] - 〈B2 : 蒸発散量〉 [m ³ /年]



※ 本推計では蒸発散量が降雨量の11~18%となった。これについて、東京都市域を対象とする既往研究、例えば、「神田川上流域における土地利用種別毎の蒸発散及び地表面温度の推計」（古賀ら、土木学会論文集 Vol.71、No. 5）では、地表面温度や土壌水分量を考慮できるモデルを用いた蒸発散量計算を行い、降雨量に対する蒸発散量の割合を15%と推計しており、本推計のこれを大きく逸脱していないため、推計結果をおおむね妥当であると判断した。

図- 5 蒸発散量と有効降雨の関係

C1 : 浸透ますによる浸透量

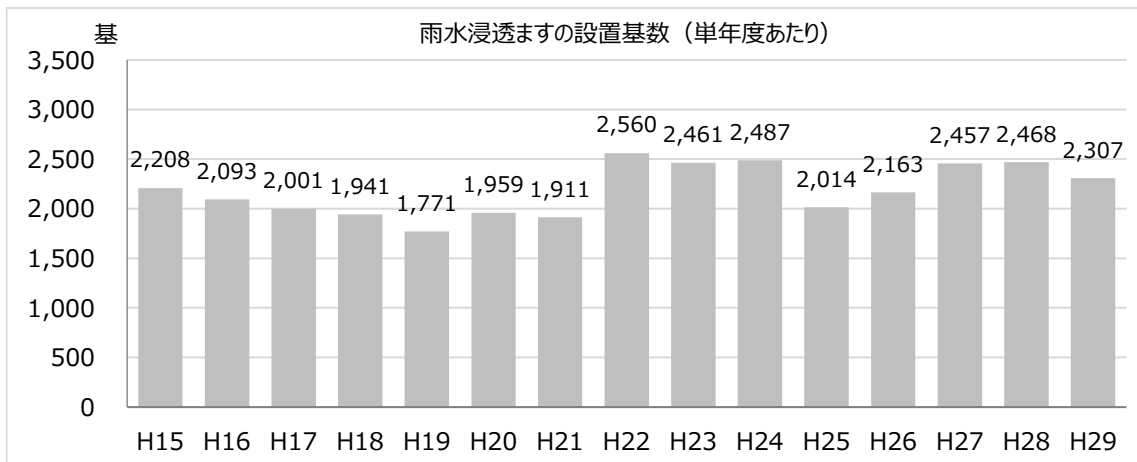
推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透ますのこれまでの設置実績、「小金井市雨水浸透施設の技術基準」における浸透ますの性能を踏まえ推計した。 ・過去に設置された浸透ますは撤去されず能力を発揮するものと仮定した。ただし目詰まりなどによる浸透能力の低下を考慮した。
推計式 [m ³ /年]	$= \langle B1 : \text{年間降雨量} \rangle [\text{mm}/\text{年}] \times 1 \text{ 基当たりの処理面積}^{\ast 1} [\text{m}^2/\text{基}] \times \text{当該年における浸透ます設置基数の累計値} [\text{基}] \times K1 \times K2 \times K3 \times 10^{-3}$ <p>K1 : 屋根等の損失を考慮した係数^{※2} (= 0.9)</p> <p>K2 : 浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数 (= \sum (浸透ますの浸透能力^{※3}を超えない時間雨量) ÷ B1)</p> <p>K3 : 能力残存率^{※4} (= 0.7)</p>

※1 1基当たりの処理面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、丸形ます300I型の値（降雨強度20mm/h対応時）である31[m²/基]を一律に設定した。

※2 屋根等の損失を考慮した係数（K1）は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」による。

※3 浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数（K2）は、95~100%（H15~H29年度）と算出された。

※4 「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き案」（国土交通省、2010年）より標準的な設置条件の値（0.7）を採用。



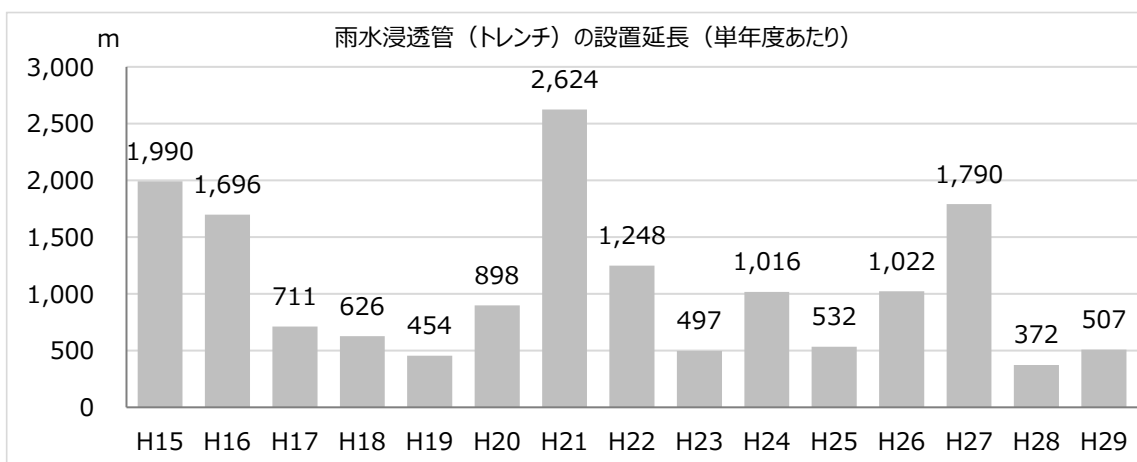
※ 計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度末時点で約 4.6 万基、平成 29 年度時点で約 7.6 万基である。

図- 6 雨水浸透ます設置基数

C2 : 浸透管による浸透量

推計の考え方	・「小金井市雨水浸透施設の技術基準」の参照、過去に設置された施設の能力継続の仮定は、C1 と同様である。
推計式 [m ³ /年]	$= \langle B1 : \text{年間降雨量} \rangle [\text{mm}/\text{年}] \times \text{単位長さ当たりの処理面積}^{\ast 1} [\text{m}^2/\text{m}] \times \text{当該年での浸透管設置延長の累計値} [\text{m}] \times K1 \times K2 \times 10^{-3}$ <p>(以下の K1、K2 は浸透ます (C1) に同じ)</p> <p>K1 : 屋根等の損失を考慮した係数 (=0.9)</p> <p>K2 : 浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数</p>

※ 1 単位長さ当たりの処理面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、管径 150mm タイプの値である 21 [m²/m] を一律に設定した。



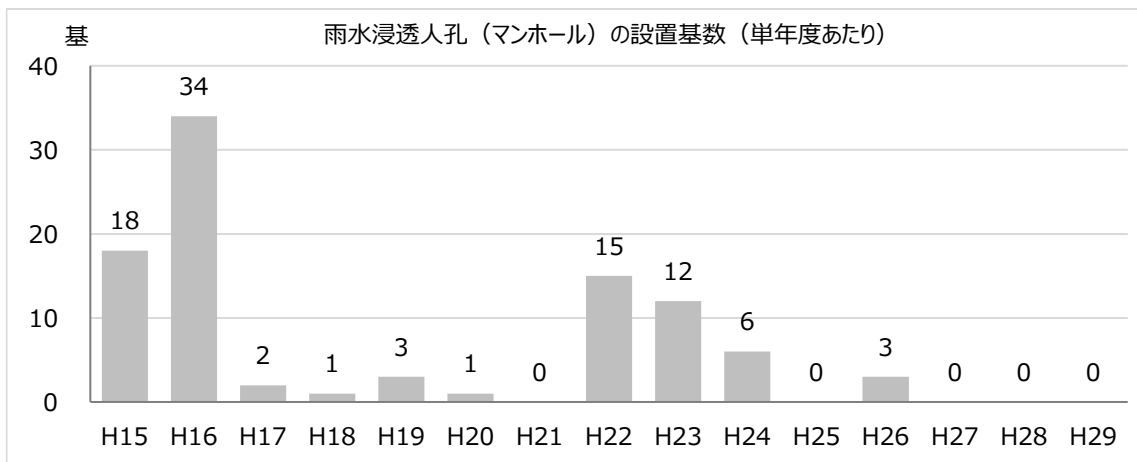
※ 計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度時点で約 36km、平成 29 年度時点で約 50km である。

図- 7 雨水浸透管 (トレンチ) 設置延長

C3 : 浸透人孔による浸透量

推計の考え方	・「小金井市雨水浸透施設の技術基準」の参照、過去に設置された施設の能力継続の仮定は、C1と同様である。
推計式 [m ³ /年]	= <B1 : 年間降雨量> [mm/年] × 1 基当たりの処理面積 ^{※1} [m ² /基] × 当該年での浸透人孔設置基数の累計値 [基] × K1 × K2 × 10 ⁻³ (以下の K1、K2 は浸透ます (C1) に同じ) K1 : 屋根等の損失を考慮した係数 K2 : 浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数

※1 1 基当たりの処理規模面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、883 [m²/基] と一律に設定した。



※ 計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度時点で 153 基、平成 29 年度時点で 230 基である。

図- 8 雨水浸透人孔（マンホール）設置基数

D : 地表面からの流出量（河川や下水道へ）

推計の考え方	・有効降雨 (B1) のうち、地表面を介して河川や下水へ流れ込む水量である。土地利用を踏まえた流出特性を考慮して推計した。 ・流出特性は、ピーク流量を求める合理式 ^{※1} で使われる流出係数の考え方を参考とした。 ・浸透施設からの浸透量が、流出量の減少に寄与するものとした。
推計式 [m ³ /年]	= K × <B3 : 有効降雨> [m ³ /年] - <C : 浸透施設による地下浸透量> [m ³ /年] K : 流出特性を考慮した補正係数 ^{※2}

※1 合理式とは、河川や下水道などのピーク流量 (m³/s) を推計するための式であり、降雨強度 (mm/h)、集水面積 (km²)、流出係数の積によって求められる。

※2 流出特性を考慮した係数 (K1) は、本市の土地利用割合と、合理式で使用される流出係数 (土地利用毎に異なる値) から市域全体の特性値として設定した。

表- 3 (参考) 流出特性を考慮した係数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
係数	0.67	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69

※ 土地利用区分に応じた流出係数は、「国土交通省河川砂防技術基準調査編」(平成 26 年 4 月) を参考に以下のとおりに設定した。

宅地 (建物等) …0.9、宅地 (庭等) …0.15、未利用地…0.8 (不透水面と仮定)、道路等…0.85、公園等…0.15、農用地…0.15、水面…1、森林…0.3、原野…0.2、その他…0.8 (不透水面と仮定)

E : 地表面からの地下浸透（浸透施設からの浸透を除く）

推計の考え方	・有効降雨量（B3）から、地表面からの流出量（D）と浸透施設による地下浸透量（C）を差し引いた残りは、地下水系へ浸透するものとした。
推計式 [m ³ /年]	= 〈B3 : 有効降雨〉 [m ³ /年] - 〈D : 地表面からの流出量〉 [m ³ /年] - 〈C : 浸透施設による地下浸透量〉 [m ³ /年]

F : 玉川上水からの地表面からの地下浸透

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の推計方法（平成 15 年）では、既存文献に基づく上下流の 2 地点間（放流口より 5km 地点～10km 地点）の流量観測値の差と玉川上水の市域内通過距離などから、市域内で浸透する水量（平成 15 年値）を求めている。 ・これら観測値データの更新が困難であることから、浸透量は平成 15 年以降も変わらないものと仮定し、従前方法による平成 15 年値を適用する。
推計式 [m ³ /年]	= 360 [m ³ /年]（平成 15 年推計値より不変）

G1 : 下水のうち汚水量

推計の考え方	・東京都から報告される下水処理量データ ^{※1} を使用した。
推計式 [m ³ /年]	= 下水処理量のうち汚水量 ^{※2} [m ³ /年]

※1 本市の下水は 3 つの処理区（野川処理区、北多摩一号処理区、荒川右岸処理区）に分かれており、いずれも東京都所管の施設で処理されるため、下水処理量などのデータは東京都からの提供となる。

※2 提供データは東京都が案分計算（ただし案分の活動量（処理区域、面積等）は不明）したものであるが、水利用量（A2+A6）の推計値とおおむね一致し、使用上問題ないと判断した。なお、汚水の混入割合は 6～7 割である。

G2 : 下水のうち雨水量

推計の考え方	・東京都から報告される下水処理量データ ^{※1} を使用した。
推計式 [m ³ /年]	= 下水処理量のうち雨水量 ^{※2} [m ³ /年]

※1 汚水量（G1）と同様、東京都から提供された値であり、全体の下水処理量を自治体面積などで案分した値である。

※2 雨水の混入割合は 3～4 割である。

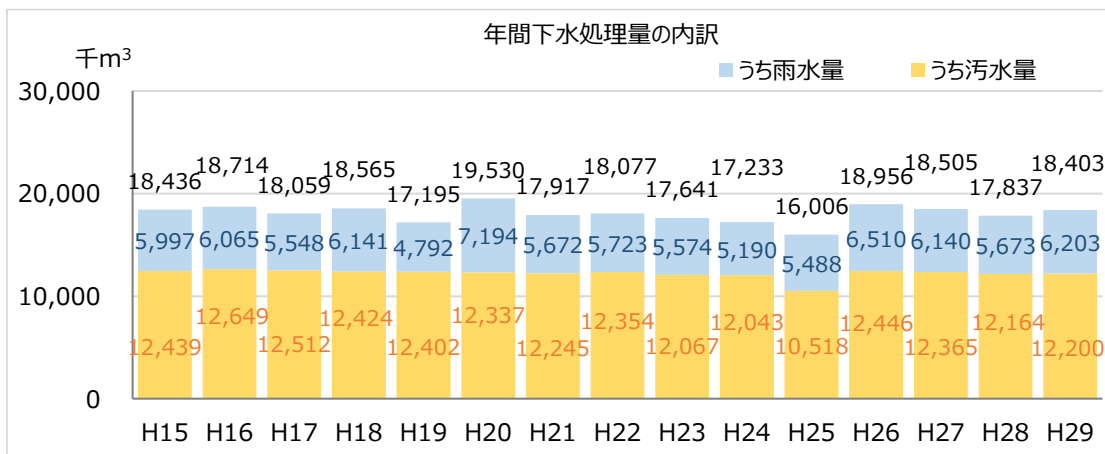
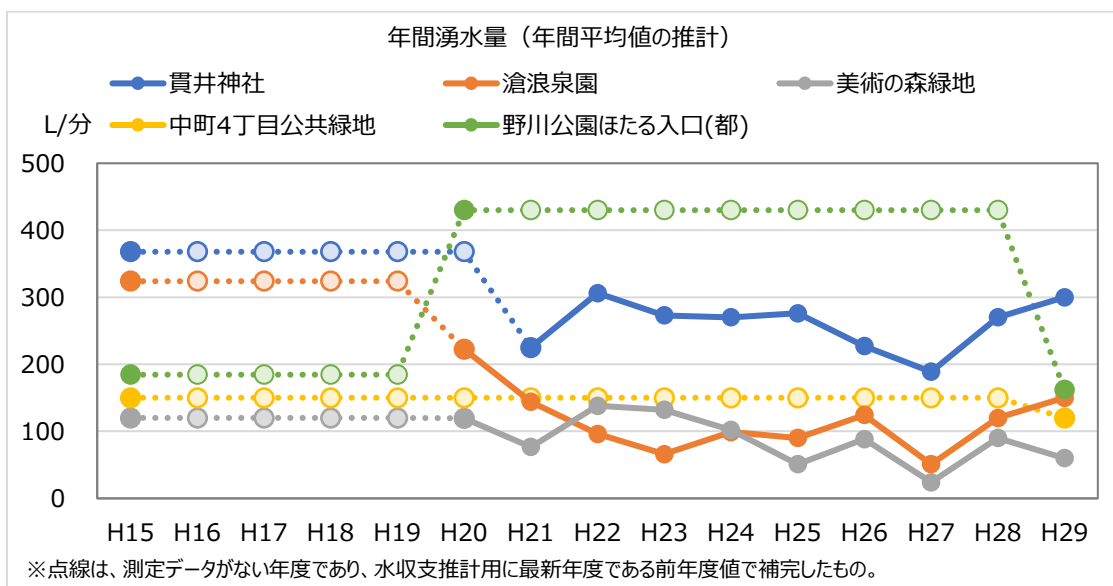


図- 9 下水処理量と汚水 (G1) 雨水 (G2) の内訳

H : 湧水からの湧出量

推計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 湧出量の測定データが存在する市内の湧水 (5 か所) を対象とし、測定値 (2 回/年程度[※]) より推定した。 測定値が取得できない年度においては、その時点の最新値である前年度値を適用しデータを補完した。
推計式 [m³/年]	$\text{測定値の平均値 [L/分]} \times 60 [\text{分/時間}] \times 24 [\text{時間/日}] \times \text{年間日数 [日/年]} \times 10^{-6}$

※ 測定時期はおおむね 6 月と 12 月である。



※点線は、測定データがない年度であり、水収支推計用に最新年度である前年度値で補完したもの。

図- 10 市内 5 か所における湧水の湧出量

(3) 水収支算出結果

表- 4 水収支の推計結果（平成 15（2003）年～平成 29（2017）年）[千 m³/年]

区分	水収支要素	H15 ('03)	H16 ('04)	H17 ('05)	H18 ('06)	H19 ('07)	H20 ('08)	H21 ('09)	H22 ('10)	H23 ('11)	H24 ('12)	H25 ('13)	H26 ('14)	H27 ('15)	H28 ('16)	H29 ('17)
家庭や事業所の水利用	A1：地下水揚水量（上水道）	8,671	8,491	8,631	8,984	8,526	8,403	7,857	7,360	6,071	4,901	3,823	2,772	5,368	5,132	2,263
	A2：地下水揚水量（事業所）	493	551	465	427	410	395	379	300	305	307	292	280	253	252	296
	A3：市外からの受水量（上水道）	4,113	3,781	4,370	3,725	3,871	3,787	4,500	5,010	6,258	7,795	9,010	9,296	7,387	7,632	10,593
	A4：配水量	12,784	12,273	13,000	12,709	12,397	12,190	12,357	12,370	12,329	12,696	12,833	12,068	12,755	12,764	12,856
	A5：水道管からの漏水量（地下浸透）	601	540	546	458	409	378	371	334	345	254	282	374	408	396	450
	A6：水道給水量	12,183	11,733	12,454	12,252	11,988	11,812	11,986	12,036	11,984	12,442	12,551	11,694	12,346	12,368	12,406
	水利用量（A6+A2）	12,677	12,284	12,919	12,678	12,398	12,208	12,365	12,336	12,289	12,748	12,843	11,974	12,600	12,620	12,702
降雨や蒸発散	B1：降雨量	18,479	20,303	15,069	20,054	15,097	24,218	17,358	18,655	17,199	17,397	19,159	20,502	18,740	17,188	18,808
	B2：蒸発散量	2,700	2,927	2,764	2,745	2,790	2,724	2,716	2,796	2,705	2,653	2,731	2,624	2,672	2,681	2,605
	B3：有効降雨量	15,779	17,376	12,305	17,309	12,307	21,494	14,642	15,859	14,494	14,744	16,428	17,878	16,068	14,507	16,203
雨水浸透施設	浸透量（C1+C2+C3）	2,327	2,743	2,081	2,867	2,220	3,531	2,695	3,035	2,933	2,925	3,370	3,674	3,552	3,283	3,681
	C1：浸透ますによる浸透量	1,426	1,664	1,274	1,772	1,383	2,214	1,678	1,895	1,846	1,852	2,150	2,354	2,279	2,127	2,404
	C2：浸透管による浸透量	765	894	669	910	695	1,097	856	952	901	889	1,013	1,097	1,065	968	1,072
	C3：浸透人孔による浸透量	136	185	138	185	142	220	161	188	186	184	208	223	208	188	206
地表面流出・浸透	D：地表面からの流出量	8,317	9,001	6,252	8,876	6,146	11,107	7,296	7,807	6,994	7,193	7,924	8,630	7,518	6,721	7,505
	E：地表面からの地下浸透	5,135	5,632	3,972	5,565	3,941	6,856	4,651	5,017	4,567	4,627	5,134	5,574	4,998	4,502	5,017
市域外からの流出入	F：玉川上水からの浸透量	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
下水	下水量（G1+G2）	18,436	18,714	18,059	18,565	17,195	19,530	17,917	18,077	17,641	17,233	16,006	18,956	18,505	17,837	18,403
	G1：下水のうち汚水量	12,439	12,649	12,512	12,424	12,402	12,337	12,245	12,354	12,067	12,043	10,518	12,446	12,365	12,164	12,200
	G2：下水のうち雨水量	5,997	6,065	5,548	6,141	4,792	7,194	5,672	5,723	5,574	5,190	5,488	6,510	6,140	5,673	6,203
湧水	H：湧水からの湧出量	603	604	603	603	603	680	539	589	552	554	524	536	444	559	416
地下水系水収支※2	=（A5+C+E+F）-（A2+H）	7,327	8,120	5,892	8,221	5,918	10,049	7,159	7,857	7,348	7,305	8,330	9,166	8,621	7,730	8,796

※1 端数処理の関係で合計値（1の位）が合わないことがある。

※2 〈A1：地下水揚水量（上水道）〉は井戸の汲み上げ位置が150m以深であり、湧水の水源としての地下水系には含めないことと仮定した。

表- 5 水収支の推計結果（平成 15（2003）年～平成 29（2017）年）[mm/年]（市域面積で割った値）

区分	水収支要素	H15 ('03)	H16 ('04)	H17 ('05)	H18 ('06)	H19 ('07)	H20 ('08)	H21 ('09)	H22 ('10)	H23 ('11)	H24 ('12)	H25 ('13)	H26 (14')	H27 ('15)	H28 ('16)	H29 ('17)
家庭や事業所の水利用	A1：地下水揚水量（上水道）	765	749	762	793	753	742	693	650	536	433	337	245	474	453	200
	A2：地下水揚水量（事業所）	44	49	41	38	36	35	33	27	27	27	26	25	22	22	26
	A3：市外からの受水量（上水道）	363	334	386	329	342	334	397	442	552	688	795	821	652	674	935
	A4：配水量	1,128	1,083	1,147	1,122	1,094	1,076	1,091	1,092	1,088	1,121	1,133	1,065	1,126	1,127	1,135
	A5：水道管からの漏水量（地下浸透）	53	48	48	40	36	33	33	29	30	22	25	33	36	35	40
	A6：水道給水量	1,075	1,036	1,099	1,081	1,058	1,043	1,058	1,062	1,058	1,098	1,108	1,032	1,090	1,092	1,095
	水利用量（A6+A2）	1,119	1,084	1,140	1,119	1,094	1,077	1,091	1,089	1,085	1,125	1,133	1,057	1,112	1,114	1,121
降雨や蒸発散	B1：降雨量	1,631	1,792	1,330	1,770	1,333	2,138	1,532	1,647	1,518	1,536	1,691	1,810	1,654	1,517	1,660
	B2：蒸発散量	238	258	244	242	246	240	240	247	239	234	241	232	236	237	230
	B3：有効降雨量	1,393	1,534	1,086	1,528	1,086	1,897	1,292	1,400	1,279	1,301	1,450	1,578	1,418	1,280	1,430
雨水浸透施設	浸透量（C1+C2+C3）	205	242	184	253	196	312	238	268	259	258	297	324	313	290	325
	C1：浸透ますによる浸透量	126	147	112	156	122	195	148	167	163	163	190	208	201	188	212
	C2：浸透管による浸透量	68	79	59	80	61	97	76	84	80	78	89	97	94	85	95
	C3：浸透人孔による浸透量	12	16	12	16	13	19	14	17	16	16	18	20	18	17	18
地表面流出・浸透	D：地表面からの流出量	734	794	552	783	542	980	644	689	617	635	699	762	664	593	662
	E：地表面からの地下浸透	453	497	351	491	348	605	411	443	403	408	453	492	441	397	443
市域外からの流出入	F：玉川上水からの浸透量	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
下水	下水量（G1+G2）	1,627	1,652	1,594	1,639	1,518	1,724	1,581	1,595	1,557	1,521	1,413	1,673	1,633	1,574	1,624
	G1：下水のうち汚水量	1,098	1,116	1,104	1,097	1,095	1,089	1,081	1,090	1,065	1,063	928	1,099	1,091	1,074	1,077
	G2：下水のうち雨水量	529	535	490	542	423	635	501	505	492	458	484	575	542	501	547
湧水	H：湧水からの湧出量	53	53	53	53	53	60	48	52	49	49	46	47	39	49	37
地下水系の水収支 ^{※2}	=（A5+C+E+F）-（A2+H）	647	717	520	726	522	887	632	693	649	645	735	809	761	682	776

※1 端数処理の関係で合計値（1の位）が合わないことがある。

※2 〈A1：地下水揚水量（上水道）〉は井戸の汲み上げ位置が150m以深であり、湧水の水源としての地下水系には含めないことと仮定した。

10. 用語解説

用語	解説
BOD（生物化学的酸素要求量）	Biochemical Oxygen Demand の略。水中に含まれている有機物を微生物が一定の条件下で酸化・分解するために必要な酸素量のこと。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。この値が大きいほど汚濁が著しいことになる。
CoCo バス	公共交通不便地域の解消や交通弱者への外出機会の提供などを目的とし、環境に配慮した車輛を用いて、既存の路線バスを補完する形で平成 15 年 3 月より運行しているコミュニティバスのこと。
COD（化学的酸素要求量）	Chemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を化学的に分解する際に必要な物質量の酸素量換算値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水質が悪化していることになる。
DO（溶存酸素量）	Dissolved Oxygen の略称。水中に溶けている酸素のこと。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、溶存酸素量の変化は生態系に大きな影響を及ぼす。汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いため、溶存する酸素量は少なくなる。
HEMS（家庭のエネルギー管理システム）	Home Energy Management System の略称。家庭の電力制御や家電製品などの効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム。エネルギー管理システムには、HEMS のほか、ビルの管理システム（BEMS）やマンションの管理システム（MEMS）もあり、建物内の電力の計測、空調・照明等接続機器の制御、電力需要ピークの制御などを行う。
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和 63）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。世界の科学者が発表する論文や観測・予測データから科学的な分析を行い、5～6 年ごとに社会経済への影響、気候変動対策なども盛り込んだ評価報告書を作成、公表する。特定のテーマに関する特別報告書や指針なども作成、公表している。
pH（水素イオン濃度）	溶液中の水素イオンの濃度を表す指数。pH 7 で中性、pH < 7 で酸性、pH > 7 でアルカリ性となり、温泉などの特殊な例を除いて、河川水等の表流水は中性付近の値を示す。水道用水として望ましい水質は pH6.5 以上 pH8.5 以下の範囲とされている。
PM _{2.5} （微小粒子状物質）	大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 μm 以下のもの。浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さいものを指す。PM _{2.5} は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。
PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源（事業所）から、どれくらい環境中（大気、水、土壌）に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年 1 回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。

用語	解説
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。
SS（浮遊物質・懸濁物質）	Suspended Solid の略称で、水中に浮遊する小粒状物の総称。プランクトンや生体物の死骸、それに付着する微生物等の有機物及び泥粒等の無機物からなる。懸濁物質の変化は水中の照度に影響を及ぼし、数値が大きいほど汚濁が著しいことを示す。
3R	Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの R の総称。
一酸化炭素（CO）	炭素を含む物質が不完全燃焼（十分な酸素が無い状態で燃えること）した際などに生じる無色、無臭の気体。人体に入るとヘモグロビンの酸素運搬作用を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす原因となる。都市では、自動車排ガスに含まれるものがその大部分を占めていると考えられており、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度になる場合がみられる。
雨水浸透ます	雨水を集水し地中に浸透させるため、底面及び側面を碎石で充填した設備。本市では、事業者と市の協力によって安く効果のある独自のますを考案しており、更に市民、事業者及び市のパートナーシップで設置を進めてきた結果、設置率は国内でも有数となっている。
エコドライブ	自動車の運転に当たって、アイドリングストップ、急発進・急加速の自粛、定速走行、エンブレキの活用、点検・整備の励行など、環境負荷の軽減に配慮すること。
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための仕組み。環境保全に関する方針や目標、計画などを定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを定めている。 国際標準化機構の ISO14001 規格や、環境省が策定したエコアクション 21 などがある。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条に基づいて平成 19 年に策定された。本計画の策定に伴い、令和 3 年 3 月に全面改訂を行った。
環境配慮指針	小金井市まちづくり条例第 38 条に基づき、生活環境、文化的環境、自然的環境及び地球環境の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項について定められた指針。
環境美化サポーター	環境美化に対する意識向上を図るため、身近な公共空間である公園、道路などの環境美化活動について市民がボランティア活動を実施する制度。
環境保全型農業	化学肥料や農薬の使用を減らし、できるだけ環境負荷を低減するよう配慮した持続可能な農業・農法のこと。たい肥を使った有機農業などが一般的に普及している。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条に基づき、市が環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。
環境報告書	環境の状況、環境基本計画に基づいて実施された施策及びその他の取組の状況を明らかにするため、小金井市環境基本条例第 22 条に基づき毎年作成・公表される報告書。
外来種	人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種のこと。

用語	解説
崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。自然の地形及び植生を残し、また崖線下には多くの湧水があるなど、都内の区市町村界を越えて連続して存在する東京の緑の骨格となっている。
京都議定書	1997（平成 9）年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2005（平成 17）年 2 月に発効した。2008（平成 20）年～2012（平成 24）年を第一約束期間として、先進各国に温室効果ガスの削減数値目標が課せられた。
光化学オキシダント（Ox）	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、日射を受けて起こす光化学反応によって生成されるオゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉などの粘膜に影響を及ぼす。また、空気中に白いモヤがかかった状態（光化学スモッグ）が発生する。
小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、市が制定した条例（平成 17 年 7 月施行）。
国分寺崖線（はけ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、みどりが豊かで所々に湧水もみられる。
ごみゼロ化推進員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 8 に基づき、ごみの減量やまちの美化などに向けた活動を行うため、市から委嘱を受けた、町会・自治会、事業者などからの推薦や公募市民などで構成される。キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみ分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行っている。
コーディネート	様々な主体が、共通の目的を実現するために協力し合い、全体で大きな力が発揮されるよう連絡・調整を行うこと。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
在来種	従来からその地域に自然分布している動植物種（亜種や系統も含む）。
市民農園	余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様に区画を貸すもの。利用者は、その区画内（12 平方メートル）に好きな野菜を栽培することができる。
食品ロス	食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。消費・賞味期限切れによる廃棄、食べ残し、可食部の除去などが原因となる。日本の食品ロスは約 612 万 t（平成 29 年度）であり、そのうち事業系は約 328 万 t、家庭系が約 284 万 t である。
生産緑地	良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地のことであり、指定することで営農継続義務が生じる代わりに、固定資産税などの軽減措置等が受けられる。指定から 30 年を経過するといつでも買取申出が可能となる。平成 29 年の生産緑地法の改正により特定生産緑地制度が創設され、特定生産緑地に指定することで買取りの申出が可能となる期日を 10 年延期できることとなった。
体験型市民農園	市が開設する市民農園とは異なり、市による施設整備費と管理運営に助成と支援を受けた上で、農家が開設するもの。農家が利用者に対して農業の講習会を実施し、利用者はその講習会で学んだ内容に沿って、自分の区画で農作業を行う。

用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらす、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（2013年）では、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性95%以上）とされている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われる。地産地消が進めば、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギーの削減などの効果が期待される。近年では、オンサイトで利用する再生可能エネルギーを取り上げて、エネルギーの地産地消と呼ぶこともある。
低公害車	大気汚染物質の排出や騒音の発生などが少ないなど、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。現在実用段階にあるものは、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、大型ディーゼル貨物自動車代替自動車、低排出ガス認定自動車の9種類である。
低炭素社会	経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会（低炭素社会）のこと。その具体的な方策として、省エネルギー等によるエネルギー負荷の低減、再生可能エネルギーの導入などが挙げられる。さらに、温室効果ガスの排出削減及び吸収や回収・再利用により排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」を目指す動きが加速している。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械洗浄などに用いられ、洗浄剤・溶剤として優れているが、地下水汚染などの原因物質となっている。肝・腎機能低下を起こすなどの毒性があるが、人に対する発がん性は十分立証されていない。大気・水・土壌について環境基準が設定され、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で排出が規制されている。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物で、156種が指定されている（令和3年1月現在）。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で規制されている。
二酸化窒素（NO ₂ ）	大気汚染物質の一種で、工場の煙や自動車排気ガスなどに含まれて大気中に排出される。二酸化窒素は人体に吸入されると肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。
燃料電池	水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。
ヒートアイランド（現象）	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温分布図において、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。都市化の進展による人工排熱の増加やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などが原因で、夏季は猛暑日や熱帯夜の増加による熱中症などの健康被害、冬季は植物の開花時期の変化などが懸念されている。
ビオトープ	本来その地域に住む様々な野生の生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。

用語	解説
フロン類	フッ素と炭素の化合物で、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）などの種類がある。冷蔵庫などの冷媒やスプレーの噴射剤、半導体などの精密な部品の洗浄剤などに広く用いられてきた。大気中に放出されてもそのまま蓄積され、オゾン層を破壊する特定フロン（CFC・HCFC）については国際的に使用が禁止され、我が国でも法令で回収・破壊が義務付けられている。また、フロン類は二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温室効果を持つが、本市では、二酸化炭素以外の温室効果ガスで最も多いのがHFCsである。
マイクロプラスチック	漂流・漂着したプラスチックゴミが海岸での紫外線や大きな温度差による劣化、海岸砂による摩耗などにより次第に細片化し、サイズが5mmを下回ったもののこと。動物プランクトンと同程度の大きさを持ったマイクロプラスチックは、魚類などにより誤食され、付着していた有害物質が蓄積され、食物連鎖により人間の体内に入る可能性がある。海鳥が誤食した場合、消化器官に悪影響を及ぼす可能性がある。
みどりのパートナーシップ協定	潤いある調和のとれた美しいまちづくりの推進を目的に、市と緑化に資する自主的な活動団体と協定を締結し、対等な立場で連携協力して市政を充実、発展させるための制度です。
名勝「小金井（サクラ）」	玉川上水の境橋から小平浄水場までの堤に植えられたヤマザクラ。江戸時代から広く知られており、国の名勝として指定を受けている。近年では、玉川上水の通水停止や自動車の排気ガスなどにより樹勢の衰えがみられ、市や市民団体が保全に取り組んでいる。
モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下等の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること。
浴恩館	昭和3年、京都御所で行われた昭和天皇即位大嘗祭の神職の更衣所を、(財)日本青年館が譲り受けて移築した建物。その後、全国の青年団の指導者層が集まり、人間形成する講習所として機能し、昭和48年に市が買い取って青少年センターとして開館した。平成5年に、市の郷土資料を展示収蔵する文化財センターとしてリニューアルしたのを機に、周辺を公園として整備して現在に至っている。
リサイクル	廃棄物を回収し、再生利用すること。原料あるいは材料として循環利用するマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルや、循環利用できなくなったものを燃焼させるなどしてエネルギー回収するサーマルリサイクルがある。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政などの全ての者が共有しながら、互いに意思疎通を図ること。
リデュース	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや、ごみになるものはもらわない・買わないなど廃棄物の発生を少なくすること。
リユース	再使用のこと。一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返して使用すること。
緑被率	緑被面積が市域に占める割合のこと。

第3次小金井市環境基本計画

令和3年3月

連絡先：小金井市環境部環境政策課

住 所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

T E L : 042-387-9817 / F A X : 042-383-6577

E-mail : s040199@koganei-shi.jp

小金井市公式ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

